

官報号外

昭和四十一年六月二十七日

○第五十一回 参議院會議錄第三十五号

昭和四十一年六月二十七日(月曜日)

午前十時三十四分開議

○議事日程 第四十一号

昭和四十一年六月二十七日

午前十時三十分開議

午前十時開議

第一 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 製菓衛生師法案(衆議院提出)

第三 駐留軍關係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第五 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案(内閣提出、衆議院送付)

第六 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 小型船造船業法案(内閣提出、衆議院送付)

第八 恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第九 昭和四十一年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一〇 昭和四十一年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正

第二七 「視聴覚ライブラリー」並びに「高等學校視聴覚教材」の整備費国庫補助に関する請願

第二八 「公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律」の一部改正に関する請願

第二九 公立学校における警備員設置の法制化促進に関する請願

第三〇 同和教育推進に関する請願

第三一 へき地教育振興法施行規則附則第二項の暫定期限延長に関する請願

第三二 「なきなた」正課教材採択に関する請願

第三三 公立高等学校の学級編制、教職員定数の改善等に関する請願

第三四 司書教諭の即時発令及び学校司書制度の法制化に関する請願(三十一件)

第三五 幼児教育振興のため幼稚園教育を義務化とするの請願

第三六 千葉市加曾利貝塚の保存に関する請願(十九件)

第三七 産炭地教育振興に関する請願(三件)

第三八 千葉県松戸市貝の花古代遺跡の保存に関する請願(五件)

第三九 義務教育における毛筆習字必修に関する請願(五十四件)

第四〇 心臓病の子供の教育のため病、虚弱児学校、学級増設に関する請願(五件)

第四一 戰傷病者の子女の育英資金等に関する請願(十八件)

第四二 私学振興助成措置に関する請願

第四三 国立夜間(独立)大学設立に関する請願

第四四 国内産牛乳による学校給食制度の法制化に関する請願

第四五 重度肢体障害者の教育、福祉、更生施設に関する請願(五件)

第四六 脱盲施設の拡充に関する請願(二件)

第四七 國立看護大学設置に関する請願

第四八 看護教員養成機関設置に関する請願

第四九 看護短期大学の教育年限に関する請願(五件)

第五〇 中学校の音楽教育充実に関する請願

第五一 郵便事業の正常な運行を期するため日曜配達廢止実現に関する請願

第五二 簡易保険及び郵便年金資金の運用範囲拡大と余裕金直接運用に関する請願(二十五件)

第五三 電報特別配達区域規程改正に関する請願(五件)

第五四 東京都玉川郵便局局舎増築促進に関する請願

第五五 大阪府布施市南部地区に無集配特定郵便局設置に関する請願

第五六 郵便年金積立金の運用制度改善に関する請願

第五七 高知県佐川町西佐川地区に無集配特定郵便局設置に関する請願

第五八 神奈川県横須賀市内電話の同一料金化に関する請願

第五九 仙台法務局築館出張所の支局昇格に関する請願(三件)

第六〇 大阪府布施市南部地区に無集配特定郵便局設置に関する請願

第六一 仙台法務局築館出張所の支局昇格に関する請願

第六二 福岡市所在の刑務所跡地引渡し遅滞による損害補償に関する請願

第六三 地方法務局の機構整備拡充に関する請願

第六四 群馬県前橋市内の法務省所有地の所管替えに関する請願

第六五 鹿児島地方法務局蒲生出張所存続に関する請願

第六六 神戸拘置所尼崎支所を田近野に移転設置反対の請願

第六七 結核対策の拡充に関する請願(二件)

第六八 医師、看護婦の充足に関する請願

第六九 病院給食の改善と生活保護基準引上げに關する請願	等の請願
第七〇 療術業務(医業類似行為)の新規開業の制度化に關する請願(二十九件)	整備拡充に關する請願(四十件)
第七一 保育所の拡充強化に關する請願	戦没者の慰靈頭彰並びに遺家族援護対策強化に關する請願
第七二 戰傷病者に支給する補装具の種目に「義装耳たぶ」を追加するの請願	同和対策審議会答申の完全実施に關する請願
第七三 全国保健所に栄養指導員(管理栄養士)必置等に關する請願(九件)	衛生検査技師法の一部改正に關する請願
第七四 母子栄養強化対策に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(九件)
第七五 国立栄養体力研究所(仮称)設置に關する請願(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第七六 環境衛生金融公庫設置に關する請願(二十八件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第七七 国立岐阜療養所災害補償等に關する請願(十一件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第七八 国立らい療養所栗生栗泉園入所患者の療養生活改善、向上に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第七九 調理師の免許、登録試験の制度に関する請願(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八一 政府関係機関労働者の労働条件に關する請願(三件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八〇 部落解放に關する請願(四件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八二 陸中海岸国立公園の地域拡張並びに下北半島の国定公園指定に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八三 国立足利療養所の核結ベット縮小反対等に關する請願(百四件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八四 栄養士法第五条の二の第二号改正に關する請願(百四件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八五 深夜営業禁止に關する請願(六件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八六 ストリップ劇場許可反対に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八七 ハンセン氏病療養所の患者作業賃、日用品費増額及び不自由者看護職員切替えに關する請願(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八八 千葉県沼南町所在の精神薄弱児施設相友学園助成に關する請願(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第八九 失業保険制度を改善し農民に適用する	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)

第九〇 アルコール中毒者の治療施設増設及び整備拡充に關する請願(四十件)	第一九一 戰没者の慰靈頭彰並びに遺家族援護対策強化に關する請願
第九二 同和対策審議会答申の完全実施に關する請願(二十七件)	同和対策審議会答申の完全実施に關する請願(二十七件)
第九三 衛生検査技師法の一部改正に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九四 心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九五 心臓病の子供に対する育成医療助成拡充に關する請願(五件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九六 衛生検査技師国家試験の地方自治体移譲(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九七 農林水産業に対する失業保険適用に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九八 簡易水道事業に対する助成強化に関する請願(十三件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第九九 引揚医師の免許及び試験の特例に関する請願(二件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇〇 少年非行対策に関する請願(八件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇一 最低賃金法改正に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇二 日雇労働者健保改善及び老後の保障に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇三 生活保護法の実施要領に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇四 環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律の一部改正に關する請願(六十件)	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇五 社会保険診療報酬支払期日の法制化に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇六 人命尊重に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇七 緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇八 下肢障害者の福祉、更生に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一〇九 老人福祉施設設立認可に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一一〇 長野県茅野市立病院のがん研究に対する追試検討に關する請願	心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)

第一一一 パーテンダーの国家試験実施に關する請願(八件)	第一一二 医業健康保険組合の医療費国庫補助に關する請願
第一一三 日雇労働者健康保険法改悪反対に關する請願	第一一四 整備拡充に關する請願(四十件)
第一一四 整備拡充に關する請願(四十件)	第一一五 心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一一六 整備拡充に關する請願(四十件)	第一一七 生活保護法の実施要領に關する請願(五件)
第一一七 生活保護法の実施要領に關する請願(五件)	第一一八 環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律の一部改正に關する請願(六十件)
第一一八 環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律の一部改正に關する請願(六十件)	第一一九 緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願
第一一九 緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願	第一二〇 日程第一〇 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二〇 日程第一〇 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二一 日程第一一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二一 日程第一一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二二 日程第一二 防衛施設周辺の整備等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二二 日程第一二 防衛施設周辺の整備等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二四 住宅建設計画法(内閣提出、衆議院送付)
第一二四 住宅建設計画法(内閣提出、衆議院送付)	第一二五 日程第一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二五 日程第一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二六 日程第一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二六 日程第一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二七 日程第一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二七 日程第一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二八 日程第一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二八 日程第一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二九 日程第一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二九 日程第一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三〇 日程第一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三〇 日程第一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三一 日程第一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三一 日程第一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三二 日程第一一〇 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三二 日程第一一〇 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三三 日程第一一一 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三三 日程第一一一 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一二 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一二 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第一一一 パーテンダーの国家試験実施に關する請願(八件)	第一一二 医業健康保険組合の医療費国庫補助に關する請願
第一一二 医業健康保険組合の医療費国庫補助に關する請願	第一一三 日雇労働者健康保険法改悪反対に關する請願
第一一三 日雇労働者健康保険法改悪反対に關する請願	第一一四 整備拡充に關する請願(四十件)
第一一四 整備拡充に關する請願(四十件)	第一一五 心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)
第一一五 心臓手術に要する供血制度改善に關する請願(五件)	第一一六 整備拡充に關する請願(四十件)
第一一六 整備拡充に關する請願(四十件)	第一一七 生活保護法の実施要領に關する請願(五件)
第一一七 生活保護法の実施要領に關する請願(五件)	第一一八 環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律の一部改正に關する請願(六十件)
第一一八 環境衛生関係當業の運営の適正化に関する法律の一部改正に關する請願(六十件)	第一一九 緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願
第一一九 緊急失業対策法に基づく事業運営の実態調査とその対策に関する請願	第一二〇 日程第一〇 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二〇 日程第一〇 昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二一 日程第一一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二一 日程第一一 借地法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二二 日程第一二 防衛施設周辺の整備等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二二 日程第一二 防衛施設周辺の整備等に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二四 住宅建設計画法(内閣提出、衆議院送付)
第一二四 住宅建設計画法(内閣提出、衆議院送付)	第一二五 日程第一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二五 日程第一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二六 日程第一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二六 日程第一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二七 日程第一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二七 日程第一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二八 日程第一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二八 日程第一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一二九 日程第一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一二九 日程第一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三〇 日程第一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三〇 日程第一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三一 日程第一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三一 日程第一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三二 日程第一一〇 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三二 日程第一一〇 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三三 日程第一一一 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三三 日程第一一一 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一二 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一二 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一三 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一四 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一五 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一六 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一七 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一八 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)	第一三四 日程第一一九 基本的農業政策の確立に關する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○議長(重宗雄三君)	諸般の報告は、朗読を省略いたします。
一、委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの十五件の請願	
内閣委員	内閣委員
法務委員	法務委員
文教委員	文教委員
社会労働委員	社会労働委員
農林水産委員	農林水産委員
商工委員	商工委員
建設委員	建設委員
内閣委員	内閣委員
法務委員	法務委員
文教委員	文教委員
社会労働委員	社会労働委員
農林水産委員	農林水産委員
同	同
同	同
同	同
名した。	同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
鶴園 哲夫君	鶴園 哲夫君
小平 芳平君	小平 芳平君
田村 賢作君	田村 賢作君
中村喜四郎君	中村喜四郎君
任田 新治君	任田 新治君
白木義一郎君	白木義一郎君
矢追 秀彦君	矢追 秀彦君
鬼木 勝利君	鬼木 勝利君
亀田 得治君	亀田 得治君
岡村文四郎君	岡村文四郎君
松本治一郎君	松本治一郎君
安井 謙君	安井 謙君
万平君	万平君

製菓衛生師法案可決報告書
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案可決報告書
戦傷病者等の妻に對する特別給付金支給法案可決報告書
昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案可決報告書
借地法等の一部を改正する法律案可決報告書
執行官法案可決報告書
小型船造船業法案可決報告書
防衛施設周辺の整備等に関する法律案可決報告書
法務委員会請願審査報告書第一号
社会労働委員会請願審査報告書第一号
通信委員会請願審査報告書第一号
同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案
私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律案
国土開發総貫自動車道建設法の一部を改正する法律案
官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律案
産炭地域振興事業團法の一部を改正する法律案
公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院から、本院の送付した左の内閣提出案は、同院においてこれを可決した旨の通知書を受領した。

畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律案
所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案同日左の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律

国土開発総貢自動車道建設法の一部を改正する法律

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律

産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律

公衆電気通信法及び有線電気通信法の一部を改正する法律の一部を改正する法律

同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

行政相談委員法

畜産物の価格安定等に關する法律の一部を改正する法律

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の回避のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に關する法律案道路交通事業抵当法の一部を改正する法律案

日程第一、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための國の財政上の特別措置に關する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まづ、委員長の報告を求めます。地方行政委員会

長岸田幸雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和四十一年四月二十六日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

(趣旨)

第一条 この法律は、首都圏の近郊整備地帯整備計画若しくは都市開発区域整備計画又は近畿圏の近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画の実施の円滑化を図り、首都圏及び近畿圏の建設の促進に資するため必要な国の財政上の特別措置を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律で「近郊整備地帯整備計画」又は「都市開発区域整備計画」とは、首都圏整備法(昭和三十一年法律第八十三条)第二十四条第一項又は第二十五条第一項の規定により指定された区域の整備に関する事項についての同法第二十一条第三項の整備計画をいう。

2 この法律で「近郊整備区域建設計画」又は「都市開発区域建設計画」とは、近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律(昭和三十九年法律第一百四十五号)第三条の

規定に基づいて内閣総理大臣が承認した建設計画で、近畿圏整備法(昭和三十八年法律第二百一十九号)第十二条第一項又は第十二条第一項の規定により指定された区域に係るものをいう。

(地方債の利子補給等)

国は、近郊整備地帯整備計画若しくは都

市開発区域整備計画又は近郊整備区域建設計画若しくは都市開発区域建設計画(以下「整備計画等」と総称する)に基いて関係都府県が國から負担金若しくは補助金の交付を受け行な

い、又は国が関係都府県に負担金を課して行な

う事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事

業(災害復旧に係るものを除く)で政令で定め

るもの(以下「特別整備事業」という。)について、政令で定めるところにより、当該事業の種類とに算定した当該都府県の通常の負担額をこれ

る負担額の支出の財源に充てるものとして、昭

和四十一年度から昭和五十年度までの各年度に

おいて、当該都府県に地方債の発行を許可する

ものとする。

一 近郊整備地帯整備計画又は近郊整備区域建設計画(以下「近郊整備計画等」といふ。)に基づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ 住宅

ロ 道路及び港湾

ハ その他政令で定める主要な施設

二 都市開発区域整備計画又は都市開発区域建

設計画(以下「都市開発整備計画等」といふ。)に基

づいて行なう事業に係る次に掲げる施設

イ 住宅

ロ 道路及び港湾

三 下水道

四 教育施設及び厚生施設

五 その他近郊整備計画等又は都市開発整備計

画等」といふ政令で定める主要な施設

第四条 整備計画等に基づいて昭和四十一年度から昭和五十年度までの各年度において関係市町村が國から負担金若しくは補助金の交付を受け行ない、又は国が関係市町村に負担金を課して行なう事業のうち、次に掲げる施設の整備に係る事業(災害復旧に係るもの、当該事業に係る経費の全額を國が負担するもの及び当該事業

第五条 特定事業に係る経費に対する國の負担割合は、関係市町村とに当該特定事業に係る経費に対する通常の國の負担割合に次の式により算定した数(小数点以下二位未満は切り上げるものとする。以下「市上率」といふ。)を乗じて算定するものとする。

$$\frac{1 + 0.25 \times \text{当該市町村の標準負担額}}{\text{当該市町村の標準負担額}} \times 0.7 + 0.3 \times 0.72 - \text{政力指數}$$

当該年度におけるすべての特定期間に係る当該市町村の負担額のうち、当該市町村の標準負担額を以て、その2倍にいたるまでの額

× 0.7 + 0.3 × 0.72 - 政力指數

すべての関係市町村のうち財政力指數が最低の市町村の負担額

× 0.72 - 地方財政

関係市町村の財政力指數

第六条 前項の式において、次の各号に掲げる用語については、当該各号に定めるところによる。

一 当該市町村の標準負担額 当該市町村の当該年度の地方交付税法第十条の規定により算定した普通交付税の額、同法第十四条の規定により算定した基準財政収入額から同条の規定により算定した特別とん課与税(道路法(昭和二十七年法律第二百八十号)第七条第三項の規定による)と、特別とん課与税、地方道路譲与税及び石油ガス譲与税(以下この項において同じ)の収入見込額を控除した額の七十五分の百

に相当する額及び当該特別とん課与税の収入見込額の合算額の百分の十に相当する額(その区域の一部が整備計画等の対象となつている関係市町村にあっては、当該額を基礎として政令で定めるところにより算定した額をいう。

二 財政力指数 地方交付税法第十四条の規定により算定した基準財政収入額を同法第十二条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で当該年度前二年度内の各年度に係るものと合算したもの三分の一の数値をいう。

に係る経費を当該市町村が負担しないものを除く。)で政令で定めるもの(以下「特定事業」という。)に係る経費に対する國の負担又は補助の割合(以下「國の負担割合」といふ。)は、次条に定めるところにより算定するものとする。

三 調整率 その数値が〇・三に満たないときは、〇・三とする。

3 第一項の規定を適用した場合において、関係市町村の負担割合が百分の二十未満となるときは、同項の規定にかかるわらず、当該特定事業に係る経費に対する関係市町村の負担割合が百分の二十となるよう、国に負担割合を定める。

4 自治大臣は、引上率を算定し、特定事業に係る事務を所掌する各省各庁の長(財政法(昭和十二年法律第三十四号)第二十条第二項に規定する各省各庁の長をいふ)、首都圈整備委員会委員長及び近畿圏整備長官並びに関係都府県知事及び関係市町村長に通知するものとする。

(他の特別法との関係等)

第六条 特別整備事業又は特定事業で新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十年法律第七十三号)第二条又は第三条の規定の適用を受けるものについては、この法律の規定は、適用しない。

2 関係市町村であつて地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第三条第四項に規定する財政再建団体であるものに係る特定事業のうち、当該特定事業に係る経費について同法第十七条の規定により算定した国に負担割合(以下この項において「地方財政再建促進特別措置法による国に負担割合」という。)が当該特定事業に係る経費について前条の規定により算定した国に負担割合(以下この項において「この法律による国に負担割合」といふ。)をこえるものについては、同条の規定にかかるわらず、同法第十七条の規定を適用し、地方財政再建促進特別措置法による国に負担割合がこの法律による国に負担割合をこえないものについては、同法第十七条の規定にかかるわらず、前条の規定を適用する。

3 港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第四条第一項の規定による港務局は、この法律の適

用については、地方公共団体とみなす。

(政令への委任)

第七条 第三条第二項の規定による利子の支給及び第四条の規定により通常の国の負担割合を交付、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)

第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合及び同法第二百九十八条第一項の規定による地方開発事業団並びに港務局の行なう事業についてこの法律を適用するために必要な事項その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(適用)

2 第四条及び第五条の規定は、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金から適用し、昭和四十一年度分の予算に係る国の負担金又は補助金で翌年度に繰り越したものについて

は、なお従前の例による。

(自治省設置法の一部改正)

3 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号の四の次に次の一号を加える。

十三の五 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律(昭和四十一年法律第二百六十一号)の

施行に関する事務を行なうこと。

第十二条中第十六号を第十七号とし、第十五号の次に次の二号を加える。

十六 首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の施行に関する事務を行なうこと。

○岸田幸雄君登壇、拍手)

○岸田幸雄君 ただいま議題となりました「首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備のための国

の財政上の特別措置に関する法律案」につきまして、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案は、首都圏及び近畿圏の近郊整備地帯等の整備または建設のため、その整備計画等に基づいて行なわれる国の直轄事業または国庫補助事業のうち、基幹的な施設の整備にかかる事業につきまして、関係都府県及び関係市町村に対しまずする国の財政上の特別措置を定めようとするものであります。

本委員会におきましては、提案理由の説明を聴取した後、特別措置の内容、整備計画等の現況その他につき、熱心に審査をいたしましたが、その詳細は会議録によつてごらん願いたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。社会労働委員

支給法案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

本委員会におきましては、提案理由の説明を聴取した後、特別措置の内容、整備計画等の現況そ

の他につき、熱心に審査をいたしましたが、その詳細は会議録によつてごらん願いたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

次いで、各派共同により、本案の施行に關して、整備計画等の早急な策定または調整、適切な質疑を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

賛成を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

部を改正する法律案、(いすれも衆議院提出)

日程第四、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一

部を改正する法律案、

支給法案、(いすれも内閣提出、衆議院送付)

以上四案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

本委員会におきましては、提案理由の説明を聴取した後、特別措置の内容、整備計画等の現況そ

の他につき、熱心に審査をいたしましたが、その詳細は会議録によつてごらん願いたいと存じます。

○議長(重宗雄三君) 本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

賛成を終局し、討論に入りましたところ、別に発言もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて可決すべきものと決定いたしました。

者をいう。

(免許)

第三条 製菓衛生師の免許（以下「免許」という。）は、製菓衛生師試験に合格した者に対し与えられる。

(製菓衛生師試験)

第四条 製菓衛生師試験は、厚生大臣の定める基準に基づき、製菓衛生師となるのに必要な知識について、都道府県知事が行なう。

(受験資格)

第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けことができない。

一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者であつて、厚生大臣の指定する製菓衛生師養成施設において能を修得したもの

二 学校教育法第四十七条に規定する者であつて、二年以上菓子製造業に従事したもの

(欠格事由)

第六条 次の各号の一に該当する者には、免許を与えない。

一 精神病者又は麻薬、あへん、大麻若しくは覚せい剤の中毒者

二 第八条第二項の規定により免許の取消処分を受けた後一年を経過しない者

(製菓衛生師名簿、登録及び免許証の交付)

第七条 都道府県に製菓衛生師名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

2 免許は、製菓衛生師名簿に登録することによつて行なう。

3 都道府県知事は、免許を与えたときは、製菓

衛生師免許証を交付する。

(免許の取消し)

第八条 都道府県知事は、製菓衛生師が第六条第一号に該当するに至つたときは、その免許を取り消さなければならない。

2 都道府県知事は、製菓衛生師がその責に帰すべき事由により菓子製造業の業務に関し食中毒その他衛生上重大な事故を発生させたときは、その免許を取り消すことができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、当該処分を受けるべき者にその処分の理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えるなければならない。

(政令への委任)

第九条 この法律に定めるもののほか、免許、登録及び製菓衛生師養成施設に関し必要な事項は、政令で定める。

(名称の使用制限)

第十条 製菓衛生師でなければ、製菓衛生師又はこれに類似する名称を用いてはならない。

(罰則)

第十五条 前条の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

(厚生省設置法の一部改正)

5 厚生省設置法（昭和二十四年法律第二百五十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第三十四号の次に次の二号を加える。

三十四の二 製菓衛生師養成施設を指定し、及び都道府県知事の行なう製菓衛生師試験の基準を定めること。

第九条の二第九号の次に次の二号を加える。

九の二 製菓衛生師法（昭和四十一年法律第二号）を施行すること。

1 この法律は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)

2 この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第四十七条に規定する者

を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえるに至つたものは、第五条の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。

右の本院提出案をここに送付する。
昭和四十一年六月二十四日
衆議院議長 山口嘉久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律

正する法律
駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第二百五十八号）の一部を次のようにより改正する。

第十条の次に次の二条を加える。
(就職指導等)

第十条の二 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号に該当すると公共職業安定所長が認定したものに対し、労働省令の定めるところにより、その者の再就職を促進するため必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

一 当該離職の日が昭和三十九年一月一日以後であること。

二 第二条第一号に掲げる者に該当する労務者として一年以上在職していたこと。

三 労働の意思及び能力を有すること。

四 当該離職の日以後において新たに安定した職業についたことのないこと。

五 前にこの項の規定による認定を受けたことのないこと。

二 公共職業安定所は、駐留軍関係離職者であつて次の各号のいずれかに該当すると公共職業安定所長が認定したものに対しても、前項の就職指導を行なうことができる。

一 前項各号（第四号を除く。）に該当する者であつて当該離職の日以後新たに安定した職業についた日の翌日から起算して一年以内にその者の責に帰すべき理由又はその者の都合によらないでさらに離職しがつ、その離職が

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正

【審査報告書は都合により追録に掲載】

者については、当該組に開しては、前項の規定を適用しない。

第三十一条第四号中「並びに入夫婚姻による妻の父及び母」を、「入夫婚姻による妻の父及び母」並びに第二十四条第三項に規定する者」に改め、同条第五号中「又は第二十四条第一項に規定する者及び死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき」を削り、同条第六号を次のように改める。

六 配偶者、子及び孫について、第二十四条第一項に規定する者及び同条第三項各号に掲げる者(同項ただし書の規定に該当する者に限る)並びに死亡した者の兄弟姉妹で、死亡した者の死亡の当時、その者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたもの以外の者の養子となつたとき。

第三十一条第七号中「又は入夫婚姻による妻の父若しくは母が」を、「入夫婚姻による妻の父及び母並びに第二十四条第三項に規定する者について、」に改め、同条に次の二項を加える。

2 厚生大臣は、死亡した者の配偶者、子又は孫が第二十四条第三項各号に掲げる者(同項の規定により遺族年金を受けるべき範囲の遺族とみなされた者を除く)の養子となつたときは、あらかじめ、援護審査会の意見をきかなければならぬ。

第三十五条第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第一項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第三十六条第一項に次の一項を加える。

十三 前条第二項において準用する第二十四

条第三項の規定により遺族とみなされた者第三十八条第二号中「第三十一条第一号」を「第三十一条第一項第二号」に改める。

第三十九条の三第二項中「第二十四条第二項」を「第二十四条第二項及び第三項」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

第三十九条の四第一項中「入夫婚姻による妻の父母」の下に「前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者」を加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

6 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの方であつた者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事實上婚姻關係と同様の事情にあつた者を含む)、子及び孫のうち、この法律の施行前に入夫婚姻による妻の父又は母の養子となつたことにより、第三十条の規定により遺族年金又は遺族給与金の支給を受ける者に限る。

第三十九条の四第一項中「入夫婚姻による妻の父母」の下に「前条第二項において準用する第二十四条第三項の規定により遺族とみなされた者」を加える。

この場合において、同条第三項中「第一項」とあるのは、「前項」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合において、第四条第一項に規定する国債の償還金の支払を受けていた者は、生存の事実を遅滞なく厚生大臣に届け出なければ、前項の規定の適用を受けることができない。

(戦傷病者特別援護法の一部改正)

第五条 戰傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第百六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条 第二項第六号中又は第五条「若しくは第五条」に、「又は総動員業務」を「若しくは総動員業務」に改め、「協力者」の下に「又は総動員業務の協力者」と同様の事情のもとに昭和十六年十二月八日以後中國(もとの閩東州及び台灣を除く)において総動員業務と同様の業務につき協力中の者」を加える。

第六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十三条 この法律による遺族援護法第二条第一項第一号及び第四条第二項並びに法律第百七十七条第二項第一項の規定の改正並びに附則第三条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十五条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十六条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十七条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十八条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第十九条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十一条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

第二十二条 戰傷病者戦没者遺族等援護法の一部を次のように改正する。

遺族年金又は戦傷病者・戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十年法律第八百四十四号)附則第十一項に規定する遺族年金を受ける権利を有するに至つた者並びに附則第六条第二項及び第三項に規定する扶助料を受ける者は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の適用については、同法第一条に規定する戦没者等

の妻とみなす。ただし、死亡した者の死亡の日が昭和三十八年四月一日前である場合に限る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一部改正)
第七条 戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第八条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「この項において」を「この項及び次条において」に改め、同条の次に次の二条を加える。

たならば戦没者等の遺族となるべき者があるときは、その者の申請により、その者を戦没者等の遺族とみなすことができる。

2 前項の規定により戦没者等の遺族となるべき者が生死不明である場合も、同項と同様とする。

第十三条の次に次の一条を加える。
(国債の償還金の返還の免除)

附則第二条第一項の表中

昭和四十一年七月分から 同年十二月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十二年一月分から 同年六月分まで	七万一千円	八万五千円	八万五千円
昭和四十一年七月分から 同年九月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円
昭和四十一年十月分から 同年十二月分まで	七万一千円	八万一千五百円	八万一千五百円

第二項の表中
昭和四十一年一月分から
同年十二月分まで
を
昭和四十一年一月分から
同年九月分まで
に改める

第一項の表中	昭和四十一年七月分から 同年九月分まで
同年十二月	昭和四十一年七月分から 同年六月分まで

昭和四十一年七月分から	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
同年十二月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
昭和四十一年一月分から	三万五千五百円	四万二千五百円	四万二千五百円
同年六月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
昭和四十一年七月分から	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
同年九月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
昭和四十一年一月分から	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円
同年十二月分まで	三万五千五百円	四万七百五十円	四万七百五十円

第二項の表中
同年十二月分まで 昭和四十一年一月分から
を 昭和四十一年一月分から
に改める。

附則第五条第一項の表中

昭和四十二年七月分から	五千九百十円	六千七百九十四円	六千七百九十四円
昭和四十二年一月分から	五千九百十円	七千八十九円	七千八十九円
同年九月分まで	五千九百十円	六千七百九十四円	六千七百九十四円
同年十二月分から	五千九百十円	六千七百九十四円	六千七百九十四円
同年十二月分まで	五千九百十円	六千七百九十四円	六千七百九十四円

に改める。

死亡した者を除く。)のうち、父、母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序による先順位者を戦没者等の遺族とみなす。

一 日本の国籍を有していない者

二 離縁によつて死亡した者の親族關係が終了している者

三 死亡した者の死亡の日以後縁組したことにより遺族以外の者の養子となつている者

四 死亡した者の死亡の日以後遺族以外の者と婚姻(氏を改めない)法律上の婚姻を除く。)し、当該婚姻の解消若しくは取消をしていないか、又は当該婚姻の解消若しくは取消をした後死亡した者の死亡の當時称していた氏に復していないう者

第一条の三 戦没者等の遺族が昭和四十一年において生死不明であり、かつ、同日以後引き継ぎ二年以上生死不明の場合において、その者が同日において死亡していたとし

(施行期日) ○等
第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条
(戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除く。) 第六条及び第八条の規定並びに附則第十三条及び附則第十五条から附則第十七条までの規定は、昭和四十一年四月一日から、その他の規定は、昭和四十一年十月一日から施行する。
公布の日 昭和四十一年 同年十月一日

施行期日

第一条 この法律中、第二条、第四条、第五条
（戦傷病者特別援護法第二条の改正規定を除
く）、第六条及び第八条の規定並びに附則第十
三条及び附則第十五条から附則第十七条までの

規定は、同年十月一日から施行する。
昭和四十一年

2
この法律による改正後の未開遺者等留家族等援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の難傷病者特別援護法第十九条第一項の規定、この法律による改正後の戦傷病者観察者遣族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)附則第十三条の規定、この法律による改正後の被災者等の遭族に対する特別甲種金支給法第一条第一項第一号及び第二条の二の規定並びに附則第十三条及び附則第十六条の規定は、昭和四十二年四月一日から適用する。

第三十九条の三の規定の改正により障害金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金又は遺族一時金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の同法を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる日又は月は、それぞれ、同表の下欄に掲げる日又は月とする。		
第二条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法(以下「遺族援護法」という。)第二条第三項第一号第七条、第二十四条、第三十五条及び第三十九条第一項の規定により障害金、障害一時金、遺族年金、遺族給与金、弔慰金又		
第七条第一項及び第二項	昭和二十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第二十三条第一項第三号		
第二十五条第一項		
第三十条第一項		
第三十六条第一項第二号、第四号及び第六号並びに第二項		
第三十八条第三号		
第七条第一項及び第二項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第三十九条の六第二項		
第七条第三項及び第四項		
第十三条第二項	昭和三十三年十二月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第二十三条第二項第三号		
第二十五条第三項		
第十二条第一項	昭和二十七年四月	昭和四十一年十月
第三十条第一項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第十三条第一項	昭和三十四年一月	昭和四十一年十月一日
第十三条第二項	昭和三十四年一月	昭和四十一年十月一日
第三十六条第二項	昭和三十四年十月	昭和四十一年十月一日
第三十条第三項	昭和三十五年十月	昭和四十一年十月一日
第二十五条第一項	昭和三十六年十月	昭和四十一年十月一日
第三十八条第三号	昭和三十七年四月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十九条第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第三十八条第二号		

第三十条第三項	同年同月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六条第一項第二号	同年四月一日	昭和四十一年十月二日
第三十九条の四第二項	昭和三十九年十月	昭和四十一年十月
第三十九条の六	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十条第一項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十三条第一項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十三条第二項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十六条第一項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十条第三項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五条第一項	昭和三十九年十月一日	昭和四十一年十月一日
第三十八条第三号	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十五条第三項	昭和三十四年一月一日	昭和四十一年十月一日
第二十九条第一項第一号	昭和二十七年三月三十一日	昭和四十一年九月三十日
第三十八条第二号		

第三条 この法律による改正前の遺族援護法第七条第一項各号又は第三項各号に規定する日が昭和四十一年十月一日前であつた者に係る不具廃疾の程度の認定及びその者に支給する障害年金の始期については、なお従前の例による。

第四条 次の表の上欄に掲げる月分の遺族給与金(死亡した者の配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)子、不具廃疾の父又は母及び孫に支給すべきものを除く。)の額を算出する場合には、この法律による改正後の遺族援護法第二十六条第四項中「六万四千四百円」とあるのは、当該月分に対応するそれぞれの月の前月の末日における遺族給与金を受けるべき遺族の年齢が同表の下欄に掲げる年齢の区分のいずれかに属するときは、それぞれ当該年齢の区分の欄のように読み替えるものとする。

月 分	年齢の区分	
昭和四十年一月	六十歳未満	六十歳以上
昭和四十年二月	五万九千七百円	五万七千五百円
昭和四十年三月	四万九千七百円	四万九千五百円
昭和四十年四月	三万九千七百円	三万九千五百円
昭和四十年五月	三万一千七百円	三万一千五百円
昭和四十年六月	二万九千七百円	二万九千五百円
昭和四十年七月	二万一千七百円	二万一千五百円
昭和四十年八月	一万九千七百円	一万九千五百円
昭和四十年九月	一万一千七百円	一万一千五百円
昭和四十年十月	九千七百円	九千五百円
昭和四十年十一月	八千七百円	八千五百円
昭和四十年十二月	七千七百円	七千五百円

第五条 軍人軍属若しくは準軍属又はこれらの者であつた者の死亡の当時における配偶者のうち、旧恩給法の特例に関する件(昭和二十一年勅令第六十八号)の施行の日(死亡した者の死亡の日が同日以後であるときは、その死亡の日。以下同じ。)以後婚姻(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入っていると認められる場合を含む。以下同じ。)したことにより、遺族

二 前号の期間内に養子となつたことによりこの法律による改正前の遺族援護法第三十一条第五号に該当した者(当該婚姻の相手方が直系尊属の養子となつた者を除く。)

三 当該婚姻の相手方が死亡した後に、さらに

四 昭和四十一年十月一日において、当該婚姻の相手方の遺族であることにより恩給法(大正十二年法律第四十八号)その他の法令(条例を含む。以下同じ。)により支給される年金たる給付を受けける権利を有している者

前項第二号に該当する配偶者のうち、この法

国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

第十二条 この法律による遺族援護法第二条第三項第一号の規定の改正により同法第七条に規定する障害年金を受けるに至つた者は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第号)第二条の規定の適用については、(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 昭和四十年四月一日において同条第三号の給付を受けた者とみなす。

第六条第一項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一改正に伴う経過措置)

第十四条 この法律による改正後の戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第百三十四号)附則第六項の規定により遺族年金又は遺族給与金を受ける権利を有するに至つた者に關し、この法律による改正後の遺族援護法を適用する場合においては、附則第一条の規定を準用する。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律の一改正に伴う経過措置)

第十五条 この法律による戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)の改正により戦没者等の妻に対する特別給付金支給法による特別給付金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第四条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十一年十一月一日とする。

(戦傷病者特別援護法の一部改正に伴う経過措置)

等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第号)第二条の規定の適用については、(未帰還者留守家族等援護法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 昭和四十年三月三十一日までに支給された事由が生じた葬祭費の額については、この法律による改正後の戦傷病者特別援護法第十九条第一項の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正に伴う経過措置)

第十七条 この法律による戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の改正により特別弔慰金を受ける権利を有するに至つた者に支給する同法第五条第二項に規定する国債の発行の日は、同法附則第二項の規定にかかるわらず、昭和四十一年六月十六日とする。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

二 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第百五十五号)附則第二十九条の二の規定の適用により支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

三 遺族援護法第七条の規定により支給される障害年金

四 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)第三条の規定により承継した義務に基づいて國家公務員共済組合連合会が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

五 遺族援護法第二条第一項第一号に規定する者で同法第三条第一項第一号に規定する在職期間内における負傷又は疾病により不具廃疾となつたものに対し、國家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)第三条の規定に基づく郵政省共済組合又は公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)第三条第一項に規定する国鉄共済組合若しくは日本電信電話公社共済組合が支給する年金たる給付のうち、公務による不具廃疾を支給事由とするもの

として、昭和三十八年四月一日において次の各号に掲げる給付を受けた者で、同日において当該給付に係る不具廃疾の程度が、恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二の特別項症から第五項症までに該当したものである。

一 戰傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第百二十七号)以下「遺族援護法」という。第二条第一項第一号に規定する者であつたことにより支給される恩給法第四十六条に規定する増加恩給

二 普通三十一年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者

三 前号の期間内に離婚(離婚の届出をしていないが、事實上離婚したと同様の事情に入つていると認められる場合を含む。)により當該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は當該婚姻の取消しをした者

四 残業以上の中刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつてない者(刑の執行猶豫の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないものを除く。)

五 当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情に入つてると認められる場合を含む。)をし、又は當該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

四 第四条 特別給付金の額は、十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができること。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債について

姻關係と同様の事情にあつたと認められる者を含み、離婚の届出をしていないが事實上離婚したと同様の事情にあつたと認められる者を除く。)であつて同日において日本の国籍を有していると認められる場合を含む。)により當該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は當該婚姻の取消しをした者には、特別給付金を支給する。ただし、次の方のいずれかに該当する者には、支給しない。

一 昭和三十八年四月二日以後昭和四十一年四月一日前に日本の国籍を失つた者には、特別給付金を支給する。ただし、次の方のいずれかに該当する者には、支給しない。

二 前号の期間内に離婚(離婚の届出をしていないが、事實上離婚したと同様の事情に入つていると認められる場合を含む。)により當該戦傷病者等との婚姻を解消し、又は當該婚姻の取消しをした者には、特別給付金を支給する。ただし、次の方のいずれかに該当する者には、支給しない。

三 禁錮以上の刑に処せられ、昭和四十一年四月一日においてその刑の執行を終わらず、又は執行を受けることがなくなつてない者(刑の執行猶豫の言渡しを受けた者で同日においてその言渡しを取り消されていないもの)を除く。)

四 当該戦傷病者等が昭和四十一年四月一日前に死亡した場合において、その死亡後同日前に婚姻(届出をしないが事實上婚姻關係と同様の事情に入つてると認められる場合を含む。)をし、又は當該戦傷病者等の父母、祖父母及び兄弟姉妹以外の者の養子となつた者

2 特別給付金を受ける権利の裁定は、これを受けようとする者の請求に基づいて厚生大臣が行なう。

(特別給付金の額及び記名国債の交付)

四 第四条 特別給付金の額は、十万円とし、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができること。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債について

は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が數人あるときは、その一人に対しても特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなされ、その一人に対しても特別給付金を受けれる権利の裁定は、全員に対してもものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前支払べきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してもものとみなす。

(時効)

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年閑行なわないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中止)

第七条 特別給付金に関する处分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

は、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 前四項に定めるものほか、第二項の規定によつて発行する国債に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別給付金を受ける権利の受継)

第五条 特別給付金を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に特別給付金の請求をしていなかつたときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の特別給付金を請求することができる。

2 前項の場合において、同順位の相続人が數人あるときは、その一人に対しても特別給付金の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなされ、その一人に対しても特別給付金を受けれる権利の裁定は、全員に対してもものとみなす。

3 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡した場合において、同順位の相続人が数人あるときは、その一人のした当該死亡した者の死亡前支払べきであつた同項に規定する国債の償還金の請求又は同項に規定する国債の記名変更の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対しても同項に規定する国債の記名変更は、全員に対してもものとみなす。

(時効)

第六条 特別給付金を受ける権利は、三年閑行なわないときは、時効によつて消滅する。

(時効の中止)

第七条 特別給付金に関する处分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)による不服申立ては、時効の中止については、裁判上の請求とみなす。

(譲渡又は担保の禁止)

第八条 特別給付金を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。

(差押えの禁止)

第九条 特別給付金を受ける権利及び第四条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。

(非課税)

第十条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として、課することができない。

2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

(国債の償還金の支払)

第十一条 第四条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の規定により取り扱う事務を処理する場合において、特に必要があるとき

は、同項の規定にかかわらず、その事務の一部を政令で定める者に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の政令で定める者に対し、その支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による支払事務の委託事項及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大蔵大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるものほか、第一項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

第六条 特別給付金に関する処分についての行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)によつて処理するところによつて、都道府県知事の執行について必要な細則は、厚生省令で定め

る。

(附 則)

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。(昭和四十一年四月一日から適用する。)

2 戰傷病者戦没者遺族等援護法等の一項を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)による遣族援護法第二条及び第四条第四項の規定の改正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)による遣族援護法第二条第一項第一号及び

第四条第二項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかつたことによる同法第七条に規定する障害年金を受けた者には、第二条の規定の適用について

は、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

3 前条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

4 第四条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十一年五月十六日とする。

5 第五条第六十三号の四の次に次の一号を加え

(厚生省設置法の一部改正)

4 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

六十三の五 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和四十一年法律第百五十一号)の定めるところにより、特別給付金を受ける権利を裁定すること。

第十四条の三第四号の四の次に次の一号を加え

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること)。

四の五 戰傷病者等の妻に対する特別給付金支給法を施行すること。

業務に携わる者に「製菓衛生師」の免許を与えて、衛生知識の涵養と資質向上とをはかるうとするものであります。

中学校卒業後一年の養成課程を経た者に試験を課します。免許は、業務に従事するための資格要件ではなく、名称を独占させるだけのものとされています。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十四号)による遣族援護法第二条及び第四条第四項の規定の改正並びに戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律(昭和三十九年法律第百五十九号)による遣族援護法第二条第一項第一号及び

第四条第二項の規定の改正により昭和十二年七月七日以後に負傷し、又は疾病にかかつたことによる同法第七条に規定する障害年金を受けたに至つた者は、第二条の規定の適用について

は、昭和三十八年四月一日において同条第三号の給付を受けていた者とみなす。

39年一月以後における離職者のうち、再就職の意思と能力を持つ者に對して、「就職促進手帳」を支給しつつ、特別の「就職指導」を行ない、他方、これらの離職者を雇い入れる事業主に対し、「雇用奨励金」の支給を行なうことを内容としております。

以上の二法律案は、衆議院提出法案であります。

委員会は、兩法律案いずれについても、全会一致をもつて、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案は、五つの関連した法律改正がまとめて行われる法律案であります。

改正の対象となる五つの法律は、今次大戦の戦後処理としての援護について定めるものであります。

して、戦傷病者に對しては、療養給付と障害給付を行ない、戦没者遺族に對しては、遺族給付と弔慰のための特別給付を支給し、また、未帰還者の留守家族に對しては、留守家族手当を支給すること等を、おもな内容とした法律であります。

改正法律案は、適用対象として、満州等における勤員学生を取り入れるほか、遺族給付、特別給付の受給者を広げる等、援護対象の範囲の拡大をは

第十三条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生省令で定め

○千葉千代世君登壇、拍手

[千葉千代世君登壇、拍手]

製菓衛生師法案は、菓子製造の

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまで、製菓衛生師法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

特別給付金は、十年償還の、無利子、十萬円の記名国債をもつて交付することとされております。受給者は約三万三千人と見込まれております。すでに三十八年に、戦没者の妻に対しても二十万円の特別給付金が支給されていることにかんがみ、委員会は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（重宗雄三君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、製糞衛生師法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

ること、障害給付について支給事由の緩和をはかること、準軍属と軍人との間に存する差を障害給付と遺族給付に關して縮小すること、葬祭費用額の引き上げをはかることなどを、おもな内容といたしております。

委員会においては、国民が払つた犠牲に対し、援護が公平にあまねく行なわれるべきであることを中心として、質疑が行なわれました。

採決の結果、全会一致で衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

採決後、藤田藤太郎君から、各派を代表して、委員会における論議の趣旨に徴し、原爆被爆地で防空業務に従事中死亡し、または傷害をこうむつた者には、特に援護を急ぐべきである旨の附帯決議案が提出され、これまた、全会一致で委員会の決議とすることに決しました。

ること、障害給付について支給事由の緩和をはかること、準軍属と軍人との間に存する差を障害給付と遺族給付に関して縮小すること、葬祭費用額の引き上げをはかるなどと、おもな内容といたしております。

○議長(重宗雄三君) 次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案、及び、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致をもつて可決せられました。

○議長(黒室雄三君) 日程第六、自動車損害賠償
保障法の一部を改正する法律案、
日程第七、小型船造船業法案、
(いずれも内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題とすることに御異議
ございませんか。

○議長（重宗雄三君）　御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。運輸委員長江藤智君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律
案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月二十六日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿
（小字及び一は衆議院修正）

自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律案

自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 自動車損害賠償自家保障（第五十五条第一第七十一条）」を「第三章の一 自動車損害賠償自家共済（第五十四条の二）」とし、第四章「自動車損害賠償自家保障（第五十五条第一第七十一条）」を「第五十四条の二」に改める。

第一条第一項中「第一条第二項に規定する自動車の下に」、「○（農耕作業の用に供することを目的として製作した小型特殊自動車を除く。）」を加える。

第二条第一項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第九条の二第一項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第九条の三第一項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同条第二項中「当該軽自動車」の下に「当該原動機付自転車」を、「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加え、同条第三項中「軽自動車」の下に「原動機付自転車」を加える。

第十条の二第一項及び第三項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第十三条に次の二項を加える。

2 前項の規定に基づき政令を制定し、又は改正する場合においては、政令で、当該政令の施行の際に責任保険の契約が締結されている自動車についての責任保険の保険金額を当該制定又は改正による変更後の保険金額とするために必要な措置その他当該制定又は改正に伴う所要の経過措置を定めることができる。

第二十条第一号中「車両番号」の下に「、地方税法（昭和二十五年法律第二百一十六号）第四百四十六条第三項（同法第一条第二項において準用する

場合を含む。)に規定する標識の番号)を加える。
第三十四条中「十一人」を「十三人」に改める。
第三十五条第一項中「四人」を「五人」に改め、同
条第二項第一号中「三人」を「四人」に改める。
第四十条中「責任保険」の下に「(原動機付自転車
に係るもの)を除く。以下この節において同じ。」
を加える。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二 自動車損害賠償責任共済

〔吉田茂翁の著書〕方略をなして、自ら「正義」
第五十四条の二 政令で定める自動車であつて、この法律で定める
自動車等賃貸責任共済（以下「責任共済」という。）の契約が締
結されているものは、第五条の規定にかかわらず、運行の用に

(責任共済の)共済責任を負う者は、農業協同組合法附和二十一年法律第三百三十二号に基づき責任共済の事業を行なう農業協同組合及び農業協同組合連合会(以下「組合」といふ。)である。

(責任共済の契約)
第五十四条の四 責任共済の契約は、第三条の規定による保有者の損害賠償の責任が発生した場合において、これによる保有者の損害及び運転者もその被害者に対して損害賠償の責任を負うべきときのこれによる運転者の損害を組合がん補することを約し、共済契約者が組合に共済掛金を支払うことを約することによつて、その効力を生ずる。
(責任保険の契約に関する規定の準用)
第五十四条の五 第十二条から第十九条まで、第二十二条及び第

二十四条の規定は、責任共済の契約について準用する。この場合において、これらの規定中「責任保険の契約」とあるのは「責任共済の契約」と、「責任保険」とあるのは「責任共済」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「被保險者」とあるのは「被共済者」、「保険金」とあるのは「共済金」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、「保険料」とあるのは「共済料金」と、第十七条第一項中「前項第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第十六条第一項」と、第八条中「第十六条第一項及び前条第一項」とあり、第十九条中「第十六条第一項及び第十七条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第十六条第一項及び第十七条第一項」と読み替えるものとす

当該自動車が第十条に規定する自動車又は第五十五条の許可に係る自動車となつた場合

二 責任共済の契約の当时共済契約者が組合に対し要義又は重大な過失により第二十条各号に掲げる事項につき、その事項を告げず、又は不実のことと告げた場合

三 その他運輸省令で定める場合

第二十条の二第二項の規定は、責任共済の契約について準用する。

第二十条の二第一項後段の規定は、第一項第一号又は第三号の規定による解除について準用する。

商法第六百四十四条第一項ただし書及び第二項の規定並びに第二十一条の規定は、第一項第二号の規定による解除について準用する。この場合において、これらの商法の規定中「保険者」とあるのは「組合」と、第二十一条中「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、同条第一項中「保険会社」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

(自動車損害賠償責任共済証明書及び共済履歴)

五十四条の七 第七条及び第九条の二の規定は、責任共済について準用する。この場合において、これらの規定中「保険会社」とあるのは「組合」と、「保険料」とあるのは「共済掛金」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「自動車損害賠償責任共済証明書」と、「保険料証」であるのは「共済標準章」と、「保険期間」とあるのは「共済期間」と、第七条第三項中「第二十二条第三項又は第四項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十二条第三項又は第四項」と、第九条の二第一項中「第七条第一項」とあるのは「第五十四条の七において準用する第七条第一項」と読み替えるものとする。

五十四条の八 責任共済の契約が締結されている自動車に係る第八条及び第九条の規定の適用については、自動車損害賠償責任共済証明書を自動車損害賠償責任共済証明書と、共済期間を保険期間とみなす。この場合において、第八条中「前条第一項」とあるのは「第五十四条の五において準用する第二十二条第三項又は第四項」と、第九条の二第一項中「第七条第一項」とあるのは「第五十四条の七において準用する第七条第一項」とあるものとする。

五十四条の九 行政庁(農業協同組合法第九十八条第一項に規定する行政庁をいい、同条第二項の規定により主務大臣の推認及び締結国登録自動車に係る第九条の三第一項の規定の適用については、共済標準章を保険標準とみなす)。

第九条の三第二項及び第三項の規定は、共済標準について準用する。

(同意及び協議)

五号 自動車損害賠償保障法の一部を改正する法律

共済責任の再共済(以下「再共済」という)についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもに関し、次の各号に掲げる処分をしようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣の同意を得るものとする。

一 農業協同組合法第十条の二第一項又は第三項の規定によ
る承認

二 農業協同組合法第九十四条の二第一項又は第五十五条の規定による処分

三 大蔵大臣は、前項の規定による同意をしようとするときは、審議会にはからなければならぬ。

四 审議会は、第三十二条に規定するもののか、前項の規定による諸間に応じて、第一項の規定による大蔵大臣の同意に關する審議をする。

五 行政庁は、責任共済、再共済又は再再共済についての共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに關し農業協同組合法第十条の二第二項の省令を制定し、又は變更しようとするときは、あらかじめ、運輸大臣及び大蔵大臣に協議するものとする。

(報告の微取 損害書類の開覧等)

第六十五条の十 運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要な限度において、組合又は農業協同組合法に基づき再共済若しくは再再共済の事業を行なう農業協同組合連合会に對して、当該責任共済、再共済又は再再共済に係る業務に關し、報告をさせ、又は帳簿書類の閲覧を求めることができる。

運輸大臣は、第一条の目的を達成するため必要があると認めることときは、行政庁に對して、必要な指摘をとるべきことを求めることができる。

第六十五条の二 第二項及び第二項中「軽自動車」の下に「及び原動機付自転車」を加える。

第七十二条第一項中「政令で定める者」の下に「責任共済の被共済者」を加え、同条第二項中「第十六条第四項」の下に「(第五十五条の五)において準用する場合を含む。」を加え、第六十二条第一項に改める。

第七十五条中第十六条第四項の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)を加え、同条第二項」を加え、「第六十二条第一項」を第十五条の五及び第六十二条第一項に改める。

第七十六条第二項中「又は被保険者」を「若しくは被保険者又は共済契約若しくは被共済者に就り、保険会社の下に「又は被保険者」を、「第六十二条第一項」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)を加え、同条第二項」を加え、「第六十二条第一項」の下に「(第五十四条の五において準用する場合を含む。)を加える。

第七十七条第一項及び第二項中「保険会社」の下に「又は組合」を加え、同条第二項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 組合は、農業協同組合法第十条の規定にかかるわらず、第一項の規定により委託された業務を行なうことができる。

第七十八条第一項中「保険会社」の下に「組合を加える。」

第八十四条の二第一項及び第二項中「保険除外標準」の下に「保険標準を加え、同条第三項中「保険標準」の下に又は共済標準を加え、同条第四項中「保険標準」の下に「又は共済標準」を、「保険会社の下に又は組合を加える。」

第八十五条第一項中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に「自動車損害賠償責任共済證明書」を加える。

第八十七条第二号中「自動車損害賠償責任保険証明書」の下に「自動車損害賠償責任共済證明書」を「保険除外標準」の下に「並びに共済標準を加える。」

第八十九条中「第十条の二第四項」の下に「第五十四条の八第三項」を加える。

第八十九条第一号中「第六十五条の二第三項」を「第五十四条の八第三項及び第六十五条の二第三項に改め、同条第一号中「第六十五条第一項」を「第五十四条の十第一項又は第六十九条第一項に改め、同条同号の次に次の二号を加える。」

二の二 第五十四条の十第一項の規定による開闢を拒み、妨げ、又は脅迫した者

第九十一条に次の二項を加える。

組合が第五十四条の五において準用する第二十四条の規定に違反したときは、組合の理事は、三十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

(原動機付自転車に対する適用)

第二条 原動機付自転車については、改正後の自動車損害賠償保障法(以下「新法」という。)第二章、第三章第二節、第二十四条及び第五十七条を含む。)、第十条の二第三項、第四章、第七十一条の六、新法第五条、第八条、第九条の三(新法第十三条の二第四項〇において準用する場合を含む。)、第十条の二第三項〇、第五十四条の八第一項及

政令で定める金額の解約返戻金を支払わなければならぬ。
 ○保険
 旧○契約の保険金額は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、政令で定める金額まで増加したものとする。
 ○保険
 旧○契約の保険契約者は、当該原動機付自転車につき責任保険契約が締結されたときは、旧○保険の保険者に對して、政令で定める金額の支払を請求することができる。ただし、第一項の規定により旧○契約が解除されたときは、この限りでない。

○保険
 旧○契約の保険契約者が、前項本文の規定による請求をしたときは、その時以後、旧○保険の保険金額は、第三項の規定により増加した時以前の金額に復するものとする。

○保険
 旧○契約に係る原動機付自転車につき責任保険契約が締結された場合において、旧○契約及び責任保険契約によりてん補すべき損害が生じたときは、まず責任保険契約による損害のてん補を行ない、そのてん補金額が損害の全部をてん補するに足りないときは、その足りない金額を旧○保険によりてん補するものとする。

第五条 原動機付自転車に係る自動車共済の契約（被共済者が原動機付自転車の運行によって他人の生命又は身体に加えた損害の賠償責任を負うことにより受けとるべき損害をてん補することを目的とする共済契約であつて、農業協同組合法に基づき同法第十一条第一項第八号の事業を行なう農業協同組合又は農業協同組合連合会との間に締結されたものをいふ）であつて昭和四十一年十月一日前に締結されたもの（以下「旧共済契約」といふ）の当事者は、当該原動機付自転車につき自動車損害賠償責任保険との契約が締結されたときは、旧共済契約を解除することができる。

前条第二項からの規定は、原動機付自転車に係る旧共済契約について適用する。この場合において、これらの規定中「旧保険契約」とあるのは「旧共済契約」と、「旧保険契約の保険者」とあるのは「農業協同組合又は農業協同組合連合会」と、「保険契約者」とあるのは「共済契約者」と、「保険金額」とあるのは「共済金額」と、「責任保険契約」とあるのは「自動車損害賠償責任共済契約」とする。

第六条 この法律の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお前の例による。
第七条 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
 第四十二条 第二項第一号の六の次に次の二号を加える。
 四十二の七 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に関する規定について同意すること。
 第二十九条第一項に次の二号を加える。
 二十五 自動車損害賠償責任共済等に係る業務に關する報告をさせ、報酬等の開闊を求める又は必要な措置をとるべきことを求める事。

第二十条 第二号の四の次に次の二号を加える。
 二十の五 自動車損害賠償責任共済に關すること。
 第八条 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。
 第五十二条 第二項第二十号の四の次に次の二号を加える。
 四十の三 自動車損害賠償責任共済等の共済規程に關する処分について同意すること。

第二十二条第一項第八号の二の次に次の二号を加える。
 八三 自動車損害賠償責任共済に關すること。
 第十二条第一項中同項第八号の二の下の「及び第八号の二」を加える。
 （印紙税法の一部改正）
 第九条 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。
 第五条第九号ノ九中「保険契約證書」の下に「並ニ同法ニ規定スル農業協同組合又ハ農業協同組合連合会ノ自動車損害賠償責任共済ニ關シ発スル共済掛金受取書及共済契約証書」を加え。

第二条 この法律において「小型船」とは、小型鋼船及び木船をいい、「小型鋼船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の鋼製の船舶（総トン数五百トン以上又は長さ五十メートル以上もののを除く。）をいい、「木船」とは、総トン数二十トン以上又は長さ十五メートル以上の木製の船舶をいう。

第三条 小型船造船業の種類は、次に掲げるものとする。
 一 小型鋼船造船業（小型鋼船の製造及び修繕を行なう事業）
 二 小型鋼船修繕業（小型鋼船の修繕を行なう事業）
 三 小型鋼船製造業（小型鋼船の製造を行なう事業）
 四 木船造船業（木船の製造及び修繕を行なう事業）
 五 木船修繕業（木船の修繕を行なう事業）
 六 木船製造業（木船の製造を行なう事業）

第四条 小型船造船業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び事業場ごとに、運輸大臣の登録を受けなければならない。

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名

二 小型船造船業の種類

三 事業場の名称及び所在地

四 当該事業の用に供する特定設備（小型船の製造又は修繕のための設備であつて、小型船造船業の種類ごとに運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数

五 前項の申請書には、事業場の図面その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

第六条 運輸大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、運輸省令で定めた登録年月日及び登録番号を小型船造船業者登録簿に登録しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遲滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第七条 運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第五条第一項の規定に

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月九日
 小型船造船業法案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

参議院議長 重宗 雄三殿
 衆議院議長 山口喜久一郎

第一条 この法律は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、小型造船業の健全な発達を図ることとともに、小型船の船質の向上に資することを目的とする。

第二条 この法律において「小型船造船業」とは、引揚船台を使用してするものに限る。以下同じ。（定義）

第三条 事業場の名称及び所在地

第四条 小型船造船業を営もうとする者は、小型船造船業の種類及び事業場ごとに、運輸大臣の登録を受けなければならない。

第五条 前条の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその役員の氏名

二 小型船造船業の種類

三 事業場の名称及び所在地

四 当該事業の用に供する特定設備（小型船の製造又は修繕のための設備であつて、小型船造船業の種類ごとに運輸省令で定めるものをいう。以下同じ。）の種類及び能力別の数

五 前項の申請書には、事業場の図面その他の運輸省令で定める書類を添附しなければならない。

第六条 運輸大臣は、前条第一項の規定による登録の申請があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、運輸省令で定めた登録年月日及び登録番号を小型船造船業者登録簿に登録しなければならない。

2 運輸大臣は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録の申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第七条 運輸大臣は、登録の申請者が次の各号の一に該当するとき、又は第五条第一項の規定に

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月九日
 小型船造船業法案
 右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よる登録の申請に係る特定設備が運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、その登録を拒否しなければならない。

一 この法律の規定に違反して刑に処せられ、

その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から一年を経過しない者

二 第十七条第一項の規定により小型船造船業の登録を取り消され、その取消しの日から一年を経過しない者

三 営業に關し成年者と同一の能力を有しない未成年者又は禁治產者で、その法定代理人が前二号の一に該当するもの

四 法人で、その役員のうちに前三号の一に該当する者があるもの

五 運輸大臣は、前項の規定による登録の拒否をしたときは、遅滞なく、理由を附してその旨を登録の申請者に通知しなければならない。

(登録申請手数料)
（登録申請手数料）

第八条 第五条第一項の規定による登録の申請をしようとする者は、二千円をこえない範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。ただし、第十六条第三項後段に規定する期間内にされた登録の申請については、手数料を納めなくてよい。

(事業開始の届出)
（事業開始の届出）

第九条 第四条の登録を受けた者は(以下「小型船造船業者」という。)は、事業を開始したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十条 小型船造船業者は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なわせるため、事業場ごとに、専任の主任技術者を選任しなければならない。ただし、小型船造船業者が自ら主任技術者となる事業場(事業場が二以上あるときは、一つの事業場に限る。)については、

この限りでない。

2 小型船造船業者は、前項の規定により主任技術者を選任したとき、又は自ら主任技術者となつたときは、その日から十五日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。主任技術者を変更したときも、同様とする。

(主任技術者の資格)
（主任技術者の資格）

第十二条 次の各号の一に該当する者でなければ、小型鋼船造船業、小型鋼船製造業又は小型鋼船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

一 学校教育法(昭和二十一年法律第二十六号)による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校を含む。以下同じ。)において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関する三年以上の実務の経験を有する者

二 学校教育法による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校を含む。以下同じ。)において、造船に関する学科を修得して卒業した後、鋼製の船舶の製造又は修繕に関する主任技術者の場合にあつては、五年)以上に該当するようにしてなければならない。

(主任技術者の義務)
（主任技術者の義務）

第十三条 主任技術者は、小型船の製造又は修繕の工事に関する技術上の管理を行なう場合においては、製造又は修繕に係る小型船が船舶安全法(昭和八年法律第十一号)及び同法に基づく命令に定める小型船の構造及び設備に関する基準に適合するようにしてなければならない。

(主任技術者の変更命令)
（主任技術者の変更命令）

第十四条 運輸大臣は、主任技術者が前条の規定に違反したときは、小型船造船業者に対し、主任技術者の変更を命ずることができる。

(変更登録等)
（変更登録等）

三 運輸大臣が前二号の一に掲げる者と同等以上上の知識及び技能を有するものと認定した者

二 次の各号の一に該当する者でなければ、木船造船業、木船製造業又は木船修繕業の登録を受けた者の事業場につき、前条第一項の主任技術者となることができない。

三 三号又は第四号に掲げる事項に変更があつた場合(第一項の変更登録に係る場合を除く。)は、

二 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

三 小型船造船業者は、第五条第一項第一号、第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

四 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

五 小型船造船業を廃止したときは、小型船造船業者であつた個人又は小型船造船業者であつた法人を代表する役員

六 小型船造船業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡の日から六十日以内は、被相続人の曾孫でいた小型船造船業引き継ぎ営むことができる。その期間内に第四条の登録を

に関する学科を修得して卒業した後、木船の製造又は修繕に關して七年(木船修繕業に係る主任技術者の場合にあつては、五年)以上

の実務の経験を有する者

三 木船の製造又は修繕に關して十五年(木船

十年)以上の実務の経験を有する者

四 運輸大臣が前三号の一に掲げる者と同等以上上の知識及び技能を有するものと認定した者

三 第十三条の規定による命令に基づき、主任技術者の職を解任され、又はその職をやめた者で、解任され、又はやめた日から一年を経過しないものは、主任技術者となることができない。

(事業の休止、廃止等)
（事業の休止、廃止等）

第十六条 小型船造船業者は、事業を休止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

二 小型船造船業者が次の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日(第一号の場合にあつては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(特定設備の維持等)
（特定設備の維持等）

第十五条 小型船造船業者は、当該事業の用に供する特定設備を第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

二 運輸大臣は、当該事業の用に供する特定設備が第七条第一項の運輸省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるときは、小型船造船業者に対し、その是正のために必要な修理、改造その他の措置をとるべきことを命ずることができることとする。

三 木船の製造又は修繕に關して十五年(木船

十年)以上の実務の経験を有する者

四 運輸大臣が前三号の一に掲げる者と同等以上上の知識及び技能を有するものと認定した者

三 第十三条の規定による命令に基づき、主任技術者の職を解任され、又はその職をやめた者で、解任され、又はやめた日から一年を経過しないものは、主任技術者となることができない。

(事業の休止、廃止等)

二 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

三 小型船造船業者は、第五条第一項第一号、第二号に掲げる事項を変更しようとするときは、運輸大臣の変更登録を受けなければならない。

四 第六条から第八条までの規定は、前項の変更登録について準用する。

五 小型船造船業を廃止したときは、小型船造船業者であつた個人又は小型船造船業者であつた法人を代表する役員

六 小型船造船業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡の日から六十日以内は、被相続人の曾孫でいた小型船造船業引き継ぎ営むことができる。その期間内に第四条の登録を

を除き、新たに、原動機付自転車を本法の対象車両に加えたことがあります。

第二は、異なる保険金額の自動車の併存する事態を防止するため、政令で所要の措置を講ずることができます。

第三は、本法の対象車両から小型耕うん機を除外したことあります。

第四は、政令で定める自動車について、農業組合及び農業協同組合連合会に自動車損害賠償責任共済の事業を認めたことあります。

なお、小型耕うん機の除外と責任共済制度の新設は、衆議院修正にかかるものであります。

委員会におきましては、政府からの提案理由に引き続き、衆議院議員田邊國男君から、修正部分の趣旨説明を聴取した後、熱心な質疑が行なわれましたが、そのおもなる点は、原動機付自転車を

政府の再保險事業の対象から除外することの可否、自動車事故被害者に対する相談所、アフターケア施設の設置等、保護対策の推進、責任保険経理の状況と運営に対する指導方針等であります

が、詳細は会議録に譲りたいと存じます。かくて、質疑を終了いたしましたところ、日本社会党の吉田委員より、公明党浅井委員との共同提案による修正案が提出されました。

修正案の主旨は、

第一に、小型耕うん機については、強制保険の対象外とするが、政府の保障事業等の規定は、これを利用すること、

第二に、原動機付自転車を政府の再保險事業の対象車両とすること、

第三に、責任共済の対象は、この法律で定める全部の自動車とすること、

第四に、行政庁は、責任共済に関する大臣との協議等を要しないものとすること、あります。

次いで、原案及び修正案を一括して討論に入りましたところ、日本社会党の相澤委員は修正案賛成、岡委員は原案反対、日本共产党の岩崎委員は

原案、修正案ともに反対、自由民主党の金丸委員は原案賛成、修正案反対の意見がそれぞれ述べられ、採決に入りましたところ、吉田委員、浅井委員共同提案による修正案は賛成少数をもって否決され、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 次に、小型船造船業法案について申し上げます。

本法律案は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、その健全な発達をはかるため、小型船造船業を登録制としてまた、事業場ごとに一定の学歴または実務経験を持つ主任技術者を配置させる制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、登録基準に達しない既存造船所に対する育成策、主任技術者の確保、木

部を改正する法律案、

○議長(重宗雄三君) 次に、防衛施設周辺の整備等に関する法律案、

第一條 恩給法(大正十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

(恩給法の一部改正)

第一条 恩給法等の一部を改正する法律案

恩給法等の一部を改正する法律

第二条ノ一 年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ

生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ

諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ

変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置

ヲ講ズルモノトス

第六十五条第三項中「及未成年ノ子」を、未

ナキ成年ノ子」に改め、同条第四項及び第五項

中「未成年ノ子」の下に「又ハ不具廃疾ニシテ生

活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子」を加える。

第七十五条第二項を次のように改める。

前項ノ扶養遺族トハ扶助料ヲ受クル者ニ依リ

生計ヲ維持シ又ハ之ト生計ヲ共ニスル公務員

ノ祖父母、父母、未成年ノ子又ハ不具廃疾ニ

シテ生活資料ヲ得ルノ途ナキ成年ノ子ニシテ

扶助料ヲ受クベキ要件ヲ具フルモノヲ謂フ

(恩給法の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 恩給法の一部を改正する法律(昭和二十

八年法律第百五十五号)の一部を次のようによ

正する。

附則第二十四条に次の二項を加える。

8 旧軍人以外の公務員(旧軍属を除く。)の恩

給の基礎在職年を計算する場合においては、

第二項及び第三項の規定にかかるわらず、これ

らの規定により恩給の基礎在職年に算入され

ないこととされている加算年のうち第四項各

号に掲げるものの及び前三項の規定により在職

年に加えられることとされている年月数は、

恩給の基礎在職年に算入するものとする。

附則第二十四条の五の見出し中「除算された

本法律案は、小型船造船業における造船技術の適正な水準を確保することにより、その健全な発達をはかるため、小型船造船業を登録制としてまた、事業場ごとに一定の学歴または実務経験を持つ主任技術者を配置させる制度を設けようとするものであります。

委員会におきましては、登録基準に達しない既存造船所に対する育成策、主任技術者の確保、木

部を改正する法律案、

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これまでより採決をいたします。

法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

參議院議長 山口喜久一郎

恩給法等の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しました。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年四月二十八日

參議院議長 重宗 雄三殿

恩給法等の一部を改正する法律案

○議長(重宗雄三君) 次に、小型船造船業法案全

部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

〔賛成者起立〕

第四条第二項及び第四項中「第一条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に、「第三項及び第四項」を「第四項及び第五項」に改める。
（国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正）

第二条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法（昭和三十三年法律第二百二十九号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

二 旧法の規定による退職年金又は廢疾年金に相当する年金 六万円
三 三万円

第四項中「第二項」を第三項に、「第五項」を
第六項に、「第三項」を第四項に改める。

第三条第三項中「第五項」を「第六項」に改め

次の各号に掲げる年金については、前項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十一年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。ただし、○当該年金の額の計算の基礎となる組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に満たない場合は、この限りでない。

項第三号中「昭和四十一年十二月分」を「昭和四十一年九月分」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「昭和四十二年六月分」を「昭和四十一年十二月分」に改め、同項を同条第四項とし、同条三十日」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

(施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の額の改定)

第三条の二 前条に規定する給付のうち年金たる給付の額については、国民の生活水準、國家公務員の給与、物価その他の他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第五条の次に次の二条を加える

第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算したものとし、「金額」を加える。

第三十二条の二の見出しの中「最低保障」を「最低保障等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、前二条又は前項の規定により算定した金額が、第五条第二項本文の規定を適用しないものとして場合を除く一部を改正する法律（昭和四十五年五月三十日法律第百三十九号）

附

(施行日前に給付事由が生じた年金たる給付の額の改定)

第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算したものとし、金額)」を加える。

第三十一条の二の見出し中「最低保障」を「最低保障等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、前二条又は前項の規定により算定した金額が、第五条第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二号)附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないとときは、前二条及び前項の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

二 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

第五十一条の二第五項各号列記以外の部分中「退職年金」の下に、「減額退職年金」を加える。(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

第一号に掲げる期間を有する者で政令で定めるものについては、政令で定める金額を加算したものとし、「金額」を加える。

第三十一条の二の見出し中「最低保障」を「最低保障等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 遺族年金を受ける者が妻、子又は孫である場合における遺族年金の額については、前二条又は前項の規定により算定した金額が、第五条第二項本文の規定を適用しないものとして恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十年法律第二号)附則第六条の規定の例により算定した金額より少ないときは、前二条及び前項の規定にかかわらず、当該金額を遺族年金の額とする。

二 旧日本赤十字社令の規定に基づき戦地勤務に服した日本赤十字社の救護員としての期間のうち恩給公務員期間及び年金条例職員期間を除いた期間

第五十一条の二第五項各号列記以外の部分中「退職年金」の下に「減額退職年金」を加える。

(旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法の一部改正)

第三条 旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法(昭和二十五年法律第二百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の二条を加える。

(年金額の改定)

第一条の二 この法律による年金たる給付の額については、国民の生活水準、国家公務員の給与、物価その他の諸事情に著しい変動が生じた場合には、変動後の諸事情を総合勘案して、すみやかに改定の措置を講ずるものとする。

第七条第一項中「第一条若しくは第二条若し

(施行期日)
附 則

第一条 この法律は、昭和四十一年十月一日から施行する。ただし、第二条中国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法第七条第一項第一号ただし書の改正規定及び附則第五条の規定は、昭和四十二年一月一日から施行する。
(昭和二十三年六月三十日以前に給付事由の生じた旧令による共済組合等の年金受給者の年金の額の特例等)

第二条 昭和四十年度における旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律(以下「昭和四十年度改定法」という。)第一条第一項、第二条第一項又は第三条第一項に規定する年金で昭和二十三年六月三十日以前に退職し、又は死亡した組合員に係るものうち、これらの年金の額の計算の基礎となつた組合員期間(実在職した期間に限る。)がこれらの規定に規定する退職年金(これに相当する年金を含む。)を受けた最短年金年限以上であるものについては、昭和四十一年十月分以後、その額を、その計算の基礎となつている俸給の額にそれぞれ対応する額をたたき定俸給年額を基準として政令で定める額を恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第一号)附則第七条第一項の規定により恩給法(大正十二年法律第四十八号)第二十条に規定する公務員又はその遺族について定められた仮定期間を基準として政令で定める額を退職又は死亡当時の俸給の額とみなし、国家公務員共済組合法の长期給付に関する施行法第二条第一項第二号に規定する旧法の規定を適用し

年金又は遺族年金を支給すべきこととなるとき
は、改正後の法及び改正後の昭和四十年度改定
法の規定により、昭和四十一年十月分から、そ
の者又はその遺族に退職年金又は遺族年金を支
給する。

一 恩給法の一部を改正する法律（昭和二十八

年法律第一百五十五号。以下「法律第一百五十五
号」という。）附則第四十一条の二及び改正後
の法の規定

二 改正後の法附則第十一条第一項第六号の規
定

前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、
法律第一百五十五号附則第二十四条の四第二項各

号に掲げる者については、適用しない。

改正後の法附則第十六条第三項の規定は、第
一項の規定により退職年金又は遺族年金を支給
する場合について準用する。この場合において
更新組合員であつた者は「退職一時
金、廃疾一時金又は遺族一時金の支給を受けた
更新組合員等であつた者又はその遺族」、「又
は減額退職年金」とあるのは、「減額退職年金又
は遺族年金」と、「当該退職一時金」とあるのは
「当該退職一時金、廃疾一時金又は遺族一時金」
と読み替えるものとする。

この法律の施行の日の前日において現に第二
条の規定による改正前の公共企業体職員等共済
組合法の規定により退職年金、減額退職年金又
は遺族年金を受ける権利を有する者について、
当該年金に係る更新組合員等であつた者の組合
員期間の計算につき法律第一百五十五号附則第四
十二条の二及び改正後の法の規定を適用すると
したならば当該年金の年額が増加することとな
るときは、改正後の法の規定により、昭和四十
一年十月分から、当該年金の年額を改定する。
(加算年の算入に伴う経過措置)

第五条 前条第一項から第三項までの規定は、更
新組合員等であつた者又はその遺族について、
住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与するこ
とを目的とする。

当該更新組合員等であつた者の在職年の計算に
つき法律第一百五十五号附則第二十四条第八項及
び第二十四条の八並びに改正後の法の規定を適
用するとしたならば退職年金又は遺族年金を支
給すべきこととなる場合について準用する。こ
の場合において、前条第一項中「昭和四十一年
十月分」とあるのは、「昭和四十二年一月分」と
読み替えるものとする。

第六条 附則第二条、第四条及び前条の規定によ
り生ずる公済組合の追加費用は、公共企業体が
負担する。
(費用の負担)

第六条 附則第二条、第四条及び前条の規定によ
り生ずる公済組合の追加費用は、公共企業体が
負担する。

第六条 附則第二条、第四条及び前条の規定によ
り生ずる公済組合の追加費用は、公共企業体が
負担する。

第二条 (定義)

この法律において「自衛隊等」とは、自衛
隊法（昭和二十九年法律第六百六十五号）第二条第
一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）

又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力
及び保安保障条約に基づき日本国にあるアメリ
カ合衆国の軍隊をいう。

この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の
施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互
協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び
区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に
関する協定第二条第一項の施設及び区域をい
う。

第二章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備」とは、
町村で該防衛施設の運用によりその周辺地域
の住民の生活又は事業活動が著しく阻害されて
いると認められるものが、その障害の緩和に資
するため、生活環境施設又は事業經營の安定に
寄与する施設の整備について必要な措置をとる
ときは、当該町村に対し、政令で定めるところ
により、予算の範囲内において、その費用の一
部を補助することができる。

第三章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等」と
は、機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射
撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施そ
の他政令で定める行為により生ずる障害を防止
し、又は軽減するため、次に掲げる施設につい
て必要な工事を行なうときは、その者に対し、
政令で定めるところにより、予算の範囲内にお
いて、その費用の全部又は一部を補助するもの
とする。

第四章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第五章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第六章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第七章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第八章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第九章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第十章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第十一章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第十二章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第十三章 (定義)

この法律において「防衛施設周辺の整備等に關する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し
た。

第六条 国は、第三条の工事を行なう者又は第四

設周辺対策について、その基本を法律に定め、防衛施設周辺の整備等を積極的に実施しようとするものであります。障害防止工事の助成、民保安定施設の助成、飛行場周辺の整備並びに自衛隊の特定の行為により生ずる損失の補償等について、所要の規定を設けることを、そのおもな内容としてあります。

規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めま
す。

借地法等の一部を改正する法律案
借地法等の一部を改正する法律案

第八条ノ二 防火地域ノ指定、附近ノ土地ノ利
用を次のように改正する。

ノ上ニ存スル建物ヲ第三者ニ譲渡セントスル場合ニ於テ其ノ第三者ガ賃借権ヲ取得シ又ハ転借スルモ賃貸人ニ不利トナル虞ナキニ拘ラズ賃貸人ガ其ノ賃借権ノ譲渡又ハ転貸ヲ承諾セザルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ賃貸人ノ承諾三代ハル許可ヲ有フルコトヲ得

委員会においては熱心なる質疑が行なわれましたが、その詳細は会議録に譲りたいと存じます。質疑を終わり、討論もなく、採決の結果、本法律案は多数をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○議長(重宗雄三君) 次に、防衛施設周辺の整備等に関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

施設周辺整備に関する基本法として、本法の実効ある運用を期するため、防音工事及び民生安定施

○議長(重宗雄三君)　過半數と認めます。よって
本案は可決せられました。

設の助成について、その対象範囲及び補助率等につき特に配慮すること等を趣旨とする、自民、社会、公明、民社各党共同提案にかかる附帯決議案が提出され、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。これに対し、松野防衛庁長官より、その趣旨を十分尊重するよう努力する旨の発言がありました。

○議長（重宗雄三君）別に御発言もなければ、
れより採決をいたします。
まず、恩給法等の一部を改正する法律案全部を
問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求め
ます。

○議長(重宗雄三君)　過半數と認めます。よつて
〔賛成者起立〕
本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、昭和四十年度における田令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法等の規定による年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案、及び、昭和四十年度における公共企業体職員等共済組合法に

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

○議長（重宗雄三君） 日程第十二、借地法等の一部を改正する法律案、
日程第十三、執行官法案、
（いすれも内閣提出、衆議院送付）
以上両案を一括して議題とする」とに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（重宗雄三君） 御異議ないと認めます。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長和泉覚君。

築ニ付当事者間ニ協議調ハサルトキハ裁判所ハ借地権者ノ申立ニ因リ其ノ増改築ニ付テノ土地所有者又ハ賃貸人ノ承諾ニ代ハル許可ヲ得与フルコトヲ得
裁判所ハ前二項ノ裁判ヲ為ス場合ニ於テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ圖ル為必要アルトキハ他ノ借地条件ヲ变更シ、財産上ノ給付ヲ命ジノ他相当ノ処分ヲ為スコトヲ得
裁判所ハ前三項ノ裁判ヲ為スニハ借地権ノ残存期間、土地ノ状況、借地ニ關スル從前ノ経

過其他ノ事情ヲ考慮スルコトヲ要ス
借地権者ガ更ニ借地権ヲ設定シタル場合ニ於
テ必要アルトキハ裁判所ヘ後ノ借地権者ノ申
立ニ因リ其ノ者ノ借地権及前ノ借地権者ノ借
地権ニ付第一項乃至第三項ノ裁判ヲ為スコトヲ
得
裁判所ヘ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ
外第一項乃至第三項又ハ前項ノ裁判ヲ為ス前
鑑定委員会ノ意見ヲ聽クコトヲ要ス
第九条中「前七条」を「第二条乃至前条」に
改め、同条の次に次の三条を加える。
第九条ノ二 借地権者ガ賃借権ノ目的タル土地

裁判所ハ特ニ必要ナシト認ムル場合ヲ除クノ
外第一項又ハ第三項ノ裁判ヲ為ス前鑑定委員
会ノ意見ヲ聴クコトヲ要ス

タルトギハ裁判所ハ同項ノ規定ニ拘ラズ相当
ノ対価及貸貸ノ条件ヲ定メテ之ヲ命ズルコト
ヲ得此ノ裁判ニ於テハ当事者双方ニ對シ其ノ
義務ヲ同時ニ履行スベキコトヲ命ズルコトヲ
得
前項ノ申立ハ第一項ノ申立ノ取下アリタルト
キ又ハ不適法トシテ同項ノ申立ノ却下アリタ
ルトキヘ其ノ効力ヲ失フ
第三項ノ裁判アリタル後ハ第一項又ハ第三項
ノ申立ハ当事者ノ合意アルニ非ザレバ之ヲ取
下グルコトヲ得ズ

テ当事者間ノ利益ノ衡平ヲ圖ル為必要アルトキハ借地条件ヲ變更シ又ハ財産上ノ給付ヲ命ズルコトヲ得。前条第二項乃至第六項ノ規定ハ前項ノ申立アリタル場合ニ之ヲ準用ス。

第一項ノ申立ハ建物ノ代金ヲ支払ヒタル後二月内ニ限り之ヲ為スコトヲ得民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)第十九条ノ規定ハ同条ニ規定スル期間内ニ第一項ノ申立ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス。

第九条ノ四 第九条ノ二ノ規定ハ土地ノ転借人ト貸貸人トノ間ニ、前条ノ規定ハ土地ノ転借人ヨリ競売又ハ公売ニ因リ建物ヲ取得シタル第三者ト貸貸人トノ間ニ之ヲ準用ス但シ賃貸人ガ第九条ノ二第三項(前条第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ申立ヲ為スニハ転貸人ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス。

第十二条中「第八条」を「第八条ノ二、第九条ノ二(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)」に改める。

第十二条に次の二項を加える。

地代又ハ借貸ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当ト認ムル地代又ハ借貸ヲ支払フヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

地代又ハ借貸ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正認ムル地代又ハ借貸ヲ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ガ正当トセラレタル地代又ハ借貸ヲ超ユルトキハ超過額ニ一年割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス。

本則中第十四条の次に次の十五条を加える。

第十四条ノ二 第八条ノ二第一項、第二項若ハテ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九条ノ三第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ定メタル事件ハ借地権ノ目的タル土地ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄トス但シ当事者ノ合意アリタルトキハ其ノ所在地ノ簡易裁判所之ヲ管轄スルコトヲ妨げズ。

第十四条ノ三 特別ノ定アル場合ヲ除キ前条ノ事件ニ関シテハ非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)第一編ノ規定ヲ準用ス但シ同法第六条、第七条、第十五条及第三十二条ノ規定ハ此ノ限ニ在ラズ。

本法ニ定ムルモノノ外前条ノ事件ニ関シ必要ナル事項ハ最高裁判所之ヲ定ム。

第十四条ノ四 裁判所職員ノ除斥、忌避及回避ニ関スル民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス。

第十四条ノ五 鑑定委員会ハ三人以上ノ委員ヲ以テ之ヲ組織ス。

鑑定委員ハ左ノ者ノ中ヨリ各事件ニ付裁判所之ヲ指定ス但シ特ニ必要アルトキハ其ノ他ノ者ニ就キ之ヲ指定スルコトヲ得。

一 地方裁判所ガ特別ノ知識経験アル者其ノ他適当ナル者ノ中ヨリ毎年予メ選任シタル者

二 当事者ガ合意ニ依リ選定シタル者

三 鑑定委員ニハ最高裁判所ノ定ムル旅費、日当及宿泊料ヲ支給ス。

第十四条ノ六 裁判所ハ審問期日ヲ開キ当事者ノ陳述ヲ聴クコトヲ要ス。

第十四条ノ七 裁判所ハ審問期日ヲ開キ当事者ヲ為シ及職權ヲ以テ又ハ申出ニ因リ必要ト認ム。

ムル証拠調ヲ為スベシ。

証拠調ハ民事訴訟ノ例ニ依リ之ヲ為ス。

第十四条ノ八 裁判所ハ審理ヲ終結スルトキハテ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九条ノ三第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)若ハ第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハ第九条ノ三第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニ対シテハ即時抗告ヲ為スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス。

前項ノ裁判ハ確定スルニ非ザレバ其ノ効力ヲ生ゼズ。

第十四条ノ十 前条第一項ノ裁判ハ当事者又ハ最終ノ審問期日後裁判確定前ノ承繼人ニ対シ其ノ効力ヲ有ス。

第十四条ノ十一 第八条ノ二第三項若ハ第五項、第九条ノ二第三項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)又ハノハ強制執行ニ関シテハ裁判上ノ和解ト同一ノ効力ヲ有ス。

第十四条ノ十二 第九条ノ二第一項(第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ裁判ニシテ給付ヲ命ズルモハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ正当トスルノ効力ヲ有ス。

第十四条ノ十三 民事訴訟法第百三十六条及第二百三十三条(和解ニ関スル部分ニ限ル)並ニ民事調停法第二十条ノ規定ハ第十四条ノ二ノ事件ニ之ヲ準用ス。

第十四条ノ十四 当事者及利害關係ヲ疎明シタル第三者ハ第十四条ノ二ノ事件ノ記録ノ閲覧ヲ裁判所書記官ニ請求スルコトヲ得但シ記録ノ保存又ハ裁判所ノ執務ニ支障アルトキハ此

ムルコトヲ要ス。

ノ限ニ在ラズ。

民事訴訟法第百五十五条第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ記録ニ之ヲ準用ス。

第十四条ノ十五 第十四条ノ二ノ事件ノ申立てスニハ最高裁判所ノ定ムル所ニ依リ手数料ヲ納ムルコトヲ要ス第十四条ノ九第一項ノ裁判ニ対スル抗告ニ付亦同ジ。

前項ノ手数料ノ額ハ借地権ノ目的タル土地ノ価額一万円ニ付同項前段ノ手数料ニ在リテハ五十円、同項後段ノ手数料ニ在リテハ七十円ヲ超ユルコトヲ得ズ。

第十四条ノ十六 民事訴訟法第百四条(第二項中同法第八十九条乃至第九十四条ノ規定ヲ準用スル部分ヲ除ク)ノ規定ハ第九十四条ノ二第四項(第九条ノ三第二項及第九条ノ四ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ場合ニ之ヲ準用ス。

(借家法の一一部改正)

第二条 借家法(大正十年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第七条に次の二項を加える。

借貸ノ増額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ不足アルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ増額ヲ不足アルトキハ不足額ニ一年割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

借貸ノ減額ニ付当事者間ニ協議調ハザルトキハ其ノ請求ヲ受ケタル者ハ減額ヲ正当トスル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル借貸ノ支払ヲ以テ足ル但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヒタル額ニ不足アルトキハ不足額ニ一年割ノ割合ニ依ル支払期後ノ利息ヲ附シテ之ヲ支払フコトヲ要ス。

裁判ガ確定スルニ至ルマデハ相当ト認ムル借貸ノ支払ヲ請求スルコトヲ得但シ其ノ裁判ガ確定シタル場合ニ於テ既ニ支払ヲ受ケタル額ニ一年割ノ割合ニ依ル受領ノ時ヨリノ利息ヲ附シテ之ヲ返還スルコトヲ要ス。

第七条の次に次の二条を加える。

相続人ナクシテ死亡シタル場合ニ於テ其ノ當時婚姻又ハ縁組ノ届出ヲ為サザルモ賃借人ト事実上夫婦又ハ養親子ト同様ノ関係ニ在リタル同居者アルトキハ其ノ者ハ賃借人ノ権利義務ヲ承継ス但シ相続人ナクシテ死亡シタルコトヲ知リタル後一月内ニ賃貸人ニ対シ反対ノ意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ前項本文ノ場合ニ於テハ建物ノ賃貸借關係ニ基キ生ジタル債権又ハ債務ハ同項ノ規定ニ依リ賃借人ノ権利義務ヲ承継シタル者ニ帰属ス(建物保護に関する法律の一部改正)

第三条 建物保護に関する法律(明治四十二年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「前条第一項」を「前条」に改め
(民法の一部改正)

第四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第二編第四章中第一百六十九条の次に次の二条を加える。

第二百六十九条ノ二 地下又ハ空間ハ上下ノ範囲ヲ定メ工作物ヲ所有スル為メ之ヲ地上権ノ目的ト為スコトヲ得此場合ニ於テモ其権利又ハヲ以テ地上権ノ行使ノ為ミニ土地ノ使用ニ制限ヲ加フルコトヲ得

前項ノ地上権ハ第三者ガ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル場合ニ於テモ其権利又ハ之ヲ目的トスル権利ヲ有スル總テノ者ノ承諾アルトキハ之ヲ設定スルコトヲ得此場合ニ於テハ土地ノ使用又ハ収益ヲ為ス権利ヲ有スル者ハ其地上権ノ行使ヲ妨グルコトヲ得ズ

(施行期日)

1 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。ただし、第一条(借地法第十二条の改正規

定を除く。)並びに附則第二項、第三項及び第十項の規定は、この法律の公布の日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 防火地域内借地権処理法(昭和二年法律第四十号)は、廃止する。

3 (罹災都市借地借家臨時処理法の一部改正)
罹災都市借地借家臨時処理法(昭和二十一年法律第十三号)の一部を次のように改正する。
第二十二条中「政令で」を「最高裁判所が」に改める。

4 (採石法の一部改正)
第四条第三項中「地上権に関する規定」の下に「(民法(明治二十九年法律第八十九号)第二百六十九条ノ二(地下又は空間の地上権)の規定を除く。)」を加える。

5 (不動産登記法の一部改正)
第八条第一項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。

6 (民法第二百六十九条ノ二付)
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

7 (経過措置等)
この法律による改正後の規定は、各改正規定の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、改正前の規定により生じた効力を妨げない。

7 7 この法律による改正後の借地法第十二条第二項

8 この法律による改正後の借地法第十二条第二項又は借家法第七条第二項の規定は、地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の適用がある地代又は家賃については、請求に係る増加額のうち、同令による停止統制額又は認可統制額をこえる部分に限り適用する。

9 この法律による改正後の借家法第七条ノ二の規定は、附則第六項の規定にかかわらず、当該改正規定の施行前に賃借人が死亡し、その施行後に相続人の全員が相続の放棄をした場合にも適用する。

10 旧防火地域内借地権処理法第二条第一項の申立てがあつた事件については、なお従前の例による。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

第三条 執行官は、次の各号に掲げる場合には、職務の執行から除外される。

1 執行官又はその配偶者が、当事者(刑事事件及び少年の保護事件における被害者を含む。以下同じ。)であるとき、又は当事者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。

2 執行官が当事者の四親等内の血族、三親等内の姻族又は同居の親族であるとき。

3 執行官が当事者の後見人、後見監督人又は保佐人であるとき。

4 執行官がその取り扱うべき事務について当事者の代理人であるとき。

〔職務執行区域〕

第四条 執行官は、他の法令に別段の定めがある場合を除き、所屬の地方裁判所の管轄区域内においてその職務を行なう。

〔不服の申立て〕

第五条 申立てにより取り扱う事務についてした

執行官の処分(手数料及び費用の額の計算を含む)に対する不服の申立てについては、民事訴訟法又は競争法に特別の定めがあるものを除くほか、民事訴訟法第五百四十四条第一項に規定する異議の例による。

点検

九 差押え又は仮差押えをした物を執行処分の取消しとして債務者その他これを受け取る権利を有する者に引き渡すこと。

十 商法(明治三十二年法律第四十八号)、破産法(大正十一年法律第七十一号)又は会社更生法(昭和二十七年法律第百七十二号)の規定による財産の調査等に関する援助若しくは立会

い又は財産の封印若しくは封印の除去

十一 拒絶証書の作成

十二 債務者が抵当証券の所持人に対して支払をしない旨の証明

十三 民事訴訟法第六百四十三条第三項の規定による不動産の取調べ

十四 前各号の事務以外の第一条第一号に掲げる事務

十五 民事訴訟法第七百三十三条第一項の規定による決定に基づく執行

十六 仮処分その他の保全処分の執行で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十七 前二号の事務以外の第一条第二号に掲げる事務で、第一号から第十三号までのいずれにも該当しないもの

十八 運送、保管、監守及び保存の費用

十九 官庁その他の公の団体から証明を受ける費用

二十 物の現況を記録するために撮影する写真の費用

二十一 民事訴訟法第五百九十三条の規定により執行裁判所に差し出すべき届書の作成の費用

二十二 執行官の旅費及び宿泊料

二十三 前項第三号に規定する日当及び旅費並びに同項第四号に規定する日当、旅費及び宿泊料は、最高裁判所の規則で定める場合に執行官が支給するこれらの費用とする。

二十四 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官がその勤務を行なうために宿泊を要する場合におけること。

二十五 執行官の旅費及び宿泊料は、執行官の所屬の地方裁判所に対するものとする。

二十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

二十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

二十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

二十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

三十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

四十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

五十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

六十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

七十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

八十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

九十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百三十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百四十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百五十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百六十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百七十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百八十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十一 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十二 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十三 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十四 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十五 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十六 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十七 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十八 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百九十九 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

一百二十ーーーーーーーーーー 前項の概算額の予納は、執行官の所屬の地方

は、執行官は、申立てを却下することができ
る。

申立人は、予納した金額の限度において、手
数料及び費用の支払又は償還を受ける。
この場合においては、執行官は、予納を受けた
裁判所から手数料及び費用の支払又は償還を受
ける。

訴訟上の救助を受けた者の申立てによる場合
の特例)

第十六条 訴訟上の救助を受けた者の申立てによ
る強制執行についての手数料及び職務の執行に
要した費用で、債務者から取り立てることがで
きなかつたものがあるときは、執行官の請求に
より、国庫がこれを支給する。

(執行記録の保管等)

第十七条 執行記録その他執行官が職務上作成す
る書類は、執行官が保管する。
当事者その他の利害関係人は、前項の書類そ
の他執行官が職務上保管する書類の閲覧を求め
ることができる。

3 前項の規定により書類の閲覧を求めるには、
最高裁判所の規則で定めるところにより、執行
官に手数料を認めなければならない。ただし、
当事者が未済の執行記録の閲覧を求める場合
は、この限りでない。

(謄本等の作成)

第十八条 当事者その他の利害関係人は、執行記
録その他の執行官が職務上作成する書類の謄本若
しくは抄本又は執行官が取り扱った事務に関する
証明書の交付を求めることができる。

2 前項の規定により書類の交付を求めるには、執行
官の規則で定めるところにより、執行
官に書類を認めなければならない。

(援助)

第十九条 執行官は、その職務を行なうについて
特に必要があるときは、所属の地方裁判所の許
可を受けて、他の執行官の援助を求めることが
できる。

2 前項の場合においては、各執行官は、それぞ
れその手数料を受け、及び職務の執行に要する
費用につき、各別にその支払又は償還を受ける
ものとする。

第二十条 地方裁判所は、執行官の事故その他の
理由により必要があるときは、最高裁判所の規
則で定めるところにより、裁判所書記官に執行
官の職務の全部又は一部を行なわせることができ
る。

2 前項の場合においては、執行官の受けるべき
手数料、第十一条第一項第十一号及び第十二条の
費用、第十八条第二項の書記料並びにその他の
費用の償還金は、国庫の収入とする。

(国庫補助金)

第二十一条 執行官は、一年間に収入した手数料
が政令で定める額に達しないときは、国庫から
その不足額の支給を受ける。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月
をとこえない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(執達更規則等の廃止)

第二条 執達更規則(明治二十三年法律第五十一
号)及び執達更手数料規則(明治二十三年法律第
五十二号)は、廃止する。

(裁判所法の一部改正)

第三条 裁判所法(昭和二十二年法律第五十九号)
一部を次のように改正する。

第六十二条の見出し、第一項及び第三項から
第五項までの規定中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を削る。

第六十三条第三項中「執行吏」を「執行官」に改
める。

第六十五条中「家庭裁判所調査官補」の下に
「、執行官」を加える。

(民事訴訟法の一部改正)

第四条 民事訴訟法の一部を次のようにより改正す
る。

第九十八条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項及び第三項並びに第五百七十一條中
「執行吏」を「執行官」に改める。

第二十条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、「債権者又は裁判所ノ特別委任ヲ要セズシ
テ」を削る。

第二百六十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

第一百七十四条を次のように改める。

五百三十九条第一項中「其専従金ヲ供託ス
可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ヅ
可ク其届書ニハ執行手続ニ関スル書類ヲ添附ス
可シ」に改め、同条第三項を削る。

第五百九十三条第一項中「其専従金ヲ供託ス
可シ」を「執行官ハ其事情ヲ執行裁判所ニ届出ヅ
可ク其届書ニハ執行手続ニ関スル書類ヲ添附ス
可シ」に改め、同条第三項を削る。

第六百三十三条第一項中「債権者ノ委任シタル
強制執行ノ申立アリタルトキハ執行官ハ」に改
める。

第五百三十四条を次のように改める。

第五百三十五条第一項及び第五百三十六条か
ら第五百三十八条までの規定中「執行吏」を「執
行官」に改める。

第五百三十九条第一項中「夜間及ビ日曜日並
ニ一般ノ祝祭日ニハ」を「日曜日其他ノ一般ノ休
日又ハ午後七時ヨリ翌日ノ午前七時マデノ間ニ
テハ」に改める。

第五百四十二条第一項及び第二項第六号中「執
行吏」を「執行官」に改める。

第五百四十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を削る。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第三項を削る。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第三項を削る。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第三項を削る。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第三項を次のように改める。

第五百四十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

第六百三十三条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、同条第二項を次のように改める。

執行官ガ強制執行ノ申立ヲ却下シタル場合ニ
於ケル異議ニ付テモ亦前項ト同様トス

第五百六十六条规定第一項及び第三項、第五百七
十条第二項及び第三項並びに第五百七十一條中
「執行吏」を「執行官」に改める。

第五百七十二条第一項中「執行吏」を「執行官」に改
め、「債権者又ハ裁判所ノ特別委任ヲ要セズシ
テ」を削る。

第五百七十三条、第五百七十四条第二項、第
五百七十九条から第五百八十三条まで、第五百
八十四条规定第一項及び第五百八十五条中「執行吏」
を「執行官」に改める。

第五百八十六条第一項中「執行吏」を「執行官」
に改め、同条第二項を次のように改め、同条第
三項を削る。

第五百八十六条第一項中「執行官」に改め、同条第
三項を削る。

第六百四十三条第一項第三号中「反別若クハ坪数」を「地積」に改め、同項第四号中「建坪」を「床面積」に改め、同条第三項中「執行吏」を「執行官」に改める。

第六百五十五条中「鑑定人ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ其評価額ヲ以テ最低競売価額ト為ス」を「適当ト認ムル者ヲシテ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ム可シ」に改める。

第六百五十八条第五号中「日時及ビ競売ヲ為ス可キ執行吏ノ氏名並ニ住所」を「及ビ日時」に改める。

第六百五十九条第二項、第六百六十二条ノ二第三項、第六百六十三条、第六百六十四条、第六百六十六条第一項、第六百六十七条第三項、第六百六十八条、第六百六十九条第二項、第六百八十七条第三項、第七百三条第一項、第七百四条第一項及び第二項、第七百十一条第二項、第七百三十条、第七百三十一第一条第一項及び第三項から第五項まで並びに第七百五十条第四項中「執行吏」を「執行官」に改める。

(競売法の一部改正)

第五条 競売法の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「委任」を「申立」に、「区裁判所」を「地方裁判所」に、「執達吏」を「執行官」に改め、同条第二項中「委任」を「申立」に、「執達吏」を「執行官」に改める。

第四条及び第六条中「委任」を「申立」に、「執達吏」を「執行官」に改める。

第七条第三項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同項第五号を削り、同条第四項中「委任者」を「申立人」に改める。

第十二条中「執達吏」を「執行官」に改める。

第十四条第一項中「執達吏」を「執行官」に改め、同項第一号中「競売委任者」を「競売申立人」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に、「委任状」を「競売ノ申立書」に改め、同条第三項中「執達吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十五条中「執達吏」を「執行官」に改める。

第十六条中「執達吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十七条第一項中「執達吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第十九条中「執達吏」を「執行官」に改める。

第二十条中「執達吏」を「執行官」に、「委任者」を「申立人」に改める。

第二十一条第一項中「委任」を「申立」に、「取消」を「取下タル」に改め、同条第二項中「委任者」を「申立人」に改める。

第二十二条第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二十五条第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 裁判所ハ適當ト認ムル者ヲシテ競売ニ付スベキ不動産ノ評価ヲ為サシメ之ヲ斟酌シテ最低競売価額ヲ定ムベシ

第三十六条及び第四十条第一項中「区裁判所」を「地方裁判所」に改める。

(執行吏の身分についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際に執行吏に任命されている者は、別に辞令を発せられないときは、執行官に任命され、かつ、現にその者の属する裁判所に勤務することを命ぜられたものとみなす。

第七条 この法律及びこの法律による改正後の裁判所法、民事訴訟法、競売法その他の法律の規定は、別段の定めがある場合を除き、執行吏がこの法律の施行前に職務を行なうべき命令又は委任を受けた事務についても適用する。ただし、旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつて生じた効力を妨げない。

2 この法律の施行前に着手されたこの法律の施行の際まだ完了していない各個の事務に係る手数料及び立替金の額については、なお從前の例によつては、執行官は、前項の規定により職務を代行した者に報酬を支給しなければならない。

2 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執達吏規則第十七条の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならない。

(退職後の給付等についての暫定措置)

第十二条 執行官の退職手当及び退職後の年金その他給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(退職後の年金についての暫定措置)

第十三条 前条の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、國務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は增加恩給に相当する恩給を受ける。

2 前項の恩給の年額は、第二十二条の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただ

は、これらの法律の相当規定によつて執行官がしたものとみなす。

3 この法律の施行前に当事者その他の関係人が旧執達吏規則又はこの法律による改正前の法律の規定によつてした執行吏に対する委任その他の行為は、この法律及びこの法律による改正後の法律の適用については、これらの法律の相当規定によつてした執行官に対する申立てその他の行為とみなす。

4 前二項の規定は、この法律の施行前に旧執達吏規則の規定により執行官の職務を行なう裁判所書記官がした職務行為及びこれに対してもうした他の行為とみなす。

5 この法律の施行前に旧執達吏規則第十一号から第三号までのいずれかに該当した者は又はこの法律の施行の際に執行吏事務処理規則(昭和二十八年最高裁判所規則第二十三号)第十二条第一項の規定による認定を受けている者に、臨時にその職務を代行させることができる。

6 執行官は、前項の規定により職務を代行させたときは、旧執達吏規則第十七条の例により、その職務を代行した者に報酬を支給しなければならない。

(退職後の給付等についての暫定措置)

第十二条 執行官の退職手当及び退職後の年金その他の給付については、引き続き検討が加えられ、その結果に基づき、必要な措置を講ずるものとする。

(退職後の年金についての暫定措置)

第十三条 前条の退職後の年金に関する措置が講ぜられるまでの間は、執行官は、恩給法の例によつて、國務大臣以外の文官が受ける普通恩給又は增加恩給に相当する恩給を受ける。

2 前項の恩給の年額は、第二十二条の政令で定める額を俸給年額とみなして算出する。ただ

し、前条の退職手当に関する措置が講ぜられた後の退職に係る前項の恩給の年額については、この限りでない。

(恩給についての経過措置)

第十四条 この法律の施行前に給与事由の生じた旧執達吏規則に基づく恩給については、なお従前の例による。

2 前項の規定によつて従前の例によることとされる恩給は、前条の規定により執行官が受ける恩給とみなす。

3 この法律の施行前に執達吏又は執行吏として在職した者が執行官に任命された場合においては、その者が執達吏又は執行吏として在職した期間は、前条の規定の適用については、執行官として在職した期間とみなす。

(民事訴訟費用法の一部改正)

第十五条 民事訴訟費用法(明治二十三年法律第六十四号)の一部を次のよう改める。

第五条 執行官ノ手数料及ビ其職務ノ執行ニ要スル費用ハ執行官法ノ規定ニ従フ
第十六条 第一項中「執達吏手数料規則」を「執行官法」に改める。
(民法の一部改正)

第十六条 民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

第一百七十二条中「及ビ執行吏」を削る。

第一百七十二条中「公証人及び執行吏」を「及ビ公証人」に改める。

(民法の一部改正)

第十七条 この法律の施行前に執行を終えた職務に關して受け取つた書類についての執行吏の責任の消滅時効については、前条の規定による民法の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行前に原因たる事件が終了した場合における執行吏の職務に關する債権及びこの法律の施行前に原因たる事件中の各事項が終了した場合におけるその事項に關する債権に

ついても、同様とする。

(商法施行法の一部改正)

第十九条 商法施行法(明治三十一年法律第四十九号)の一部を次のよう改正する。

第一百八条第一項中「執達吏」を「執行官」に改める。

(訴訟費用等臨時措置法の一部改正)

第十九条 訴訟費用等臨時措置法(昭和十九年法律第二号)の一部を次のよう改正する。

題名を次のよう改める。

訴訟費用臨時措置法

第一条中「刑事訴訟費用、執行官手数料等」を「及刑事訴訟費用」に改める。

第四条から第六条までを削る。

(国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に關する法律の一部改正)

第二十条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に關する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のよう改正する。

第二十一条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に關する法律(昭和二十四年法律第百九十四号)の一部を次のよう改正する。

第二十二条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に關する法律(昭和二十二年法律第百九十四号)の一部を次のよう改正する。

第二十三条 国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の權限等に關する法律(昭和二十四年法律第百九十四号)の一部を次のよう改正する。

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「執行吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十九条第二項

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)

三 破産法第百八十六条第一項及び第百八十八条

四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一十一項

五 七条第二項

六 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十九条の二)

七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第二項

八 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)第二条

九 会社更生法(第四十一条第三項及び第百七十七条)

十 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条、第七条、第十一条第三項、第十一条第三項、第十二条、第十三条、第二十一条第二項、第二十三条规定

十一 特許法(昭和二十四年法律第二百二十一号)

第百九十条

第五条中「債権者の委任した執行吏」を「執行官」に改める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一改正)

第二十三条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のよう改正する。

第十二条第一項中「又は執行吏」を「執行吏又は執行官」に改める。

(商法等の一部改正)

第二十四条 次に掲げる法律の規定中「執達吏」を「執行官」に改める。

一 商法第三百九十九条第三項

二 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)

三 破産法第百八十六条第一項及び第百八十八条

四 抵当証券法(昭和六年法律第十五号)第一十一号

五 七条第二項

六 検察審査会法(昭和二十三年法律第百四十九条の二)

七 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第十三条の三第二項

八 裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)第二条

九 会社更生法(第四十一条第三項及び第百七十七条)

十 滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律(昭和三十二年法律第九十四号)第三条第二項及び第三項、第五条第一項、第六条、第七条、第十一条第三項、第十一条第三項、第十二条、第十三条、第二十一条第二項、第二十三条规定

十一 特許法(昭和二十四年法律第二百二十一号)

第百九十条

十二 国税徵収法(昭和三十四年法律第二百四十七号)第二条第十三号及び第五十五条第三号

(国民年金法の一部改正)

第二十五条 国民年金法(昭和三十四年法律第二百四十一号)の一部を次のよう改正する。

第五条第二項第三号中「執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)に基く」を「執行官法(昭和四十年法律第二百四十一号)附則第十三条の規定に基づく」に改める。

(通算年金通則法等の一部改正)

第二十六条 次に掲げる法律の規定中「執達吏規則(明治二十三年法律第五十一号)」を「執行官法(昭和四十年法律第二百四十一号)附則第十三条の規定に基づく」に改める。

一 通算年金通則法(昭和三十六年法律第二百八十一号)第四条第二項第二号ホ

二 児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第三条第二項第十二号

三 特別児童扶養手当法(昭和三十九年法律第二百三十四号)第三条第二項第十二号

四 (国民年金法等の一部改正に関する経過措置)

第二十七条 旧執達吏規則に基づく年金たる給付は、国民年金法、通算年金通則法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の適用については、附則第十三条の規定に基づく年金たる給付とみなす。

(國民年金法等の一部改正に関する経過措置)

第二十七条 旧執達吏規則に基づく年金たる給付は、国民年金法、通算年金通則法、児童扶養手当法及び特別児童扶養手当法の適用については、附則第十三条の規定に基づく年金たる給付とみなす。

(國民年金法等の一部改正に関する経過措置)

第二十七条 旧執達吏規則に基づく年金たる給付は、「執行官法」と、「執達吏」又は「執行吏」とあるのは「執行官」と読み替える。

(詮誓規定)

第二十八条 他の法律中「執達吏規則」とあるのは「執行官法」と、「執達吏」又は「執行吏」とあるのは「執行官」と読み替える。

(和泉覚君登壇、拍手)

○和泉覚君 議題の二法案について、法務委員会における審議の経過と結果を御報告いたします。

借地法等の一部を改正する法律案は、借地借家に関する紛争を防止し、土地の合理的利用を促進するため、事情変更による借地条件の変更等の裁

判の制度を新設し、地代家賃の増減請求、地上權等に関する規定を整備する等、借地法、借家法、建物保護二関スル法律、民法等の一部を改正しよろと/orするものであります。

執行官法案は、執行吏にかえて執行官を置くこととし、その收入は従来どおり手数料等によることとするも、その職務の内容、事務処理体制、手数料などの経理方法等を改善合理化して、この制度の適正円滑な運用を確保しようとするものであります。

法務委員会においては、「二法案について質疑の後、討論には発言なく、次いで順次採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、執行官法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

これにて休憩いたします。

午前十一時二分休憩

午後六時五十八分開議

○副議長(河野謙三君) 休憩前に引き続き、これまでの際、日程に追加して、欠員中の積雪寒冷單

作地帯振興対策審議委員一名の選挙を行ないたといと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○柳岡秋夫君 積雪寒冷單作地帯振興対策審議会委員の選挙は、その手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○栗原祐幸君 ただいまの柳岡君の動議に賛成いたしました。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に賛成いたしました。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に賛成いたしました。

○副議長(河野謙三君) 柳岡君の動議に御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 参事に報告させます。

〔参事朗読〕

本日委員長から左の報告書が提出された。

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案可決報告書

風俗営業等取締法の一部を改正する法律案可決報告書

国民年金法の一部を改正する法律案可決報告書

児童扶養手当法の一部を改正する法律案可決報告書

重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案可決報告書

性病予防法の一部を改正する法律案可決報告書

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

〔大矢正君登壇、拍手〕

○大矢正君 ただいま議題となりました産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案について、委員会における審査の経過及び結果を報告いたします。

本法案は、現行法が本年十一月十二日までの五年間の限時法でありますけれども、産炭地の疲弊がなお著しい現状にかんがみ、その有効期間をさらに五年間延長するとともに、附則において、産

炭地振興審議会の設置期間も、同様、五年間延長

ます、委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員長大矢正君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年六月九日

衆議院議長 山口喜久一郎

参議院議長 重宗 雄三殿

産炭地域振興臨時措置法の一部を改正する法律案

附則

この法律は、公布の日から施行する。

二百十九号の一部を次のように改正する。

附則第二項中「五年」を「十年」に改める。

附則第四項中「昭和四十一年十一月十二日」を

七十五号の一部を次のように改める。

附則第十四項中「昭和四十六年十一月十二日」に改める。

附則第十四項中「昭和四十六年十一月十二日」を

七十五号の一部を次のように改める。

附則第十四項中「昭和四十六年十一月十二日」を

しよらと/orするものであります。

委員会におきましては、参考人として産炭地の関係人を招致し、意見を徵するとともに、振興計画の再検討、中核企業の誘致策、石炭企業再建との関連など、産炭地振興に関する過去の実績と今後の諸問題について熱心な質疑を行ないました。

が、その詳細は会議録に記ることといたします。

質疑を終わり、討論なく、採決の結果、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終ります。(拍手)

○副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

○副議長(河野謙三君) 御異議ないと認めます。

○副議長(河野謙三君) 参議院議長の報告を認めます。

○副議長(河野謙三君) 以上報告を終ります。

○副議長(河野謙三君) 附則第十四項中「昭和四十六年十一月十二日」を

七十五号の一部を次のように改める。

においては、第三十条第二項ただし書の規定を準用する。

第三十条の二第三項の規定は、前一項の障害福祉年金について準用する。

第五十七条第一項中「前条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同項に後段として次のように加える。

疾病にかかり、又は負傷し、その初診日において二十歳未満であった者が、廃疾認定日後に二十歳に達したときは二十歳に達した日後において、廃疾認定日が二十歳に達した日後であるときは廃疾認定日後において、その傷病により、六十五歳に達する日の前日までの間に、はじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つたときも、同様とする。

第五十七条第二項を次のように改める。

前項の場合においては、第五十六条第一項ただし書中「廃疾認定日」とあるのは、前項前段に規定する者であつて廃疾認定日後二十歳に達したものについては「二十歳に達した日」と、同項後段に該当する者については「その傷病によりはじめて別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態に該当するに至つた日」と、それぞれ読み替えるものとする。

第五十七条第三項中「第三十一条第二項」を「第三十一条第三項の規定は第一項後段の規定により支給する障害福祉年金について、第三十一条第二項」に、「前二項」を「前二項」に、「第三十条第一項」を「第三十条第二項又は第三十条の二第二項」に、「場合に準用する」を「場合について、それを準用する」に改める。

第五十八条中「二万四千円」を「二万六千四百円」に改める。

第五十九条中「日本国内に住所を有しないなつたとき」を削る。

第六十一条第一項中「次の各号のいずれにも該當せず」を「次の各号のいずれかに該当し」に、「夫

の死亡」日において、「夫の死亡」日においてに改め、「又は日本国内に住所を有しないとき」を削り、同項第一号中「五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たない」と「三分の二以上を占める」とに改め、同項第一号中「五年以上である場合においては」を「五年以上であり、かつ」に、「三分の二に満たない」と「三分の二以上を占める」とに改め、同項第一号を次のように改め、同項第二号を次のように改める。

二 死亡日の前日まで引き続く被保険者があつた期間に係る保険料の滞納がないこと。

第六十二条中「一万八千円」を「二万四百円」に改める。

第六十三条第三項第二号ただし書中「妻が受給権を取得した時から引き続き」を削る。

第六十四条第一項中「又は日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削る。

第六十五条第一項に次の一号を加える。

四 日本国内に住所を有しないとき。

第六十六条第一項を削り、同条第二項中「受給権者の」を「受給権者の配偶者の前年の所得又は受給権者の」に改め、「扶養義務者で」の下に「主として」を加え、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法昭和四十年法律第三十三号」に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）に改め、同項第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同項第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第

七十八条第一項第一号に規定する控除額と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の「二分の一」を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第一項から第三項まで」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第六十七条第二項第一号中「二十二万円」を「二十四万円」に改め、同項第一号を削り、同項第三項中「前項第一号及び第三号」を「前項第一号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項に改め、同項第一号を削り、同項第三項に改め、同項第一号及び第三号を「前項第一号」に、「前条第一項から第三項まで」を「前項第一号」に、「前条第一項」に改め、同号を同項第一号及び第二項に改める。

第七十七条を次のよう改める。

号中「前条第二項各号」を「前条第一項各号」に、「当該被災者を」を「当該被災者の配偶者又は当該被災者を」に改め、同号を同項第一号とし、同条第二項に改め、同項第一号を削り、同項第三項に改め、「老齢年金の額についての特例」第七十七条前条の規定により老齢年金の受給資格期間が読み替わるため第二十六条に規定する要件に該当した者に支給する老齢年金の額は、その額が一万八千円に満たないときは、第二十七条の規定にかかるわらず、一万八千円とする。ただし、七十歳に達するまでの間に支給する当該老齢年金の額については、この限りでない。

第七十八条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、以下の順次一項ずつ繰り上げる。

第七十九条中「第三十条第二項及び第五十六条第二項」を「第三十条第二項、第三十条の二第二項」に改める。

第七十九条の二第一項ただし書中「七十歳に達した日において」を「七十歳に達した日において」に改め、「又は日本国内に住所を有しない」といふ

「一万八千円」に改め、同条第四項中「又は日本国内に住所を有しなくなつたとき」を削り、同条第一項後段を削り、同条第六項を次のように改める。

第五項後段を削り、同条第六項を次のように改める。

老齢福祉年金は、受給権者の配偶者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、それぞれ次の各号に規定する額をこえるときは、その年の五月から翌年の四月まで、その支給を停止する。

一 扶養親族等がない場合 所得税法第八十条第一項の規定を適用した場合に所得税が課せられないこととなる同法第二十八条规定する給与所得の最高額

二 扶養親族等が一人である場合 前号の額に相当する額を加算した額

三 扶養親族等が二人以上である場合 前号の額に扶養親族等のうち一人を除いた扶養親族等一人につき所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額を加算した額

四 第六十六条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第七十九条の二第六

項」と読み替えるものとする。

五 第六十六条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。この場合において、同条第三項中「前二項」とあり、同条第四項中「第一項及び第二項」とあるのは、「第七十九条の二第六

項」と読み替えるものとする。

六 第六十五条、第六十六条第一項、第三項及び第四項、第六十七条並びに第六十八条の規定

一 妻が、現に婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻關係と同様の事情にある場合）を含む。（以下同じ。）をしているとき。

二 妻が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組關係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）となつていて（夫の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつていて（その子のすべてが、夫の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

3 夫、男子たる子、父又は祖父の死亡日において被保険者であり、第一項各号のいずれかに該当し、かつ、死亡者の死亡の当時その死亡者により生計を維持した女子（附則第二条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において第四十一条の二第二項に規定する準母子状態（同項に規定する孫又は弟妹は、十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるものに限る。）があるときは、この法律による改正後の第四十一条の二第一項の規定にかかわらず、その者に同条の準母子年金を支給する。ただし、准母子年金の受給権者であつたことがある女子については、同日ににおいて、孫又は弟妹であつてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）があり、かつ、十八歳以上二十歳未満であるもの（死亡者の死亡の当時死亡者によつて計算を維持した者に限る。）と生計を同じくする場合に限る。

4 前項の規定は、女子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

三 現に母又は父と生計を同じくしていると

二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の者の養子となつていて（その死亡者の死亡後に養子となつた場合に限る。）。

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているか、又は女子以外の者の養子となつていて（その孫又は弟妹のすべてが、その死亡者の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

（遺児年金の支給要件に関する経過措置）

第五条 死亡日において被保険者であり、かつ、前条第一項各号のいずれかに該当する父又は母の死亡の当時父又は母によつて生計を維持した子（当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者を除く。）が、昭和四十一年十二月一日において十八歳未満であるか又は二十歳未満でこの法律による改正後の別表に定める程度の廃疾の状態にあるときは、この法律による改正後の第四十二条本文の規定にかかわらず、その者に同条の遺児年金を支給する。ただし、当該父又は母の死亡により支給される遺児年金の受給権者であつたことのある者については、同日においてこの法律による改正後の同表に定める程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める程度の廃疾の状態を除く。）にあたり、かつ、十八歳以上二十歳未満である場合に限る。

2 前項の規定は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

三 現に母又は父と生計を同じくしていると

4 第一項の場合は、子が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。

一 現に婚姻をしているか、又は養子となつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

二 現に離縁によつて、死亡した父又は母の子でなくなつていて（父又は母の死亡後に婚姻をし、又は養子となつた場合に限る。）。

三 現に母又は父と生計を同じくしていると

（遺児年金の額の改定）

第六条 昭和四十一年一月一日前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得し、同日まで引き続きその受給権を有する者については、同月から、その額をこの法律による改正後の第五十八条、第六十一条（第六十一条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第三項の規定を適用して計算して得た額に、それぞれ改定する。

2 昭和四十一年十二月一日において、母子福祉年金又は準母子福祉年金の受給権を有する妻又は祖母若しくは姉が、第六十一条第一項に規定する要件に該当する子又は第六十四条の三第二項に規定する要件に該当する孫若しくは弟妹であつて、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。

（年金額に関する経過措置）

第七条 昭和四十一年十二月以前の月分の通算老齢年金、障害年金、母子年金、準母子年金、遺児年金、障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金及び老齢福祉年金の額について、なほ從前の例による。

（国外居住者等に係る福祉年金に関する経過措置）

5 前項の場合において、その子が遺児年金を請求したときは、その子に対してすでに支払われた当該死亡二時金は、遺児年金の内払とみなす。遺児年金を請求した後にその子に対して死亡一時金が支払われた場合におけるその死亡一時金についても、同様とする。

（福祉年金の額の改定）

第六条 昭和四十一年一月以前に障害福祉年金、母子福祉年金、準母子福祉年金又は老齢福祉年金（以下「福祉年金」という。）の受給権を取得するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つたときは、日本国内に住所を有するに至つた日において、その者に当該福祉年金を支給する。ただし、この法律の公布の日前において、又は日本国内に住所を有するに至つた日前において、この法律による改正後の第五十九条、第六十四条第一項（第六十四条の四において準用する場合を含む。）又は第七十九条の二第四項に規定する受給権の消滅事由に該当する事実がなかつた場合に限る。

（障害福祉年金の支給要件に関する経過措置）

第九条 明治二十九年十二月三日から昭和二十一年十二月一日までの間に生まれた者（昭和四十一年十二月一日において二十歳をこえ七十歳未満である者）が、廃疾認定日が昭和四十一年十二月一日前である傷病（初診日において第七条第二項第一号から第四号までのいずれかに該当した者のその傷病を除く。）により、同日においてこの法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。）にあるもの（その母子福祉年金又は準母子福祉年金の支給の要件となり、又はその額の加算の対象となつてゐる者を除く。）と生計を同じくするときは、昭和四十二年一月から、その子又は孫若しくは弟妹の数に応じて、その母子福祉年金又は準母子福祉年金の額を改定する。ただし、初診日が昭和三十六年四月

—

月一日(同日において二十歳未満であった者にあつては、二十歳に達した日)この条において以下同じ。以後である二以上の傷病により廢疾の状態にある者(明治四十四年四月一日以前に生まれた者(昭和三十六年四月一日において五十歳となる者を除む。)をもつて、二十九

傷病による廢疾を併合してのみこの法律による改正後の同表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあるものについては、この限りでない。

前項の規定は、別擇日が昭和三十六年四月一

ハ 初診日において被保険者でながつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢留年金の支給要件に該当しないこと。

支給する。ただし次の名号のいすれかに該当するときは、この限りでない。

る。ただし、明治四十四年四月一日以前に生まれた者（昭和三十六年四月一日において五十歳をこえた者）については、この限りでない。

る未履行年金の支給要件に記載する所と。附則第三条第一項ただし書の規定は、第一項の場合に準用する。この場合において、附則第三条第一項ただし書中「同表に定める程度の廃業」にあつては、「同表に定める一般に該当する」と。

三 妻と生計を同じくする子のすべてが、現に婚姻をしているか、又は妻以外の者の養子となつてゐるとき（その子のすべてが、夫の死後には婚姻をして、又は養子となつた場合に限る。）

イ 死亡日の属する月の前月までの被保険者期間のうち保険料免除期間を除いたものが、その期間の三分の二以上を占めること。

程度の原発」と認める者とする。
疾病にかかり、又は負傷し、その初診日が昭和四十一年十二月一日前であり、かつ、初診日の前日においてこの法律による改正前の第五十六条第一項各号のいずれにも該当しなかつた者

夫、男子たる子、父又は祖父の死亡の當時その死亡者によつて生計を維持した女子（附則第六条第二項に規定する祖母又は姉を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十一年十二月一日において二十歳をとえる者）が、昭和四十一年十二月一日における

死亡日の前日まで引き続く被保険者であつた期間に係る保険料の滞納がないこと。
死亡者の死亡日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当したこと。

初診日が昭和三十六年四月一日以後である傷病に係る初診日の前日において、次のいずれかに該当したこと。

は、この法律による改正後の第五十六条の規定の適用については、当該傷病に係る廃業認定日の前日において同条第一項各号のいずれの要件に該当しない場合においても、これに該当するものとみなす。
(母子福祉年金及び準母子福祉年金の支給要件に関する経過措置)

いて第六十四条の三第二項に規定する准子爵状態（同項に規定する孫又は弟妹は、この法律による改正後の別表に定める一級に該当する程度の廢疾の状態にあり、かつ、義務教育終了後である者に限る。）にあるときは、この法律による改正後の同条第一項本文の規定にかかるらず、その者に同条の準母子福祉年金を支給する。た

(福祉年金等の支給停止に関する補措措置) 第十一条 第六十五条第六項及び第六十七条第二項(第七十九条の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による福祉年金の支給の停止については、この法律による改定後の別表の規定は、昭和四十二年一月以降の

二 初診日において被保険者でなかつた者については、第七十九条の二第一項に規定する老齢福祉年金の支給要件に該当すること。
初診日が昭和三十六年四月一日以後である。

第十条 夫の死亡の当時夫によつて生計を維持した妻（附則第六条第二項に規定する妻を除く。）であつて、昭和二十一年十二月一日以前に生まれたもの（昭和四十二年十二月一日において二十歳をこえる者）が、昭和四十一年十二月一日において夫又は妻の子であつてこの法律による

一 女子が、現に婚姻をしているとき。
二 女子が、現に直系血族及び直系姻族以外の
者の養子となつていてるとき（その死亡者の死
亡後に養子となつた場合に限る。）

改正後の別表に定める一級に該当する程度の廃疾の状態（この法律による改正前の同表に定められた一級に該当する程度の廃疾の状態を除く。次

三 女子と生計を同じくする孫又は弟妹のすべてが、現に婚姻をしているが、又は女子以外の者の養子となつてゐるとき（その孫又は弟妹

第六十六条、第六十七条第一項及び第三項並びに第七十九条の二第六項から第八項までの規定
においてこれらの規定を適用する場合を含む。)

は、昭和四十年以降の年の所得による福祉年金の支給の停止について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による福祉年金の支給の停止については、なお従前の例による。

3 前項の場合において、この法律による改正後の第六十六条第一項第三号ロ(同条第二項の規定を適用する場合)、第六十七条第二項において例による場合及び第七十九条の二第八項において準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは、「五万一千五百円」と、当該所得が昭和四十年の所得であるときは、「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとし、この法律による改正後の第七十九条の二第六項第三号(同条第八項において第六十七条第二項の規定を準用する場合を含む。)中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得が昭和四十年の所得であるときは、「五万七千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは、「六万円」と、それぞれ読み替えるものとする。

4 この法律による改正後の第七十九条の二第五項の規定は、昭和四十二年一月以降の月分の老齢福祉年金について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の老齢福祉年金についての受給権者の配偶者が障害福祉年金を受けることができることによる支給の停止については、なお従前の例による。

5 昭和四十一年十二月以前の月分の母子年金及

び准母子年金についての当該夫、男子たる子、父又は祖父の死亡について公的年金給付を受けることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

(保険料等に関する経過措置)

第十二条 昭和四十一年十二月以前の月に係る保険料については、なお従前の保険料の額によることができる者があることによる支給の停止については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第十三条 昭和四十四年一月以後の月分の保険料の額は、この法律による改正後の第八十七条第三項の規定にかかわらず、被保険者が三十五歳に達する日の属する月の前月までは一月につき二百五十円、被保険者が三十五歳に達した日の属する月以後は一月につき三百円とする。

第十四条 昭和四十二年一月一日前に同日以後の期間に係る保険料を前納した者が、当該前納に係る期間につき追加して納付すべき保険料の額は、当該期間の各月につき百円(昭和四十四年一月以後の各月については、百五十円)とする。

2 前項の期間を有する者について、第二十七条の規定により年金額の計算を行なう場合(同条において、同項の額による保険料の納付が行なわれなかつた月があるときは、同条第一号に規定する額は、同号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる月について、それぞれ当該各号に定めた額を十二で除して得た額とする。

一 第八十九条又は第九十条の規定により前項の額による保険料を納付することを要しないものとされた月 千五百円

二 前号に掲げる月以外の月 千五十円

第十五条 昭和四十六年四月以後であつて政令で定める月以後の月分の保険料の額は、附則第十三条及び前条第一項に規定する額にそれぞれ五千円を加えた額とする。

2 前項の規定は、同項の規定による保険料の額に、第四条第二項の規定により昭和四十六年三月三十日までに行なわれるべき再計算の結果については、国民年金法附則第九条の三の改正規定にかかわらず、なお従前の例による。

第三条第一項第四号(「遺族給与金を含む。」)を削る。

第五条中「一千二百円」を「千四百円」に、「一千九百円」を「二千百円」に改める。

第九条中「二十二万円」を「二十四万円」に改め

第十条を削る。

第十一条中「その母の」を「その母の配偶者の前年の所得又はその母の」に、「その者の扶養親族等」を「その者の所得税法(昭和四十年法律第三十号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)」に改め、同条第一号及び第二号中「四十三万円」を「四十九万円」に改め、同条第三号中「四十三万円」を「四十九万円」に、「所得税法第七十八条第一項第一号に規定する控除額」と同項第二号に規定する控除額とを合算した額の二分の一を「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額」に改め、同条を第十条とする。

第十二条中「その養育者の」を「その養育者の配偶者の前年の所得又はその養育者の」に改め、同条を第十一条とする。

第十三条第一項中「前四条」を「前三条」に改め、同条第二項第一号中「二十二万円」を「二千四万円」に改め、同項第二号を削り、同项第三号中「第十一条各号」を「第十条各号」に、「扶養義務者」を配偶者又は扶養義務者に改め、同号を同項第二号とし、同条を第十二条とする。

第十三条の二第一項中「第十二条」を「第十二条」に改め、同条第二項中「第十条から第十二条まで」を「第十条又は第十二条」と改め、同条を第十三条とする。

第十四条第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

第十五条第二項中「別表」を「受給資格者に対して、別表」に、「又は児童の父に對して」を「若しくは児童の父につき」に、「受けるべきこと」と「受けさせるべきこと」に改める。

第三十一条中「第十三第二項」を「第十二第二項

由、結核性疾患による」を削り、同条第二項第十

四号中「遺族給与金を含む。」を削る。

第五条中「一千二百円」を「千四百円」に、「一千九百

円」を「二千百円」に改める。

第三十一条中「第十三第二項」を「第十二第二項

に、呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。次号において同じ。」

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項第二号中「結核性疾患による」及び

「呼吸器の機能の障害にあつては、結核性疾患以外の疾患によるものを含む。次号において同じ。」

児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)の一部を次のようにより改正する。

第三条第一項第二号中「別表」を「受給資格者に対し、別表」に、「又は児童の父に對して」を「若しくは児童の父につき」に、「受けるべきこと」と「受けさせるべきこと」に改める。

第三十一条中「第十三第二項」を「第十二第二項

に改め、同条第二項中「第十条から第十二条まで」を「第十条又は第十二条」と改め、同条を第十三条とする。

第十四条第二号中「当該児童又は当該児童の父」を「受給資格者」に改める。

第十五条第二項中「別表」を「受給資格者に対して、別表」に、「又は児童の父に對して」を「若しくは児童の父につき」に、「受けるべきこと」と「受けさせるべきこと」に改める。

第三十一条中「第十三第二項」を「第十二第二項

改める。
別表
一 両眼の視力の和が○、○四以下のもの
二 両耳の聴力損失が九〇デシベル以上のもの
三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの
四 両上肢のすべての指を欠くもの
五 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
六 両下肢の機能に著しい障害を有するもの
七 両下肢を足関節以上で欠くもの
八 体幹の機能に著しい障害を有するもの
九 両下肢を足関節以上で欠くもの
十 上記と認められる身体の障害(内科的疾患に基づく身体の障害を除く)であつて、日常生活において常時の介護を必要とする程度のもの(備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によつて測定する。

(施行期日)

第一条 この法律中第七条から第十二条までの改

正規定及び次条の規定は公布の日から、○その他

一千五百円を一千四百円に改める改定以外の規定は昭和四十一年八月一日○から施行する。(第二条(特別児童扶養手当に関する経過措置))

五百円を四百円に改める改定規定は昭和四十二年一月一日○から施行する。

(特別児童扶養手当の額に関する経過措置)

この法律による改正後の第五条の特別児童扶養手当の額に係る規定は、昭和四十一年一月以降の月分の特別児童扶養手当について適用し、昭和四十一年十二月以前の月分の特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神弱児扶養手当)については、なお従前の例による。

(重度精神弱児扶養手当の支給の制限等に関する経過措置)
する経過措置)

第二条 この法律による改正後の第七条、第九条

(第十条の規定を適用する場合及び第十二条第二項において例による場合を含む。)及び

第十二条第二項の規定は、昭和四十年以降の年

の所得による支給の制限及び重度精神弱児扶

養手当(昭和四十一年九月以降の月分にあつては、特別児童扶養手当に相当する金額の返還

について適用し、昭和三十九年以前の年の所得による支給の制限及び重度精神弱児扶養手当に相当する金額の返還については、なお従前の例による。

前項の場合において、この法律による改正後

の第九条第三号ロ(第十条の規定を適用する場合及び第十二条第二項において例による場合を含む。)中「所得税法第七十八条第一項に規定する控除額に相当する額」とあるのは、当該所得

が昭和四十年の所得であるときは「五万二千五百円」と、当該所得が昭和四十一年の所得であるときは「五万八千七百五十円」と、それぞれ読み替えるものとする。

(準用規定)

第三条 児童扶養手当法の一部を改正する法律

(昭和四十一年法律第一号)附則第三条第一項の規定は、特別児童扶養手当(昭和四十一年八月以前の月分にあつては、重度精神弱児扶養手当)の支給の制限及びその額に相当する金額の返還について準用する。この場合において、同項中「第九条」とあるのは「特別児童扶養手当法」と、「この法律による改正後の第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当法第七条」と、「この法律による改正後の第十二条第二項」とあるのは「特別児童扶養手当法」を「特別児童扶養手当法」に改める。

(審査報告書は都合により追録に掲載)

性病予防法の一部を改正する法律案

(特別児童扶養手当の支給に関する経過措置)

昭和四十一年五月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十一年五月二十四日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口喜久一郎

性病予防法の一部を改正する法律案

性病予防法(昭和二十三年法律第百六十七号)の一部を次のように改正する。

第六条中「及びその患者が病毒をうつす虞がある行為をした者」を削り、「二十四時間」を「一月」に改め、同条に次の二項を加える。

2 患者が居住の場所を変更したときは、その患者又はその保護者は、診療を受けている医師に對し、その旨を告げなければならない。

第七条を次のように改める。

第七条 医師は、性病にかかるると診断した患者又はその診療している患者が、前条第一項の規定による指示に従わないとき、又は他の医師の治療を受けている旨の証明書を提出しないでその治療を受けないときは、患者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その旨並びに患者の氏名及び居住の場所その他省令で定める事項を、患者に病毒をうつしたと認められる者がさらに多数の者に病毒をうつすおそれのある者であるときは、その者の居住の場所を管轄する保健所長を経て、その者の氏名及び居住の場所を、患者に病毒をうつしたと認められる者がその他省令で定める事項を文書をもつてすみやかに都道府県知事に届け出なければならない。

第八条中「あらかじめ」の下に「、すんで梅毒血清反応についての医師の検査を受けるとともに」を加える。

第十条中「第六条」を「第七条」、「基き」を「基づき」に、「但し」を「ただし」に改める。

第十二条中「まん延」を「まん延」に改め、「厚生大臣の承認を受け」を削る。

第二十四条第一項中「第六条、第七条第一項、

第十条を「第六条第一項、第七条、第十一条、第十三条に、「基く」を「基づく」に改め、同条第十五第一項の下に及び第二項を加え、但し、第十一条又は「を「だし」に改め、同条第三項ただし書を次のよう改める。」

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 前項の規定により読み替えられる第十五条の規定により読み替えられる第十五条

第一項の規定により、市長が、医師の治療を受け、又は受けさせることを命じた場合

二 前項の規定により読み替えられる第十五条の規定により読み替えられる第十五条

第二項の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

二十四条第四項ただし書を次のよう改め

ただし、次に掲げる場合に限る。

一 第一項の規定により読み替えられる第十五条の規定により、市長が、医師の健康診断を受けて命じた場合

二 第一項の規定により読み替えられる第十五条の規定により、市長が、医師の健康診断を受けて命じた場合

三 第一項の規定により読み替えられる第十五条の規定により、市長が、医師の健康診断を受け、又は受けさせることを命じた場合

四 第一項の規定により読み替えられる第十五条の規定により、市長が、病院又は診療所に入院し、若しくは入所し、又は入院させ、若しくは入所させることを命じた場合

第五条第二項中「都道府県知事」の下に「又は前項の市の長」を加える。

第三十条中「第六条の規定による」と「第六条第一項の規定によるその患者の病歴をうつすと認められる者についての」に、「六ヶ月」を「六月」に改める。

第三十一条各号列記以外の部分中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第六条」を「第六条第一項の規定によるその患者の病歴をうつすと認められる者についての」に、「六ヶ月」を「六月」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第三項の規定は、昭和四十一年十月一日から施行し、同日以後に行なわれる梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用について適用する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

5 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

6 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

7 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の�査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

10 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

11 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

12 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

13 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

14 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

15 都道府県知事又は市町村長は、性病予防法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、同法第八条の梅毒血清反応についての医師の検査及び同法第九条の健康診断のうち梅毒血清反応についての医師の検査に要する費用については、当分の間、これを徴収しないものとす

る。

福社年金について行なうこととしております。その他、拠出制、無拠出制を通して、障害年金の支給対象となる障害範囲を内部障害にまで広げること等がおもな内容であります。

本制度は、厚生年金と並んで、所得保障制度の支給対象となる障害範囲を内部障害にまで広げること等がおもな内容であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

副議長(河野謙三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案全部審議は五日間にわたって行なわれました。採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、藤田藤太郎君から提出された各派共同の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

児童扶養手当法の一部を改正する法律案と、重度精神薄弱児扶養手当法の一部を改正する法律案は、拠出年金の大幅改善を主とし、あわせて、福祉年金について若干の改善を行なうことが内容となつております。

身体に重度の障害を有する児童にまで拡大することとし、したがつて、その名称を特別児童扶養手当と改めることといたしております。

そのほか、両手当に關する共通の改善措置として、月額を二百円引き上げ、千四百円の手当額と

金におけると同様の緩和措置を行なうことが定められております。

議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

委員会は、兩法律案とも、全会一致をもつて衆議院送付案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○副議長(河野謙三君) 次に、性病予防法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に

手当法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 過半数と認めます。よつて両案は可決せられました。

○副議長(河野謙三君) 次に、性病予防法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。本案に

手当法の一部を改正する法律案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(河野謙三君) 総員起立と認めます。

よつて本案は全会一致をもつて可決せられました。

姫した者に関するものは公費負担とすることを、主たる内容としております。

その他、拠出制、無拠出制を通して、障害年金の支給対象となる障害範囲を内部障害にまで広げること等がおもな内容であります。

以上御報告申し上げます。(拍手)

委員会は、全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

まず、国民年金法の一部を改正する法律案全部審議は五日間にわたって行なわれました。採決の結果、全会一致をもつて衆議院送付案となり可決すべきものと決定いたしました。

なお、藤田藤太郎君から提出された各派共同の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。

○副議長(河野謙三君) 「賛成者起立」

本日委員長から左の報告書が提出された。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案可決報告書
地方政府企事業法の一部を改正する法律案可決報告書	告書
内閣法の一部を改正する法律案可決報告書	審議会等の整理に關する法律案可決報告書
野菜生産出荷安定法案可決報告書	果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案可決報告書
入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案可決報告書	野菜生産出荷安定法案可決報告書
農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書	入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律案可決報告書
農産物価格安定法の一部を改正する法律案可決報告書	農業災害補償法の一部を改正する法律案可決報告書
住宅建築設計画法案可決報告書	農産物価格安定法の一部を改正する法律案可決報告書
日本労働者住宅協会法案可決報告書	住宅建築設計画法案可決報告書
雇用対策法案可決報告書	日本労働者住宅協会法案可決報告書
大蔵委員会請願審査報告書第一号	雇用対策法案可決報告書
商工委員会請願審査報告書第一号	大蔵委員会請願審査報告書第一号
石炭対策特別委員会請願審査報告書第一号	商工委員会請願審査報告書第一号
建設委員会請願審査報告書第一号	石炭対策特別委員会請願審査報告書第一号
地方行政委員会請願審査報告書第一号	建設委員会請願審査報告書第一号
内閣委員会請願審査報告書第一号	地方行政委員会請願審査報告書第一号
運輸委員会請願審査報告書第一号	内閣委員会請願審査報告書第一号
農林水産委員会請願審査報告書第一号	運輸委員会請願審査報告書第一号
外務委員会請願審査報告書第一号	農林水産委員会請願審査報告書第一号
本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。	外務委員会請願審査報告書第一号
決算委員会	本日委員長から左の案件について継続審査の要求書が提出された。
一、昭和三十九年度一般会計歳入歳出決算、昭和三十九年度特別会計歳入歳出決算、昭和三十九年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和三十九年度政府関係機関決算書	決算委員会
一、昭和三十九年度国有財産増減及び現在額総計算書	決算委員会
一、土地收用法の一部を改正する法律案(閣法第一四五二号)	建設委員会
一、内航海運業法の一部を改正する法律案(閣法第一五三号)	建設委員会
一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査	通信委員会
一、建設事業並びに建設諸計画に関する調査	建設委員会
一、予算の執行状況に関する調査	予算委員会
一、参議院議長 重宗 雄三殿	参議院議長 重宗 雄三殿
衆議院議長 山口喜久一郎	衆議院議長 山口喜久一郎
日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(衆第一六号)(予備審査)	物価等対策特別委員会
一、物価安定緊急措置法案(衆第四四号)(予備審査)	物価等対策特別委員会
一、壳春防止法の一部を改正する法律案(参第六号)	社会労働委員会
一、一酸化炭素中毒症に關する特別措置法案(参第二号)	内閣委員会
一、身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(参第三号)	内閣委員会
一、診療エフェクス線技師法の一部を改正する法律案(閣法第一一五号)	内閣委員会
一、旧勲章年金受給者に關する特別措置法案(衆第五七号)	内閣委員会
一、旧勲章年金受給者に關する特別措置法案(衆第五七号)	外務委員会
一、アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求めるの件(閣案第二号)	外務委員会
一、外國為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(閣法第四〇号)	外務委員会
一、租税及び金融等に関する調査	大蔵委員会
一、教育、文化及び学術に関する調査	文教委員会
一、社会保険制度に関する調査	社会労働委員会
一、労働問題に関する調査	社会労働委員会
一、農林水産政策に関する調査	農林水産委員会
一、農業貿易及び経済計画等に関する調査	農林水産委員会
○議長(重宗雄三君) 休憩前に引き続き、これより会議を開きます。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
○議長(重宗雄三君) 御異議ございませんか。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
ます、委員長の報告を求めます。商工委員長村上春藏君。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
よつて国会法第八十三条により送付する。	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。
昭和四十一年六月二十二日	日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律案

日本万国博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、昭和四十五年に開催される日本万国博覧会(以下「博覧会」といふ。)の円滑な準備及び運営に資するため必要な特別措置について定めるものとする。

(国の補助)

第二条 国は、財團法人日本万国博覧会協会(以下「博覧会協会」といふ。)に対し、博覧会の準備又は運営に要する経費について、予算の範囲内において、その一部を補助することができる。

(寄附金つき郵便葉書等の発行の特例)

第三条 お年玉つき郵便葉書及び寄附金つき郵便葉書等の発売並びに寄附金の処理に関する法律

(昭和二十四年法律第二百二十四号)第五条第一項に規定する寄附金つき郵便葉書等は、同条第二項に規定するもののほか、博覧会協会が調達する博覧会の準備及び運営に必要な資金(以下「博覧会運営等資金」といふ。)に充てることを寄附目的として発行することができる。この場合においては、博覧会協会を同項の団体とみなして同法の規定を適用する。

(日本専売公社等の援助)

第四条 日本専売公社は、広告事業を行なう者が、日本専売公社の製造する製造たばこの包装を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てることを寄附目的として博覧会協会に寄附するときは、当該事業の遂行に附し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

2 日本国有鉄道は、広告事業を行なう者が、日本国有鉄道の管理する施設を利用して広告事業を行なう場合において、当該事業による収入金

の全部又は一部を、博覧会準備等資金に充てるのことを寄附目的として博覧会協会に寄附するとときは、当該事業の遂行に附し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

3 日本電信電話公社は、博覧会協会が博覧会準備等資金を調達するため日本電信電話公社の事業の用に供される印刷物その他の物品を利用して広告事業を行なう場合には、当該事業の遂行に附し、便宜の供与その他の援助を行なうことができる。

(博覧会協会の職員に係る退職手当の特例等)

第五条 博覧会協会の職員(常時勤務に服する)とを要しないものを除く。次項において同じ。)は、國家公務員等退職手当法(昭和二十八年法律第八百八十二号)第七条の二の規定の適用については、同条第一項に規定する公庫等職員とみなす。

2 博覧会協会又は博覧会協会の職員は、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)第二百二十四条の二又は地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第二百五十一号)第二百四十二条の規定の適用については、それぞれ国家公務員共済組合法第二百二十四条の二第一項に規定する公庫等若しくは公庫等職員又は地方公務員等共済組合提出(衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

に譲ることにいたします。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたしました。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

第一条中「根本基準並びに」を「根本基準、」に改め、「一部事務組合に関する特例」の下に、「並びに企業の財政の再建に関する措置」を加える。

この法律は、地方公共団体の經營する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」といふ。)に適用する。

第一条第一項を次のよう改める。

官報号外

〔村上春蔵君登壇、拍手〕

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○村上春蔵君 大だいま議題となりました法案に

ついては、現地を調査し、参考人の意見を聞く

等、慎重な審査を行ないました。

詳細は会議録

目次中「第六章 雜則(第四十条~第四十一条)」

地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十一号)の一部を改正する法律

(小字及び一は衆議院修正)

地方公営企業法の一部を改正する法律案

地方公営企業法の一部を改正する法律

(国の配慮)

第五条の二 國の行政機関の長は、地方公営企業の業務に関する処分その他の事務の執行にあた

つては、すみやかに適切な措置を講ずる等地方公営企業の健全な運営が図られるように配慮するものとする。

第六条中「(昭和二十二年法律第六十七号)」を削る。

第七条第一項中「当該地方公共団体の長の指揮監督の下に」を削り、「条例で定めるところにより、」の下に「政令で定める地方公営企業について」を、「水道事業の下に」「(簡易水道事業を除く。)」を加え、同条第二項を削り、同条の次に次の二条を加える。

(管理者の選任及び身分取扱い)

第七条の二 管理者は、地方公営企業の経営に関する議見を有する者のうちから、地方公共団体の長が任命する。

2 次の各号の一に該当する者は、管理者となることができない。

一 禁治産者若しくは準禁治産者又は破産者であるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

二 禁治の刑に処せられ、その執行を終わる復権を得ない者

三 管理者は、衆議院議員若しくは参議院議員又は地方公共団体の議員若しくは常勤の職員と兼ねることができない。

4 管理者の任期は、四年とする。

5 管理者は、再任されることができる。

6 管理者は、常勤とする。

7 地方公共団体の長は、管理者が心身の故障のため職務の遂行に堪へないと認める場合又は管理者の業務の執行が適当でないため経営の状況が悪化したと認める場合その他管理者がその職に必要な適格性を欠くと認める場合には、これを罷免することができる。

8 地方公共団体の長は、管理者に職務上の義務違反その他管理者たるに適しない非行があると認める場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることがで

きる。

9 管理者は、前二項の規定による場合を除くはか、その意に反して罷免され、又は懲戒処分を受けることがない。

10 管理者は、第二項各号の一に該当するに至つたときは、その職を失う。

11 地方自治法第一百五十九条、第一百六十五条第二項及び第一百八十条の五第六項から第八項まで並びに地方公務員法第三十条から第三十七条まで及び第三十八条第一項の規定は、管理者について準用する。

第十八条第一項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第五号までを「号」ずつ繰り上げ、同条第二項中「前条第一項の」を「第七条」に改める。

第九条第三号及び第四号を削り、同条第五号中「見積りに関する書類」を「原案」に改め、同号を同条第三号とし、同条第六号中「予算の実計施画及び資金計画その他財政計画の参考となるべき事項に関する書類」と「予算に関する説明書」に改め、同号を同条第四号とし、同条第七号中「作成」を「調製」に改め、同号を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

第九条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「その他の使用料又は手数料」を「又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第十四号中「その権限の範囲内において」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十三条第一項中「事故があるとき」の下に「第十二条及び第十三条 削除」第十三条第一項中「事故があるとき」の下に「第十二条及び第十三条 削除」

又は管理者が欠けたときを加え、「企業管理規程で定める」を「管理者が当該地方公共団体の長の同意を得てあらかじめ指定する」に改める。

第十三条の二後段を削る。

第十五条第一項中「補助する職員」の下に「(以下「企業職員」という)」を加え、同条第一項中「前項の職員」を「企業職員」に改める。

第十六条 地方公共団体の長との関係

地方公営企業の福徳に重大な影響がある地方公営企業の業務の執行に関する福徳を確保するため必要があるとき、又は当該管理者以外の地方公共団体の機関の権限に属する事務の執行と当該

地方公営企業の業務の執行との間の調整を図るために必要があるときは、当該管理者に対し、当該地方公営企業の業務の執行について必要な指示をすることができる。

第十七条ただし書中「議会の議決を経て」を「政令で定めるところにより条例で」に改める。

第十七条の二の見出しを「(経費の負担の原則)」に改め、同項を同条第五号とし、同号の次に次の二号を加える。

六 議会の議決を経るべき事件について、その議案の作成に関する資料を作成し、地方公共団体の長に送付すること。

第九条中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第十号中「その他の使用料又は手数料」を「又は料金以外の使用料、手数料、分担金若しくは加入金」に改め、同号を同条第九号とし、同条第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とし、同条第十四号中「その権限の範囲内において」を削り、同号を同条第十三号とし、同条第十五号を第十四号とし、第十六号を第十五号とする。

第十二条第一項中「予算の定めるところにより」を「第十七条の二第二項の規定によるものほか」に改め、同条第二項を次のように改める。

六 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による出資を受けた場合には、利益の状況に応じ、納付金を一般会計又は当該他の特別会計に納付するものとする。

第十八条の二第二項中「予算の定めるところにより」を「第十七条の二第二項の規定によるものほか」に改め、同条第二項を次のように改める。

六 地方公営企業の特別会計は、前項の規定による長期の貸付けを受けた場合には、適正な利息を一般会計又は当該他の特別会計に支払わなければならぬ。

第十九条第一項中「その他の会計は、前項の規定による一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の二項を加える。

六 地方公営企業の経費で政令で定める特別会計において、出資、長期の貸付け、負担金の支出その他の方法により負担するものとする。

一 その性質上当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費

二 当該地方公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費

第十七条の二の次に次の二条を加える。

(補助)

第十七条の三 地方公共団体は、災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合は、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

第十八条を次のように改める。

第十九条第一項中「補助する職員」の下に「(以下「企業職員」という)」を加え、同条第一項中「前項の職員」を「企業職員」に改める。

第十八条 地方公共団体は、第十七条の二第一項の規定によるもののほか、一般会計又は他の特別会計から地方公営企業の特別会計に補助をすることができる。

第十九条第一項中「予算の定めるところにより」を「第十七条の二第二項の規定によるものほか」に改め、同条第二項を次のように改める。

六 地方公営企業の収支の均衡を保持させよう適切な考慮が払われを「かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるもの」とする。

第十二条第一項中「予算の定めるところにより」を「第十七条の二第二項の規定によるものほか」に改め、同条第二項を削る。

第十二条第一項中「予算の定めるところにより」を「第十七条の二第二項の規定によるものほか」に改め、同条第三項を削る。

(財政再建計画の策定等)
第四十三条 この法律を適用する
工業用水道事業（その布設
して國から補助金の交付を受
四十九条において同じ。）
送事業、地方鉄道事業、電

用している水道事業、電氣事業、ガス事業又は軌道事業、自動車運送に要する経費について支けたものを除く。第

上地方公共団体の義務に属する損害賠償の額の決定については、条例で定めるものを除き、地方自治法第九十六条第一項第八号、第十一号及び第十二号の規定は、適用しない。
本則に次の一条及び一章を加える
(地方公共企業体)

第四十二条 地方公共団体は、別に法律で定めるところにより、地方公営企業を経営するための地方公共企業体を設けることができる。

第四十条 地方公営企業の業務に関する契約の締結並びに財産の取得、管理及び処分については、地方自治法第九十六条第一項第五号から第七号まで及び第二百三十七条第二項の規定は、適用しない。

2 地方公営企業の業務に関する負担附きの寄附又は贈与の受領、地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、あつせん、調停及び仲裁並びに法律

団に対する経費の負担、補助、出資及び長期の貸付けについて準用する。

もので、昭和四十一年三月三十一日（同年四月一日）に新たにこの法律を適用した事業にあつては、同日において不良債務（政令で定めるところにより計算した流动負債の額が政令で定めるところにより計算した流动資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいう。以下同じ。）を有するもの（同年四月一日においてこの法律

4 3

三 不良債務を解消し、財政の健全性を回復するための具体的措置

四 第四十五条の規定による企業債の各年度ごとの償還額

第一項に規定する実質赤字とは、次に掲げる金額をいう。

一 歳入が歳出に不足するため翌年度の歳入を

3
災害その他の緊急やむを得ない理由により、異常な支出来を要することとなつたため、財政再建計画を変更する必要が生じた場合において、あらかじめその変更について、自治大臣の承認を得るいとまがないときは、財政再建団体は、事後において、選挙なく、その変更につき前項において準用する第一項の自治大臣の承認を得なければならぬ。

る日までに自治大臣に申し出で、自治大臣の指定する日(以下「指定日」という。)現在により、当該企業の財政の再建に関する計画(以下「財政再建計画」という。)を定めなければならない。

自治大臣は、必要があると認めるときは、昭和三十九年度の赤字企業を經營する地方公共団体に対して、この章の規定によつて当該企業について財政の再建を行なうよう勧告することとができる。

(財政再建計画の承認)
第四十四条 財政再建計画は、昭和三十九年度の赤字企業を經營する地方公共団体の長が当該企業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議会の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その財政再建計画による財政の再建が合理的に達成できるよう、当該財

(財政再建債)

〔3〕
財政再建計画は、指定日の属する年度及びこれに統くおおむね五年度以内に不良債務を解消し、財政の健全性を回復するよう次の事項について定めるものとする。

2 政府再建計画に必要な条件を付けて、当該財政再建計画を承認することができる。

た日から財政再建計画による財政の再建が完了する年度の前年度の末日までの間に財政再建計画に基づく職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により退職した管理者及び企業職員に支給すべき退職手当の財源に充てるため、企業債を

起こすことができる。

(財政再建債の償還)

第四十六条 前条の企業債(以下「財政再建債」という。)は、指定日の属する年度の翌年度以降おむね五年度以内(同条の退職手当の財源に充てるため起こした財政再建債にあつては、その起こした日の属する年度の翌年度以降三年度以内)に、財政再建計画に基づき償還しなければならない。

(財政再建債の利子補給)

第四十七条 国は、毎年度予算の範囲内で、財政再建債で利息の定率が年六分五厘をこえるものにつき、〇年一分五厘の定率を乗じて得た額を限度として、当該財政再建債の当該年度分の利子支払額のうち、利息の定率を年六分五厘として計算して得た額をこえる部分に相当する金額を当該財政再建団体に補給する。

(企業債の償還継延等)

第四十八条 国は、財政再建団体が財政再建計画を実施するため必要があると認めるときは、企業債の償還の継延その他再建企業の財政の再建を促進するための措置について配慮するものとする。

(赤字の企業の財政再建)

第四十九条 水道事業、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業、ガス事業又は病院事業で昭和四十一年度以前の年度において不良債務又は実質赤字を有す

るもの(再建企業を除く。以下「赤字の企業」という。)のうちこの法律を適用しているものを経営する地方公共団体は、当分の間、第四十三条

第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

第一項の規定により当該赤字の企業について財政の再建を行なうことを申し出ることができる。

ことができる。

附則中第五項を第六項とし、第四項の次に次の

六条の規定 昭和四十一年十月一日
三 法第十七条及び第二十四条から第二十六条までの改正規定 昭和四十二年一月一日
ら第十条まで、第十四条、第十五条及び第十

六条の規定 昭和四十一年十月一日

三 法第十七条及び第二十四条から第二十六条までの改正規定 昭和四十二年一月一日

四 法第二条の改正規定(第四項中に加える改

正規定を除く。)、法第七条第一項第三文の改

正規定、法第十七条の二から第十八条の二ま

でに係る改正規定、法第三十条、第三十四条の二並びに第三十九条の三第二項及び第三項

の改正規定並びに附則第三条、第十二条及び

第十三条の規定 昭和四十二年四月一日

五 財政再建団体(財政再建債を起こさない財政

再建団体を除く。)が第五十一条において準用す

る地方財政再建促進特別措置法第二十四条第一

項の規定により起こしている企業債がある場合

には、当該財政再建団体の財政

再建計画について第四十四条第一項の自治大臣

の承認を受けた日(同日以後に起こされた企業

債については、その起こされた日)以後は、財

政再建債とみなす。この場合において、財政再

建債とみなされる企業債に係る第四十七条の規

定による利子補給は、これらの日以後の分につ

いて行なるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区

分に従い、当該各号に定める日から施行する。

一 地方公営企業法(以下この条において「法」という。)日次及び第一条の改正規定、法第五

条、第六条、第七条、第十二条、第十四条、第

十八条から第二十二条まで及び第二十四条第一

項の規定は、再建企業又は赤字の企業の財政の

定並びに附則第三条、第十二条及び第十七条

条の次に一条を加える改正規定、○法第二十二条の次に一条を加える改正規定、○法本則に

一章を加える改正規定、法附則に係る改正規

定及び第六条の改正規定、法第

四条及び第六条の改正規定、法第二章から第

六章までに係る改正規定(次号及び第四号に

掲げる改正規定を除く。)並びに附則第四条か

三 昭和四十一年十一月一日から昭和四十二年三月

三十一日までの間に行なわれる資産の取得及び

処分に対する新法第三十三条第二項の規定の適

用については、同項中「予算で定め」とあるの

は、「議会の議決を経」とする。

第五十二条 自治大臣は、政令で定めるところにより、この章に定める自治大臣の権限のうち市町村に係るもの一部を都道府県知事に委任す

る。

この規定 この法律の公布の日

の規定 この法律の公布の日

4 昭和四十二年十一月一日から昭和四十二年三月三十日までの間ににおける地方公営企業法第三十九条の三第二項の規定の適用については、同項中「組合」とあるのは、「企業団」とする。

15 昭和四十三年三月三十一日までの間ににおける地方公営企業法第二十二条の規定を適用していなかった事業(病院事業を除く)のうち、当該企業團の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業(病院事業を除く)については、引き続き新法第二条第二項に規定する財務規定等を適用する。ただし、条例で定めることにより同項に規定する財務規定等を適用しないことができる。

用しないことができる。

2 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際旧法第二条第三項の規定に基づき財務規定等の一部が適用されている事業(病院事業を除く)については、引き続き新法第二条第二項に規定す

二年三月三十一日までに取得又は処分が終わらなかつたものがあるときは、管理者は、昭和四十二年度に限り、同項の規定にかかるらず、当該議決に基づき、当該資産の取得又は処分をすることができる。

(契約に関する経過措置)

第六条 昭和四十二年十一月一日前に行なわれた公告又は申込みに係る契約の手続については、な

お従前の例による。

(職員の賠償責任に関する経過措置)

3 附則第一条第四号に掲げる規定の施行の際旧法第二条第四項の規定に基づく地方公共団体の経営する事業に旧法の全部又は一部を適用する条例(旧法第十七条の二の規定を適用する条例を除く)で現に効力を有するものは、政令で定めるところにより、新法第二条第三項の規定に基づく条例とみなす。

4 地方公共団体は、当分の間、新法第二条第二項の規定にかかるらず、条例で定めるところにより新法の規定又は財務規定等の適用を受けることとなる水道事業(簡易水道事業を除く)、工業用水道事業、軌道事業、自動車運送事業、地方鉄道事業、電気事業若しくはガス事業(以下「水道事業等」という)又は病院事業で常時雇用される職員の数がそれぞれ二十人未満又は百人未満のものを經營する地方公共団体は、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の規定による一部事務組合(以下「一部事務組合」という))にあつては、規約(以下この条において同じ)で定める場合にかかるず、昭和四十三年三月三十一日までの間は、当該事業に新法の規定又は財務規定等を適

者は、昭和四十四年九月三十日(当該管理者の任期が同日までに満了する場合にあつては、その満了する日)までの間、引き続き新法の規定による企業団の企業長として在任することができる。

2 前項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に在任する当該一部事務組合の監査委員は、昭和四十四年九月三十日(当該監査委員の任期が同日までに満了する場合にあつては、その任期が満了する日)までの間、引き続き新法による監査委員として在任することができる。この場合において、監査委員として在任する者の数が同法第五条に規定する規約で定める定数をこえるときは、同項の規定にかかるらず、当該数をもつて当該企業団の監査委員の定数とし、これらの委員に欠員が生じたときは、これに応じて、その定数は、同項に規定する規約で定める定数に至るまで減少するものとする。

3 第一項の一部事務組合について新法第三十九条の二の規定が新たに適用される際現に当該一部事務組合の議会の議員の定数が十五人をこえているときは、同条第七項の規定にかかるず、昭和四十五年九月三十日までの間、当該定数をもつて当該議会の議員の定数とすることができる。

(政令への委任)

第十一条 附則第一条第二号に掲げる規定の施行の際現に存在する水道事業等又は地方公営企業法の規定の全部を適用しているその他の事業の經營に關する事務を共同処理する一部事務組合について議会の議決を経ている資産で昭和四十

年六月二十七日 参議院会議録第三十五号 地方公営企業法の一部を改正する法律案

(資産の取得及び処分に関する経過措置)

第五条 昭和四十二年四月一日前に地方自治法第九十六条第一項第六号若しくは第七号又は附則第二条第三項の規定により適用される新法第三

十三条第二項の規定に基づきその取得又は処分について議会の議決を経ている資産で昭和四十

年六月二十七日 参議院会議録第三十五号 地方公営企業法の一部を改正する法律案

される際現に在任する当該一部事務組合の管理

(地方財政法の一部改正)

第十二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九

一部を次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第一項

中
秋
寒
冷
单
作
地
帶
振
興
大
策
審
議
會

(繩糸西格定法の一都改正) 第十二条及び第十三条を削る。

第二十八条 薪系価格安定法（昭和二十六年法律）

第三百十号) の一部を次のように改正する。
第十五条及び第十六条を次のように改める。

第十五条及び第十六条 削除

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正) 第二十九条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一

部を次のように改正する。

第二条第一項及び第二項並びに第六条第一項
中「急傾斜地帯農業振興対策審議会」を「特殊地

域農業振興対策審議会」に改める。

(湿田単作地域農業改良促進法の一部改正)

三十条 湿田単作地域農業改良促進法の一部を
次のように改正する。

第二条第一項及び第三項並びに第五条第一項

「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

第十一條及び第十二條を削り、第十三條を第十一條とする。

(飼料需給安定法の一部改正)

第三百五十六号 銅料需給安定法（昭和二十七年法律）の一部を次のように改正す

卷之三

第七条第一項中「飼料需給安定審議会」を「畜産振興審議会」に改める。

第十条を削り、第十一條を第十条とする。

三十二条 海岸砂地地帯農業振興臨時措置法の一部改正

一部を次のように改正する。

「地帶農業振興対策審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改める。

卷之三

第八条及び第九条を削り、第十条を第八条とする。
(農林漁業組合連合会整備促進法の一部改正)
第三十三条 農林漁業組合連合会整備促進法(昭和二十八年法律第百九十九号)の一部を次のよう
に改正する。
第六条第二項中「農林漁業組合連合会整備
促進審議会の議を経て」を削る。
第九条及び第十条を次のように改める。
第九条及び第十条 削除
(畠地農業改良促進法の一部改正)
第三十四条 畠地農業改良促進法の一部を次のよ
うに改正する。
第三十五条 及び第七条中「畠地農業改良促進対策
審議会」を「特殊地域農業振興対策審議会」に改
める。
第十一条及び第十二条を削り、第十三条を第
十二条とする。
(酪農振興法の一部改正)
第三十五条 酪農振興法の一部を次のよう
にする。
目次中「第二十六条の二」を「第二十六条」に改
める。
第二条の二第四項及び第十五条中「酪農審議
会」を「畜産振興審議会」に改める。
第二十六条を削り、第二十六条の二を第二十
六条とする。
(養鶏振興法の一部改正)
第三十六条 養鶏振興法(昭和三十五年法律第
四十九号)の一部を次のように改める。
第十七条を次のよう改める。
第十七条 削除
(畜産物の価格安定等に関する法律の一部改正)
第三十七条 畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次の
ように改める。
目次中「第三章 畜産物価格審議会(第七条一
第十一條)」を「第三章 削除」に改める。

ように、第一項の規定による指定をするものとする。

うとするときは、当該区域を管轄する都道府県

知事の意見をきかなければならぬ。

第一項の規定による指定は、告示してしなければならない。

(指定の申出)

第五条 都道府県知事は、その管轄に属する前条

第一項の一定の生産地域でその区域が同条第二項各号に掲げる要件のすべてを備えるものにつき、同条第一項の規定による指定をすべき旨を農林大臣に申し出ることができる。

(区域の変更)

第六条 農林大臣は、指定野菜の生産事情、出荷事情その他の経済事情に変動が生じ、又は生ずるおそれがある場合において、必要があるときは、野菜指定産地の区域を変更することができる。

2 前項の規定による変更は、その変更後の区域が第四条第二項各号に掲げる要件のすべてを備える区域である場合でなければ、することができない。

3 第四条第四項及び第五項並びに前条の規定は、第一項の規定による変更について準用する。

(指定の解除)

第七条 農林大臣は、野菜指定産地の区域が第四条第二項各号に掲げる要件の全部又は一部を欠くに至つたときは、野菜指定産地の指定を解除しなければならない。

2 第四条第四項及び第五項並びに第五条の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(生産出荷近代化計画の樹立)

第八条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地ごとに政令で定めるところにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近代化を図るために計画(以下「生産出荷近代化計

画」という。)を立て、これを農林大臣に提出するとともに、その概要を公表しなければならない。

い。

2 生産出荷近代化計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 作付面積、生産数量及び指定消費地域に対する出荷数量に関する事項

二 土地改良、作付地の集団化、農作業の機械化その他生産の近代化に関する事項

三 集荷、選別、保管又は輸送の共同化、規格の統一その他出荷の近代化に関する事項

3 生産出荷近代化計画の内容は、第三条第一項の規定により公表された需要の見通し等から推定される関係指定消費地域における当該指定野菜の需要の動向に照らして適当なものであり、かつ、当該野菜指定産地の区域の自然的経済的因素に適合するものでなければならない。

4 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を立てようとするときは、関係市町村及び農林省令で定める農業団体等の意見をきかなければならない。

(生産出荷近代化計画の変更)

第九条 都道府県知事は、生産出荷近代化計画を変更したときは、遅滞なく、その変更の内容を農林大臣に届け出るとともに、その概要を公表しなければならない。

2 前項の規定は、生産出荷近代化計画の変更について準用する。

(業務)

第十条 協会は、次に掲げる業務を行なう。

1 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落(政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限る。)があつた場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜で当該政令で定める種別に属するものをいふ。以下同じ。)の出荷に関し会員との間に農林省令で定める委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員に対し生産者補給交付金を交付すること。

2 前号の業務に附帯する業務

(会員の資格)

第十二条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

会」という。)は、法人とする。

(住所)

在地にあるものとする。

第十二条 協会の住所は、その主たる事務所の所

(名称)

定資金協会という文字を用いなければならない。

2 協会でない者は、その名称中に野菜生産出荷安定資金協会という文字を用いてはならない。

(登記)

第十四条 協会は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項の規定により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に对抗することができない。

第三節 業務

第十五条 協会は、次に掲げる業務を行なう。

1 指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落(政令で定める指定野菜の種別ごとに政令で定める指定消費地域における当該種別に属する指定野菜に係るものに限る。)があつた場合において、その低落が対象野菜(野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜で当該政令で定める種別に属するものをいふ。以下同じ。)の出荷に関し会員との間に農林省令で定める委託関係のあるその生産者の経営に及ぼす影響を緩和するため、会員に対し生産者補給交付金を交付すること。

(財務についての農林省令への委任)

第十六条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。

(準備金の積立て)

第十七条 協会は、前条の準備金のほか、協会がその財務を適正に処理するために従わなければならぬ準則は、農林省令で定める。

(財務についての農林省令への委任)

第十八条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。

(会員の資格)

第十九条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

(負担金)

第二十一条 協会は、前項第一号に掲げる業務についての負担金等をもつて、指定消費地域における指定野菜の価格の著しい低落があつた場合に生産者補給交付金を交付すること。

(生産出荷近代化計画の樹立)

第二十二条 野菜指定産地の区域を管轄する都道府県

知事は、野菜指定産地ごとに政令で定めると

ころにより、当該指定野菜の生産及び出荷の近

代化を図るために計画(以下「生産出荷近代化計

画」という。)を立て、これを農林大臣に提出す

るため、会員から負担金を徴収することができる。

下「生産者補給交付金」という。)の交付に充てられるため、会員から負担金を徴収することができる。

(資金)

協会は、前条の負担金及び会員以外の者から生産者補給交付金の交付に充てることを

条件として交付された金額を、生産者補給交付金の交付に充てたための資金として、次に掲げた方法により管理しなければならない。

1 銀行、農林中央金庫その他農林大臣の指定する金融機関への預金

2 国債、地方債その他農林大臣の指定する有

条件として交付された金額を、生産者補給交付金の交付に充てたための資金として、次に掲げた方法により管理しなければならない。

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

4 信託

第十八条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

4 信託

第十九条 協会は、毎事業年度の剰余金の全部を準備金として積み立てなければならぬ。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充て、又は前条の資金に繰り入れる場合を除いては、これを取りくすしてはならない。

3 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭

4 信託

第二十条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十一条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十二条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十三条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

第二十四条 協会の会員たる資格を有する者は、对象野菜をその種別に係る第十五条第一項第一号の政令で定める指定消費地域に出荷する次に掲げる法人その他の団体であつて、少なくとも一部の野菜指定産地の区域の全部をその地区等の全

部又は一部とするものとする。ただし、第三号から第五号までに掲げる法人その他の団体については、農林省令で定めるものに限る。

第三節 会員

(会員の資格)

10111

林大臣に提出し、その承認を受けなければならぬ。これを変更するときも、同様とする。
(業務又は財産の状況の報告の徴収)

第五十三条 農林大臣は、協会の業務又は財産の状況に関して監督上必要があると認めるときは、協会からその業務又は財産の状況に關し報告を徴することができる。

(業務又は会計の状況の検査)

第五十四条 会員が、総会員の十分の一以上の同意を得て、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを理由として検査を行なうべき旨を請求したときは、農林大臣は、協会の業務又は会計の状況を検査しなければならない。

2 農林大臣は、協会の業務の健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、何時でも協会の業務又は会計の状況を検査することができる。

(法令等の違反に対する措置)

第五十五条 農林大臣は、第五十三条の規定により報告を徴した場合又は前条の規定により検査を行なつた場合において、協会の業務又は会計が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、業務方法書若しくは規約に違反する疑いがあることを認めると認めるときは、協会に対し、役員の解任、業務の停止その他必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。

(監督命令)

第五十六条 農林大臣は、前条の規定によるほか、協会の業務を適正円滑に行なわせるため特に必要があるときは、協会に対し、業務の執行方法の変更その他監督上必要な命令をすることができる。

(解散命令等)

第五十七条 協会が前二条の規定による命令に従わなかつたときは、農林大臣は、協会の役員を解任し、又は協会の解散を命ずることができること

る。

2 前項の場合のほか、協会の法人たる会員が七未満になつたときは、農林大臣は、協会の解散を命ずることができる。

(決議の取消し)

第五十八条 法人たる会員が、総会員(法人でない会員を除く)の十分の一以上の同意を得て、総会の招集手続又は議決の方法が法令若しくは法令に基づいてする行政庁の処分又は定款若しくは法規約に違反することを理由として、その議決の日から三十日以内に、その決議の取消しを請求した場合において、農林大臣は、その違反の事実があると認めるときは、当該決議を取り消すことができる。

2 前項の規定は、創立総会について準用する。

第三章 離則

(勧告)

第五十九条 農林大臣又は野菜指定産地の区域を管轄する都道府県知事は、野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜の指定消費地域に対する出荷の安定を図るために必要があるときは、当該野菜指定産地の区域内で生産される当該指定野菜を指定消費地域に出荷する者に対して、その合理的かつ計画的な出荷に関し必要な勧告をすることができる。

(報告の徴収)

第六十条 農林大臣は、この法律を施行するため必要があるときは、指定野菜の生産若しくは出荷の事業を行なう者又はこれらの者の組織する団体(協会を除く)から、これらの事業に係る業務に關して、必要な報告を徴することができます。

第六十一条 第五十三条の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は第五十四条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは逃避した者は、三万円以下の罰金に処する。

2

協会の役員又は協会の代理人、使用人その他の従業者が、協会の業務に關して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、協会に対しても同項の罰金刑を科する。

(附則)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(財團法人からの権利義務の引継ぎ)

第二条 昭和三十七年六月一日に設立された財團法人育果物生産安定資金協会及び昭和三十八年八月二十八日に設立された財團法人野菜指定産地生産安定資金協会は、それぞれ、その寄附行為で定めるところにより、協会の発起人に対し、協会において当該財團法人の権利及び義務を承継すべき旨を申し出ることができる。

第三条 この法律は、公の日から施行する。

(施行期日)

第六十三条 次の各号の一に該当する者は、一円以下の過料に処する。

一 第十三条规定に違反した者

(政府の交付金)

二 第六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十九条第一項、第四十一条又は第四十二条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

三 第三十六条の規定に違反して兼職したとき。

四 第四十二条の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えることなくしたとき。

五 第三十二条の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えることなくしたとき。

六 第三十六条の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十八条第一項、第三十九条又は第四十二条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

八 第四十二条又は第四十三条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに、第四十二条第三項若しくは第四十三条第二項の規定による開覧を拒んだとき。

九 第五十一条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一項第一項に規定する公告を意り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十一条において準用する民法第八十一項第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

第六十三条

次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。

一 第十三条规定に違反した者

(政府の交付金)

二 第六十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第三十九条第一項、第四十一条又は第四十二条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

三 第三十六条の規定に違反して兼職したとき。

四 第三十二条の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えることなくしたとき。

五 第三十二条の規定に違反して協会への加入を拒み、又は第二十三条第二項後段の規定に違反して弁明の機会を与えることなくしたとき。

六 第三十六条の規定に違反して兼職したとき。

七 第三十八条第一項、第三十九条又は第四十二条の規定に違反して総会を招集しなかつたとき。

八 第四十二条又は第四十三条の規定に違反して、書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに、第四十二条第三項若しくは第四十三条第二項の規定による開覧を拒んだとき。

九 第五十一条において準用する民法第七十九条第一項又は同法第八十一項第一項に規定する公告を意り、又は虚偽の公告をしたとき。

十 第五十一条において準用する民法第八十一項第一項の規定に違反して破産宣告の請求を怠つたとき。

(政府の交付金)

(号外)官報

所有権が移転され若しくは同号の権利が設定され又は入会権以外の権利が消滅することにより、金銭の支払又は徴収をする必要がある場合には、その相手方の氏名又は名称、金額及び支払又は徴収の時期、方法その他の条件八 その他農林省令で定める事項

2 前項第五号に掲げる事項に関する前条の入会権者が過失がなくて知ることができないものについて、入会林野整備計画において定めることを要しない。

3 第一項第六号に掲げる土地の利用に関する計画においては、同項第三号の権利を取得させるべき入会権者の全部又は一部が当該権利を取得した後にその取得に係る権利の全部又は一部を生産森林組合(森林法昭和二十六年法律第二百四十九号)第七十九条第一項第二号に掲げる事業を行なう森林組合をいう。以下同じ。)又は農業生産法人(農地法昭和二十七年法律第二百二十九号)第二条第七項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)に出資する計画(以下「出資計画」という。)がある場合には、その出資計画を当該土地の利用に関する計画の一部として定めなければならない。

4 入会林野整備計画においては、第一項各号に掲げる事項を定めてはならない。

5 処分の制限がある入会林野で農林省令で定めるもの並びに地上権、賃借権その他の使用及び収益を目的とする権利が設定されている入会林野で当該権利が差押、仮差押又は仮処分の目的となつているものについては、入会林野整備計画を定めることができない。

(関係権利者の同意及び認可の申請)

第五条 第三条の認可を申請しようとする入会権者は、その代表者によつて、農林省令で定めるところにより、当該認可の申請に係る入会林野整備計画において定められた事項のうち前条第一項第四号及び第五号に掲げる者に係る部分に

つき、それぞれ、それらの者の同意を得なければならない。

2 前項の入会権者の代表者は、同項に規定する者の同意を求める場合には、それらの者に規約及び代表者の資格を証する書面を提示しなければならない。

3 第三条の認可の申請は、農林省令で定めるところにより、申請書に、入会林野整備計画書のほか次に掲げる書類を添附してしなければならない。ただし、第五号に掲げる意見書は、当該入会林野の所在する市町村が農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第三条第一項ただし書又は第五項の規定により農業委員会を置かない市町村である場合には、添付することを要しない。

一 規約

二 入会権に係る慣行を記載した書面

三 第一項に規定する者の同意があつたことを証する書面

四 入会林野の所在地を管轄する市町村長の意見書

五 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地(農地法第二条第一項に規定する農地又は採草放牧地をいう。以下同じ。)である場合には、農業委員会の意見書

六 入会林野整備計画に係る土地の利用についての入会権に係る慣行その他の当該入会林野について存する権利関係からみて、一部の者に対する権利の集中その他の不当な利益をもたらすものであると認められるとき。

四 入会林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合には、当該入会林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき(同項第五号に掲げる場合であつて同項ただし書の政令で定める相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く。)。

3 前項第四項の場合において、第一項の規定により適否の決定をしようとするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中处分についての異議申立てに因する規定(同法第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。)は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

5 第二項の規定による処分又は前項において準

(審査及び公告等)

第六条 都道府県知事は、第三条の認可の申請があつたときは、当該申請に係る入会林野整備計画につき詳細な審査を行なつてその適否を決定し、その旨を当該申請をした入会権者の代表者(以下「申請人代表者」という。)に通知しなければならない。

第七条 当該入会林野整備計画に關係のある土地又はその土地に定着する物件の所有者その他これらとの土地又は物件に関する権利を有する者は、前条第四項の規定による公告に係る決定に対し異議があるときは、同項に規定する縫衝期間の満了する日の翌日から起算して三十日を経過する日までに、都道府県知事にこれを申し出ることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による異議の申出を受けた場合には、当該異議の申出が同項に規定する期日後にされたものであるとき、その他不適法であるとき、及び当該異議の申出が理由がないときを除き、当該申請人代表者に対し、相当の期間を定めてその期間内に当該異議の申出をした者(以下「異議申出人」という。)との協議をすべき旨を命じなければならない。

3 前項の規定により協議をすべき旨を命ぜられた場合には、当該申請人代表者は、次条第一項の規定による調停の申請をする場合を除き、前項の期間の満了する日の翌日から起算して十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、その協議の結果を都道府県知事に報告しなければならない。

4 行政不服審査法(昭和三十七年法律第百六十号)中处分についての異議申立てに因する規定(同法第四十五条、同法第四十七条第三項並びに同法第四十八条において準用する同法第十四条第一項ただし書、第二項及び第三項、同法第三十七条並びに同法第四十条第六項を除く。)は、第一項の規定による異議の申立てについて準用する。

者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（同条第二項の規定により申請人代表者によつて供託がされた金銭を除く。）を支払わなければならない。

2 前項の場合には、同項に規定する認可を受けた者は、その代表者によつて、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、金銭（第十二条第二項の規定により供託をするため申請人代表者によつて徴収された金銭を除く。）を徴収することができる。

3 第一項の場合には、第十二条第一項本文に規定する入会権者以外の者は、当該入会林野整備計画の定めるところに従い、同項の規定により供託がされた金銭に対してもその権利を行なうことができる。

(登記)

第十四条 都道府県知事は、第十二条第三項の規定による公告をした場合において必要があるときは、所有者に代わつて、その公告をした入会林野整備計画に關係のある土地の分割又は合併の手続をすることができる。

3 都道府県知事は、第十二条第三項の規定によ

る公告をしたときは、遅滞なくその公告をした入会林野整備計画に係る土地についての必要な登記を嘱託しなければならない。

4 第十二条の規定により所有権又は地上権、賃

借権その他の使用及び収益を目的とする権利を取得した者からその取得に係る権利の全部又は一部の出資（その者が、第十二条第三項の規定による公告があつた入会林野整備計画において定められている出資計画を実施するために行なうものに限る。）を受けた生産森林組合又は農業生産法人が、第十二条第三項の規定による公告があつた日の翌日から起算して二十日を経過する日までに、農林省令で定めるところにより、当該出資をした者の氏名及び住所、当該出資の目的たる権利の種類、当該権利に係る土地の所在、地番、地目及び面積並びに当該権利が所有

5 第十二条の規定により所有権又は地上権、賃

借権その他の使用及び収益を目的とする権利を

取得した者からその取得に係る権利の全部又は

一部の出資（その者が、第十二条第三項の規定

による公告をしたとき、遅滞なくその公告をした

入会林野整備計画に係る土地についての必要な

登記を嘱託しなければならない。

6 第十二条の規定により所有権又は地上権、賃

借

権

の

所

在

、

地

番

、

地

目

及

び

面

積

並

び

に

当

該

権

利

が

有

る

所

有

る

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

。

用権者」と、同項第四号中「入会林野の所在地」とあるのは、「旧慣使用林野の全部又は一部が当該市町村の区域外にある場合には、当該旧慣使用林野の全部又は一部の所在地」と、同条第四項中「第一項の入会権者の代表者」とあるのは、「第十九条の認可を申請しようとする市町村長」と読み替えるものとする。(認可及び金銭の供託等)

第二十二条 都道府県知事は、第十九条の認可の申請があつたときは、当該申請が次の各号の一に該当する場合を除き、当該申請に係る旧慣使用林野整備計画の認可をしなければならない。

一 申請の手続又は旧慣使用林野整備計画の決定の手続若しくは内容が、法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反しているとき。

二 旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣使用林野整備計画に係る土地の農林業上の利用を増進するため他の事業で国若しくは都道府県の行なうもの又はこれらの補助に係るもの効率的な実施を促進することが確実であると認められるものでないとき。

三 旧慣使用林野整備計画の内容が、当該旧慣使用林野についての旧慣からみて、一端の者に対し権利の集中その他不当な利益をもたらすものであると認められるとき。

四 旧慣使用林野整備計画に係る土地の全部又は一部が農地又は採草放牧地である場合においては、当該旧慣使用林野整備計画において定める当該農地又は採草放牧地に係る権利の設定又は移転の内容が、農地法第三条第二項各号の一に該当するものであるとき(同項第五号に掲げる場合であつて同項の規定による准用する場合における相当の事由があるとき、及び同法第五条第一項本文に規定する場合に該当するときを除く)。

前条第二項において準用する第五条第四項の場合において、前項の規定により認可をしよう

とするときは、都道府県知事は、当該市町村長、農業委員会又は行政機関の意見をきかなければならない。

都道府県知事は、第一項の規定により認可をしようとする場合において、当該認可をしよう

する。この場合において、第十三条第三項中「第一項の規定による公告があつた場合に準用する。」とあるのは、「第二十二条第三項の規定により備計画につき認可の公告があつた場合において、当該認可をしようとする。」とあるのは、「第二十二条第三項の規定により備計画につき認可の公告があつた場合において、当該認可をしようとする。」

三項中「第十二条」とあるのは、「第二十三条第一項」と、第十五条中「入会権者」とあるのは、「旧慣の供託をさせた市町村長」と、第十四条第一項及び第二百三十八条の六第一項(第二百九十四条第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む)並びに第二百九十六条の五第二項の規定は、適用しない。

第二十四条 この章の規定による旧慣使用林野整備については、地方自治法第二百三十七条第二項及び第二百三十八条の六第一項(第二百九十四条第一項においてこれらの規定によることとされる場合を含む)並びに第二百九十六条の五第二項の規定は、適用しない。

第二十五条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第二十六条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第二十七条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第二十八条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第二十九条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十一条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十二条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十三条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十四条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十五条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十六条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十七条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

第三十八条 都道府県は、第一項の規定により認可をしたときは、逕轍なく、その旨を公告し、かつ、当該認可に係る旧慣使用林野整備計画を記載した書面を管轄登記所に送付しなければならない。

2

前条第二項において準用する第五条第四項の場合において、前項の規定により認可をしよう

長の許可を受けなければならない。

3 市町村長は、前項の許可の申請があつたときには、当該土地の占有者及び立木竹の所有者にその旨を通知し、意見書を提出する機会を与えるべきなければならない。

4 都道府県若しくは市町村の職員又は第二項の許可を受けた入会権者は、第一項の行為をする場合には、あらかじめ、当該土地の占有者又は立木竹の所有者に通知しなければならない。

5 前二項の規定による通知をすることができるないか、又は困難である場合には、農林省令で定めることにより、公告をもつて通知に代えることができる。

6 第二項の場合には、都道府県又は市町村の職員はその身分を示す証明書を、第二項の許可を受けた入会権者はその許可を受けたことを証する書面を携帯し、当該土地の占有者又は立木竹の所有者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

7 第二項の場合には、同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者は、同項の行為によつて通常生ずべき損失を補償しなければならない。

8 都道府県又は市町村の職員は第一項の入会林野整備又は旧慣使用林野整備に關係のある土地の所在地を管轄する登記所に対し、又はその他の官公署の長に対し、無償で必要な簿書の閲覧若しくは謄写又はその謄本若しくは抄本の交付(以下「簿書の閲覧等」という。)を求めることができる。

9 第一項及び第四項から前項までの規定は、農林大臣が第十八条の規定による処理をする場合において國の職員が行なう土地若しくは土地に定着する物件の測量若しくは実地調査又は簿書の閲覧等の請求について準用する。この場合において、第七項中「同項の都道府県若しくは市町村又は入会権者」とあるのは、「國」と読み替

第一項の申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金率について、
共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率にして、
は、当該申出に係る共済事故による損害に対応する
共済掛金割引標準率申を差し引いて得た率。第六項において同じ。」を加え、同項第二号中「共済
掛金標準率乙」の下に「(第百十一条の八第一項の
申出があつたときは、当該申出に係る共済掛金期
間につき適用すべき共済掛金率については、当該

め、同条第五項中「死廢病傷共濟」を「家畜共濟」に、「組合員等が所有し、又は管理するもの」を「組合員等の飼養するもの」に、「又は同項第二号の共済掛金標準率乙」を「同項第二号の共済掛金標準率乙又は同項第三号の共済掛金標準率丙」に、「又は同項第二号の率」を「同項第二号の率又は同項第三号の率」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

第九十三条第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権利義務の承継により同一の包括共済対象家畜につき二個以上合」の下に「（その割合が百分の八十をこえるときは、百分の八十）」を加え、同条第三項を次のよう改める。

第百四十四条第五項の規定により家畜共済の共済金額が増額された場合において、その増額された日から二週間以内に共済事故が生じたときは、その共済事故により支払うべき共済金は、その増額が行なわれなかつたものとして算定する。

前二項の場合には、第一項但書の規定を準用する。

申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率乙を差し引いて得た率。第六項において同じ。」を加え、同項に次の一号を加える。

三 伝染性の疾病又は気象上の原因(地震及び噴火等)による死亡に対する共済掛

性の疾病のうち省令で定めるもの（以下異常事故という。）による損害に対応する共済掛金率丙（第一百十一条の八第一項の申出があるときは、当該申出に係る共済掛金期間につき適用すべき共済掛金率については、当該申出に係る共済事故による損害に対応する共済掛金割引標準率丙を差し引いて得た率。第六項において同じ。）を下らない範囲内において定款等で定める率。

種類別の比率がおかしなもの等として認められる等当該組合等の区域における当該種類の家畜の飼養に関する条件が省令で定める基準に適合するときは、前二項の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、第五項の規定による改訂までの期間につき適用すべき当該包括共済対象家畜の種類に係る多種包括共済の共済掛金率として、当該組合等の当該多種包括共済に付される包括共済対象家畜の価額の当該共済目的の種類ごとの合計額の見込額を重みとして当該共済目

第一条の四に改める。
第一百二十二条第一項中「第八十三条第一項第一号」を「第八十三条规定第一号」に改め、同条第二項中「第八十三条第一項第四号」を「第八十三条第四号」に改める。
第一百二十四条第二項中「家畜共済」及び「(次条
第一項第三号)の金額の保険金を支払うものにつ
いては、第一百五十五条第一項第一号の率」を削り、
同条に次の一項を加える。

第一百五十五条第一項を次のように改める。

的の種類ごとの第一項各号の率の合計率を算術平均した率を定款等で定めることができる。第一百十五条に次の一項を加える。

第一項第一号の家畜の価額には、第百四十四条の二第二項の規定を準用する。
第百十七条中「死廢病傷共済」を「家畜共済」に改める。

農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料は、左の金額を合計したもの（第百十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済料金期間に係るものにあつては、その合計したものに主務大臣の定める係数を乗じて得た

畜で当該組合員等が当該共済掛金期間開始の時において現に飼養しているものの価額の当該共済目的的種類ごとの合計額を重みとして当該共済目的的種類ごとの同項各号の率の合計率を算出し平局して率とする。

第百六十六条第一項中「死廢病傷共濟を『家畜共濟』に改め、同項に次のただし書きを加える。
但し、疾病又は傷害により支払う共済金は、
包括共済関係に係るものにあつては包括共済対
象家畜の重質こと、組合共済金」と及び「各掛金

第一百八十八条第一項の下に「省令で特定の疾病につき一週間をこえる期間を定めたときは、その疾病的又はこれによつて生じた共済事故については、その省令で定めた期間。以下本条において同じ。」と加え、同条を次の三項と加える。

「及び共済掛金割引標準率甲」を、「共済掛金標準率乙」の下に
「及び共済掛金割引標準率甲」を、「共済掛金標準率乙」を加
え、「及び前項の共済掛金標準率乙」を「並びに同項
第三号の共済掛金標準率丙及び共済掛金割引標準
率丙」に改め、同条第四項中「四年」を「三年」に改

第百六十六条第一項第一号中「当該共済事故の原
因又はその種類、並びに原因又はその種類によ
る損害額を算定するための方法を定めるもの
は、個別共済関係に係るものにあつては家畜
ごとに及び共済掛金期間ごとに、共済額
に応じ及び前条第四項の地域別その他命令で定
める区分により主務大臣が定める金額を限度と
する。

第一百一条の八第一項の申出に係る包括共済
関係につき共済事故についての変更があつた場合
において、その変更により新たに当該包括共
済関係に係る共済事故となつたものがその変更
の日から二週間以内に生じたときは、組合員等
は、共済金の支払を請求することができない。

のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に対応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、次条第一項第三号ロの金額の保険金を支払う保険関係につては第百五十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る保険関係につ

ては、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものに対応するものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「家畜共済のうち、死廢病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては」に改め、「生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号口中「死」「又は廃用」を「死」「若しくは廃用(これららのうち異常事故に該当するものを除く。)又は異常事故」に改め、「疾病」の下に「(異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「死廢病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の掲示には」を「第一項第三号の金額(異常事故に係るものと除く。)には」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。)には、第百十六条第一項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。

第一百二十六条第一項中「死廢病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第一百一十九条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを「号」ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 組合員が定款等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

第一百三十二条前段中「第九十八条の三」を「第九十八条の二」に、「及び第百条乃至第百二条」を「第百条乃至第百一条並びに第百十条の二」に改め、同条後段中「第九十八条の三」を「第百十条の二」に改める。

第一百三十六条第三項を次のよう改める。

政府の家畜共済に係る再保険料は、左の金額を合計したもの(第百十二条第二項但書の規定により定款等で別段の定めをした共済掛金期間に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額)とする。

一 再保険金額に、第百二十五条第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては、共済掛金率から第百十五条第一項第三号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故による損害に對応するものとして算定される率。次号において同じ。)を差し引いて得た率、第百二十五条第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係に係る再保険関係にあつては、第百十五条第一項第一号の率(多種包括共済に係る再保険関係については、共済掛金率のうち省令の定めるところにより異常事故に該当しない共済事故による損害で診療技術料等以外のものとして算定される率)を乗じて得た金額

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

三 家畜共済に係るものうち、異常事故に該当しない共済事故により支払うものにあつては支払保険金に再保険金額の保険金額に対する割合を乗じて得た金額、異常事故により支払うものにあつては支払保険金に相当する金額

第一百三十七条の二 政府は、農業共済組合連合会が定款の定めるところによりその組合員から保険料を分割して徴収するときは、省令の定めるところにより、当該農業共済組合連合会の支払うべき再保険料を分割して支払わせることができない。

4 前項の場合には、農業共済組合連合会又は政

第一百五十五条の二を次のよう改める。

第一百五十条の二 国庫は、当分の間、家畜共済の共済目的たる家畜の共済事故による損害を防止し、この法律の規定による共済事業、保険事業に係るものにあつては、その合計したものに第百二十四条第三項の主務大臣の定める係数を乗じて得た金額とする。

五百三十六条第三項を次のよう改める。

第一百五十条の二を次のよう改める。

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

第百二十五条第一項第三号中「家畜共済のうち、死廢病傷共済に係るものにあつては」を「家畜共済に係るものにあつては」に改め、「生産共済に係るものにあつてはイの金額」を削り、同号口中「死」「又は廃用」を「死」「若しくは廃用(これららのうち異常事故に該当するものを除く。)又は異常事故」に改め、「疾病」の下に「(異常事故に該当するものを除く。第三項において同じ。)」を加え、同条第二項中「死廢病傷共済」を「家畜共済」に改め、同条第三項中「第一項第三号の掲示には」を「第一項第三号の金額(異常事故に係るものと除く。)には」に改め、同条第二項の次に次の二項を加える。

第一項第三号の金額の保険金を支払う保険関係において農業共済組合連合会が支払うべき保険金(疾病又は傷害により支払うものに限る。)には、第百十六条第一項但書の規定を準用する。この場合において、同項但書中「組合員等」とあるのは、「組合員たる組合等の組合員等」と読み替えるものとする。

第一百二十六条第一項中「死廢病傷共済」を「家畜共済」に改める。

第一百一十九条中第七号を第八号とし、第三号から第六号までを「号」ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 組合員が定款等に違反して共済関係を成立させ、又は消滅させなかつたとき。

第一百三十二条前段中「第九十八条の三」を「第九十八条の二」に、「及び第百条乃至第百二条」を「第百条乃至第百一条並びに第百十条の二」に改め、同条後段中「第九十八条の三」を「第百十条の二」に改める。

五百三十六条第三項を次のよう改める。

一百五十五条の二を次のよう改める。

二 共済金額に第百十五条第一項第三号の率を乗じて得た金額

1 この法律は、昭和四十二年四月一日から施行する。

2 この法律の施行の際現に死廢病傷共済に付さるべき牛又は馬についての当該死廢病傷共済に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

3 前項の交付金の交付を受けようとする農業共済組合連合会は、省令の定めるところにより、當該指示に係る処置の内容及び家畜の頭数に関する費用の一部に相当する金額の交付金を交付することができる。

4 前項の交付金に相当する金額は、毎会計年度予算で定めるところにより、一般会計から農業共済再保険特別会計に繰り入れる。

5 前二項の規定により払い戻すべき共済掛金、保険料又は再保険料は、新法の規定により払い込むべき共済掛金、保険料又は再保険料とそれぞれ相殺することができる。

6 この法律の施行の際現に死廢病傷共済に付されている牛又は馬についての当該死廢病傷共済に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

7 この法律の施行の際現に死廢病傷共済に付されている牛又は馬についての当該死廢病傷共済に係る共済掛金に関する国庫の負担については、なお従前の例による。

8 改正前の農業災害補償法第百五十条の二第一項の規定による交付金で昭和四十一年度以前の年度に係るものについては、なお従前の例によらず。

9 新法第百十一条第一項の肉用牛に係る附則第一項の包括共済関係に係る組合員等(新法第十二条第一項の組合員等をいう。)の支払うべき共済掛金(新法第十三条の二第三項第二号に規定するものを除く。)については、国庫は、当分の周、新法第十三条の二第一項及び第二項の規定にかかるわらず、その五分の二に相当する金額(その金額が主務大臣の定める金額をこえる場合にあつては、その主務大臣の定める金額)を負担する。

10 新法第十二条第五項及び第十三条の規定は、前項の規定による負担金について準用する。この場合において、新法第十三条第一項中「政令の定めるところにより当該組合等に」とあるのは、「当該組合等に」と読み替えるものとする。

11 新法第百十五条规定の標準率の昭和四十二年における設定後最初に行なう一般の改訂は、同条第五項の規定にかかるわらず、昭和四十四年において行なうものとする。

は、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

3 前項の目標を定めるに当たつては、住宅の需要及び入居者の負担能力を考慮し、かつ、適切な規模、構造及び設備を有する居住環境の良好な住宅が建設されるように配慮しなければならない。

4 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成するに当たつては、都道府県知事が、建設省令で定めるところにより、市町村長の意見をきいて作成し、建設大臣に提出した資料を参考しなければならない。

5 建設大臣は、住宅建設五箇年計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

6 建設大臣は、第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画を都道府県に通知しなければならない。

7 前各項の規定は、住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。
(地方住宅建設五箇年計画等)

第五条 建設大臣は、前条第一項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、住宅建設五箇年計画に基づいて、住宅対策審議会の意見をきき、政令で定める地方ごとの住宅建設五箇年計画(以下「地方住宅建設五箇年計画」といふ。)を作成する。

2 前条第二項及び第三項の規定は、地方住宅建設五箇年計画について準用する。

3 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県の意見をきかなければならない。

4 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、これを関係都道府県に通知しなければならない。

5 前各項の規定は、地方住宅建設五箇年計画を変更しようとする場合に準用する。

6 建設大臣は、地方住宅建設五箇年計画を作成したときは、遅滞なく、地方住宅建設五箇年計画に基づいて、関係都道府県の意見をきき、都道府県の区域ごとの五箇年間ににおける公営住宅の建設の事業の量(以下「都道府県公営住宅建設事業量」という。)を定め、これを当該都道府県に規定する第二種公営住宅(同法第八条の規定によるものを除く。)に係る部分については、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならない。

7 建設大臣は、都道府県公営住宅建設事業量を定めようとするときは、公営住宅法第二条第四号に規定する第二種公営住宅(同法第八条の規定によるものを除く。)に係る部分については、あらかじめ厚生大臣に協議しなければならない。

8 前二項の規定は、都道府県公営住宅建設事業量を変更しようとする場合に準用する。
(都道府県住宅建設五箇年計画)

第六条 都道府県は、前条第四項及び第六項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、市町村と協議の上、地方住宅建設五箇年計画に即して当該都道府県の住宅建設五箇年計画(以下「都道府県住宅建設五箇年計画」といふ。)を作成するものとする。

第九条 国は、住宅建設五箇年計画に定められた住宅の建設の目標に即して必要な住宅の建設基準を定め、これに基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうように努めなければならない。この場合において、公営住宅その他地方公共団体が建設する住宅及び地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係る住宅についても、その建設の事業の量を明らかにしなければならない。

2 地方公共団体は、前項の建設基準に基づいて住宅の建設又は住宅の建設に関する指導を行なうよう努めなければならない。
(資料の提出等)

3 第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画について準用する。

4 都道府県住宅建設五箇年計画のうち、公営住宅に係る部分については、都道府県公営住宅建設事業量によらなければならぬ。

5 都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県が作成した総合的な開発に関する計画との調整について十分配慮されなければならない。

6 都道府県は、都道府県住宅建設五箇年計画を作成したときは、これを建設大臣に報告しなければならない。

1 この法律は、公布の日から施行する。
(公営住宅法の一部改正)

2 公営住宅法の一部を次ののように改正する。
(第六条を次のよう改める)

第六条 公営住宅の建設は、住宅建設計画法(昭和四十一年法律第号)第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画(次条において、単に「都道府県住宅建設五箇年計画」という。)に基づいて行なわなければならない。

第七条 国は、住宅建設五箇年計画に係る公的資金による住宅の建設の実施のために必要な措置を講ずるとともに、住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 地方公共団体は、都道府県住宅建設五箇年計画に係る前条第二項後段の住宅の建設の事業の実施のために必要な措置を講ずるとともに、都道府県住宅建設五箇年計画を達成するために必要なその他の措置を講ずるよう努めなければならない。

2 第七条第一項、第二項及び第四項中「公営住宅建設三箇年計画」を「都道府県住宅建設五箇年計画」に改める。

3 昭和四十一年度における公営住宅の建設について、第三十条第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

4 第四条第三項の規定は、都道府県住宅建設五箇年計画は、当該都道府県に係る第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画が作成されるまでの間は、なおその効力を有するものとし、改正後の公営住宅法の適用については、当該都道府県に係る第六条第一項に規定する都道府県住宅建設五箇年計画とみなす。

5 第十二条第二十二号の六の次に次の一号を加える。
(建設省設置法の一部改正)

4 建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の一部を次のよう改正する。

1 「一二二の七 住宅建設計画法(昭和四十一年法律第 号)の施行に関する事務を管理すること。

2 第四条第七項中「第二十二号の四」の下に「、
第二十二号の七」を加える。

3 第十一条第一項の表住宅対策審議会の項中「建

議する」を建議し、その他住宅建設計画法に基づく権限を行なうに改める。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

日本労働者住宅協会法案

本院議員井原岸高君外三十名提出の右案を予備審査のため送付する。

昭和四十一年六月九日

衆議院議長 山口喜久一郎
参議院議長 重宗 雄三殿

日本労働者住宅協会法

目的 第一章 総則(第一条～第十二条)

第二章 役員、評議員会及び職員(第十三条～第二十二条)

第三章 業務(第二十三条～第二十七条)

第四章 財務及び会計(第二十八条～第三十三条)

第五章 監督(第三十四条～第三十五条)

第六章 雜則(第三十六条～第四十一条)

第七章 罰則(第四十二条～第四十四条)

附則

第一章 総則

第一条 日本労働者住宅協会は、労働者の蓄積した資金をその他の資金とあわせて活用して、労働者に居住環境の良好な住宅及び住宅の用に供する宅地を供給し、もつて労働者の住生活の安定向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「労働者」とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によつて生活する者をいう。

(法人格)

第三条 日本労働者住宅協会(以下「協会」とい

う。)は、法人とする。

(事務所)

第四条 協会は、主たる事務所を東京都に置くことができる。

第五条 協会に出資することができる者は、次に掲げる者とする。

(出資者)

第六条 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第七条 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第八条 協会は、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第九条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(登記)

第十条 協会は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

(名称の使用制限)

第十二条 協会でない者は、日本労働者住宅協会と同一名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十三条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第

四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条

(法人の住所)の規定は、協会について準用する。

(役員)

第十四条 役員、評議員会及び職員

第一項の規定は、役員として、理事長一人、副

理事長一人、理事七人以内及び監事三人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第十五条 理事長は、協会を代表し、その業務を

総理する。

第十六条 理事長は、定款で定めるところにより、協会を代表し、理事長を補佐して協会の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

(定款)

第十七条 協会は、定款をもつて次の事項を規定しなければならない。

第一 目的

第二 名称

第三 事務所の所在地

第四 出資及び資産に関する事項

第五 役員に関する事項

第六 評議員会に関する事項

第七 業務及びその執行に関する事項

八 財務及び会計に関する事項

九 公告に関する事項

十 定款の変更に関する事項

十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(登記)

十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(名称の使用制限)

十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の任期)

十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任等)

十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

二十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

三十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

四十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

五十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

六十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

七十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十五 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十六 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十七 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十八 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

八十九 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十一 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十二 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十三 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十四 定款の変更は、建設大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(役員の選任)

九十五 定

3 い非行があると認めるときは、これを解任することができる。
3 理事長は、副理事長若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副理事長若しくは理事に職務上の義務違反その他副理事長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。
4 第十四条第三項の規定は、前二項の規定によるとき、又は副理事長若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副理事長若しくは理事に職務上の義務違反その他副理事長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。
4 第十四条第三項の規定は、前二項の規定によるとき、又は副理事長若しくは理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は副理事長若しくは理事に職務上の義務違反その他副理事長若しくは理事たるに適しない非行があると認めるときは、評議員会の同意を得て、これを解任することができる。
2 四 その他定款で定める事項
2 評議員会は、前項に規定するもののほか、理事長の諮問に応じ、協会の業務の運営に関する重要な事項を調査審議する。
2 第二十二条 協会の職員は、理事長が任命する。
2 第三章 業務
2 (業務)
2 第二十三条 協会は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。
2 一 勤労者のための住宅の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
2 二 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
2 三 勤労者のための住宅の用に供する宅地の造成とあわせて学校、病院、商店等の用に供する宅地の造成を行なうことが適當である場合において、それらの用に供する宅地の造成、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
2 四 協会が賃貸し、又は譲渡する住宅及び協会が集貸し、又は譲渡する宅地に建設される住宅の居住者の利便に供する施設の建設、賃貸その他の管理及び譲渡を行なうこと。
2 五 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行なうこと。
2 六 前各号に掲げる業務の遂行に支障のない範囲内で、委託により、住宅の建設及び賃貸その他の管理並びに集合住宅の存する団地の居住者の利用に供する施設の建設及び賃貸その他の管理を行なうこと。
2 第二十四条 協会は、住宅の建設又は宅地の造成に関する業務を行なうには、勤労者が健康で文化的な生活を営むに足りる良好な環境の住宅又は宅地が確保されるよう努め、住宅又は宅地の賃貸その他の管理及び譲渡に関する業務を行なうには、住宅を必要とする勤労者の適正な利益を確保するよう努め、当該事業年度の終了後三月以内に、建設大臣に提出しなければならない。
2 協会は、前項の規定により財務諸表を記載した当該事業年度の業務報告書を添附し、並びに財務諸表及び業務報告書に関する監事の意見をつけなければならない。
2 (利益及び損失の処理)
2 第二十六条 協会は、政令で定めるところにより、その業務の一部を消費生活協同組合等の労者のための福利共済活動を行なうこととする団体で政令で定めるものに委託することができる。
2 前項の政令で定める者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。
2 (業務方法書)
2 第二十七条 協会は、業務の開始の際、業務方法書を作成し、建設大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするときも、同様とする。
2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、建設省令で定める。
2 第四章 財務及び会計
2 (事業年度)
2 第二十八条 協会の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十日に終わる。
2 (事業計画及び資金計画)
2 第二十九条 協会は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、建設大臣の認可を受けなければならない。これによると認めるとときは、協会に対し、その業務を変更しようとするときも、同様とする。
2 (監督)
2 第三十一条 協会は、建設大臣が監督する。
2 第三十二条 この法律に規定するもののほか、協会の財務及び会計に関し必要な事項は、建設省令で定める。
2 第五章 監督
2 (監督)
2 第三十四条 協会は、建設大臣が監督する。
2 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができる。
2 (報告及び検査)
2 第三十五条 建設大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、協会若しくは第
2 第二十二条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。
2 一 評議員の任期は、二年とする。
2 二 評議員について準用する。
2 三 業務方法書の作成及び変更
2 四 評議員会の権限
2 第二十三条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。
2 一 定款の変更
2 二 業務方法書の作成及び変更
2 三 事業計画及び資金計画の作成及び変更

二十六条第一項の規定による委託を受けた者（以下「受託者」という。）に対してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に協会若しくは受託者の事務所その他その業務を行なう場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることができる。ただし、受託者に対するは、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雜則

（出資者原簿）

第三十六条 協会は、出資者原簿を備えて置かなければならぬ。

2 出資者原簿には、各出資者について次の事項を記載しなければならない。

一 名称及び住所

二 出資の引受け及び払込みの年月日

三 出資額

3 出資者は、出資者原簿の閲覧を求めることができる。

（解散）

第三十七条 協会は、解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、これを各出資者に對し、その出資額に応じて分配しなければならない。

2 前項の規定により各出資者に分配することができる額は、その出資額を限度とする。

3 前二項に規定するもののほか、協会の解散については、別に法律で定める。

（住宅金融公庫等の融資）

第三十八条 住宅金融公庫及び年金福祉事業団は、法令及びその事業計画の範囲内において、協会による住宅及び住宅の用に供する宅地の供給がなければならない場合において、その認可を受ける。

給が円滑に行なわれるよう、必要な資金の貸付けについて配慮しなければならない。

（労働金庫等の業務の特例）

第三十九条 労働金庫及び労働金庫連合会は、労働金庫法（昭和二十一年法律第二百二十七号）第五十八条に規定する業務のほか、協会に対する業務を行なうことができる。この場合においては、同法第一百一条第一号中「この法律の規定及び日本労働者住宅協会法（昭和四十一年法律第二百三十九条前段の規定）」とする。

（宅地建物取引業法の適用の特例）

第四十条 宅地建物取引業法（昭和二十一年法律第二百七十六号）第三条から第六条まで及び第十一条並びに第二十条中免許の取消しに係る部分の規定は、協会には、適用しない。

2 協会については、前項に掲げる規定を除き、宅地建物取引業法第三条第一項の建設大臣の免許を受けた同法第二条第三号に規定する宅地建物取引業者とみなして同法の規定を適用する。

（協議）

第四十一条 建設大臣は、第二十九条の認可をしよるとするときは、あらかじめ厚生大臣及び労働大臣に協議しなければならない。

第七章 制則

（罰則）

第四十二条 第三十五条第一項の規定による報告を求められて、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした協会の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員は、三万円以下の罰金に処する。

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（協会の設立）

第二条 設立大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

（設立委員）

第三条 設立委員は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の理事長又は監事となるべき者は、協会の設立の時において、この法律の規定によりその認可を受けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監事に選任されたものとみなす。

（附則）

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により建設大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受ける。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第

三 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

二 第九条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条に規定する業務を行なつたとき。

を受けなかつたとき。

二 第九条第一項の政令の規定に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して出資者原簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに出資者原簿の閲覧を拒んだとき。

八 第四十四条第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

第二条 設立大臣は、設立委員を命じて、協会の設立に関する事務を処理させる。

（設立委員）

第三条 設立委員は、協会の理事長又は監事となるべき者を指名し、建設大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の理事長又は監事となるべき者は、協会の設立の時において、この法律の規定によりその認可を受けなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、監事に選任されたものとみなす。

（附則）

第四十三条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした協会の役員は、三万円以下の過料に処する。

1 この法律の規定により建設大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受ける。

2 設立委員は、前項の認可を受けたときは、第

三 第二十二条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して、財務諸表又は業務報告書を提出することを怠り、又はそれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしてこれを提出したとき。

五 第三十二条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

六 第三十四条第二項の規定による命令に違反したとき。

七 第三十六条第一項の規定に違反して出資者原簿を備えて置かず、同条第二項の規定に違反して出資者原簿に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をして、又は正当な理由がないのに出資者原簿の閲覧を拒んだとき。

八 第四十四条第十条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

（附則）

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

（附則）

を募集しなければならない。

3 設立委員は、前項の募集が終わつたときは、建設大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

4 設立委員は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた者に対し、出資金の払込みを請求しなければならない。

5 設立委員は、出資金の払込みがあつた日における事務を前条第一項の理事長となるべき者に引き継がなければならない。

6 前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

7 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

8 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

9 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

10 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

11 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

12 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

13 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

14 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

15 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

16 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

17 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

18 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

19 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

20 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

21 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

22 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

23 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

24 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

25 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

26 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

27 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

28 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

29 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

30 第三条第一項の理事長となるべき者は、前条第五項の事務の引き継ぎを受けたときは、設立の登記をしなければならない。

は、政令で定める。

第九条 財團法人日本労働者住宅協会の一切の権利及び義務が前条第三項の規定により協会に承継された場合において、当該承継に伴い、協会が受ける権利の取得の登記又は登録及び協会が債務を承継したことによる担保権の変更の登記又は登録については、登録税を課さない。

第十条 都道府県は、協会が附則第八条第三項の規定により財團法人日本労働者住宅協会から不動産を取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができる。

(経過規定)

第十一條 この法律の施行の際現に日本労働者住宅協会という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第十条の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十二条 附則第三条第二項の規定により理事長又は監事に選任されたものとみなされた理事長又は監事の任期は、第十五条第一項の規定にかかるわらず、理事長にあつては一年六月とし、監事にあつては一年とする。

第十三条 協会の最初の事業年度は、第二十八条の規定にかかるわらず、その成立の日に始まり、昭和四十二年三月三十一日に終わるものとする。

第十四条 協会の最初の事業年度の事業計画及び資金計画については、第二十九条中「当該事業年度の開始前に」とあるのは、「協会の成立後遅滞なく」とする。

(登録税法の一部改正)

第十五条 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第七号中「地方住宅供給公社」の下に、「日本労働者住宅協会」を、「地方住宅供給公社法」の下に、「日本労働者住宅協会法」を加

え、同条第十一号ノ四中「地方公共団体」の下に、「日本労働者住宅協会」を加える。

(印紙税法の一部改正)

第十六条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のよう改正する。

第五条第六号ノ三ノ七の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ八 日本労働者住宅協会ノ発スル証書、帳簿

(所得税法の一部改正)

第十七条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)の一部を次のよう改正する。

別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のよう加える。

日本労働者住宅協会法(昭和四年法律第十一号)

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のよう加える。

日本労働者住宅協会法(昭和四年法律第十一号)

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び農業機械化研究所」を、「農業機械化研究所及び日本労働者住宅協会に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のよう改正する。

第三条第二十三号の六の次に次の一号を加える。

二十三の七 日本労働者住宅協会の業務の監督その他日本労働者住宅協会法(昭和四十年法律第一号)の施行に關する事務を

「賛成者起立」

に賛成する。

○議長(重宗雄三君) 次に、日本労働者住宅協会法全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

第四条第三項中「新住宅市街地開発事業に係るものに關するもの」の下に「同条第二十三号の七に規定する事務のうち日本労働者住宅協会の業務で宅地の造成、管理及び処分に係るもの

に關するもの」を加え、同条第七項中「第二十ニ号の五及び第二十三号の六」を「第二十三号の五から第二十三号の七まで」に改める。

第四条の二第二項中「並びに同条第二十三号の六」を、同条第二十三号の六に改め、「新住宅市街地開発事業に係るものに關するもの」の下に「並びに同条第二十三号の七に規定する事務のうち日本労働者住宅協会の業務で宅地の造成、管理及び処分に係るものに關するもの」を加える。

第四条の二第二項中「並びに同条第二十三号の六」を、同条第二十三号の六に改め、「新住宅市街地開発事業に係るものに關するもの」の下に「並びに同条第二十三号の七に規定する事務のうち日本労働者住宅協会の業務で宅地の造成、管理及び処分に係るものに關するもの」を加える。

第四条の二第二項中「並びに同条第二十三号の六」を、同条第二十三号の六に改め、「新住宅市街地開発事業に係るものに關するもの」の下に「並びに同条第二十三号の七に規定する事務のうち日本労働者住宅協会の業務で宅地の造成、管理及び処分に係るものに關するもの」を加える。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の一部を次のよう改正する。

別表第一第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のよう加える。

日本労働者住宅協会法(昭和四年法律第十一号)

(法人税法の一部改正)

第十八条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のよう改正する。

別表第二第一号の表中日本学校給食会の項の次に次のよう加える。

日本労働者住宅協会法(昭和四年法律第十一号)

(地方税法の一部改正)

第十九条 地方税法(昭和二十五年法律第二百一十六号)の一部を次のよう改正する。

第七十二条の五第一項第六号中「及び農業機械化研究所」を、「農業機械化研究所及び日本労働者住宅協会に改める。

(建設省設置法の一部改正)

第二十条 建設省設置法(昭和二十三年法律第一百三号)の一部を次のよう改正する。

第三条第二十三号の六の次に次の一号を加え

る。

二十三の七 日本労働者住宅協会の業務の監督その他日本労働者住宅協会法(昭和四十年法律第一号)の施行に關する事務を

「賛成者起立」

に賛成する。

○議長(重宗雄三君) 次に、日本労働者住宅協会法全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めてます。

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって本案は可決せられました。

本案は可決せられました。

●

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) 領用対策法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。委員長の報告を求めます。社会労働委員長千葉千代世君。

○議長(重宗雄三君) 領用対策法案(内閣提出、衆議院送付)を議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

ます。社会労働委員長千葉千代世君。

○議長(重宗雄三君) 「審査報告書は都合により追録に掲載」

雇用対策法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会法第八十三により送付する。

昭和四十一年六月二十一日

参議院議長 重宗 雄三殿

衆議院議長 山口 喜久一郎

(小字及び――は衆議院修正)

雇用対策法案

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 領用対策基本計画(第四条—第五条)

第三章 求職者及び求人者に対する指導等(第六条—第十条)

第四章 技能労働者の養成確保等(第十一条—第十二条)

第五章 職業転換扶助金(第十三条—第十八条)

第六章 中高年齢者等の雇用の促進(第十九条—第二十条)

第七章 雜則(第二十一条—第二十四条)

附則

第一章 総則

一〇四

(目的) この法律は、國が、雇用に關し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働力の需給が質と量両面にわたり均衡することを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにし、これを通じて、労働者の職業の安定と經濟的社會的地位の向上とを図るとともに、國民經濟の均衡ある發展と完全雇用の達成とに資することを目的とする。

2 この法律の運用にあたつては、労働者の職業選択の自由及び事業主の雇用の管理についての自主性を尊重しなければならず、また、技能を習得し、職業を通じて自立しようとする労働者の意欲をたかめ、かつ、労働者の職業を安定させるための事業主の努力を助長するよう努めなければならない。

(定義)

第二条 この法律において「職業紹介機関」とは、公共職業安定所(職業安定法(昭和二十一年法律第一百四十一号))の規定により公共職業安定所の業務の一部を分担する学校の長を含む。及び同法の規定により許可を受けて、又は届出をして職業紹介事業を行なう者をいう。

(国の施策)

第三条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講しなければならない。

一 各人がその有する能力に適合する職業につくことをあつせんするため、及び産業の必要とする労働力を充足するため、職業指導及び職業紹介の事業を充実すること。

二 各人がその有する能力に適し、かつ、技術の進歩、産業構造の変動等に即応した技能を習得し、これにふさわしい評価を受けることを促進するため、及び産業の必要とする技能を養成・確保するため、技能に関する訓練及び検定の事業を充実すること。

三 労働者の雇用の促進とその職業の安定とを図るため、住宅を移転して就職する労働者等のための住宅その他労働者の福祉の増進に必要な施設を充実すること。

四 就職が困難な者の就職を容易にし、かつ、労働力の需給の不均衡を是正するため、労働者の職業の転換、地域間の移動、職場への適応等を援助するために必要な措置を充実すること。

五 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

六 その他労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようするために必要な施策を充実すること。

七 国は、前項に規定する施策及びこれに関連する施策を講ずるに際しては、國民經濟の健全な発展、それに即応する企業經營の基盤の改善、国土の均衡ある開発等の諸施策と相まって、雇用機会の着実な増大及び地域間における就業機会等の不均衡の是正を図るとともに、労働者がその有する能力を有効に發揮することの妨げとなるつている雇用慣行の是正を期するよう記慮しなければならない。

(第二章 雇用対策基本計画)

(雇用対策基本計画の策定等)

第四条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な雇用に関する基本となるべき計画(以下「雇用対策基本計画」という。)を策定しなければならない。

(雇用情報)

(雇用情報)

第五条 労働大臣は、必要があると認めるときには、國務行政機関の長に対して、雇用対策基本計画の策定のための資料の提出又は雇用対策基本計画において定められた施策であつて当該行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第六条 労働大臣は、求人と求職との迅速かつ適正な結合に資するため、労働力の需給の状況、求人及び求職の条件その他必要な雇用に関する情報(以下「雇用情報」という。)を収集し、及び整理しなければならない。

(雇用情報)

訓練その他の雇用に関する事項について事業主、労働組合その他の関係者から援助を求めるときは、雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を活用してその者に対応する助言その他の措置を行なわなければならない。

第四章 技能労働者の養成確保等

(職業訓練の充実)

第十一條 国は、職業訓練施設の整備、職業訓練の内容の充実及び方法の研究開発、職業訓練指導員の養成確保及び資質の向上等職業訓練を充実するために必要な施策を積極的に講ずるものとする。

第二條 国は、公共の職業訓練機関が行なう職業訓練と事業主又はその団体が行なう職業訓練が相互に密接な関連のもとで行なわれ、事業主として有為な技能労働者が養成され、及び確保されるようにならなければならない。

(技能検定制度の確立)

第十二条 国は、技術の進歩等の状況を考慮して技能評価のための適正な基準を設定し、これに準拠して労働者の有する技能の程度を検定する制度を確立するとともに、関係者の協力を得てこれを拡充し、及び普及することにより、労働者の技能の向上と技能労働者の経済的・社会的地位の向上とを図るよう努めるものとする。

(職業転換給付金の支給)

第十三条 国及び都道府県は、他の法令の規定に基づき支給するものを除くほか、労働者がその有する能力に適合する職業につくことを容易にし、及び促進するため、求職者その他の労働者は事業主に対しても、政令で定める区分に従い、次の各号に掲げる給付金(以下「職業転換給付金」という。)を支給することができる。

第一号 求職者の求職活動の促進とその生活の安定とを図るために給付金
二 求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金

三 広範囲の地域にわたる求職活動に要する費用に充てるための給付金

四 就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金

五 求職者を作業環境に適応させる訓練を行なうことを促進するための給付金

六 前各号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの

(支給基準等)

第十四条 職業転換給付金の支給に必要な基準は、労働省令で定める。

2 前項の基準の作成及びその運用にあたつては、他の法令の規定に基づき支給する給付金でこれに類するものとの関連を十分に参考し、求職者の雇用が促進されるように配慮しなければならない。

(因の負担)

第十五条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が支給する職業転換給付金に要する費用の一部を負担する。

(譲渡等の禁止)

第十六条 職業転換給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分(その例による処分を含む。)により差し押える場合は、この限りでない。

(公課の禁止)

第十七条 租税その他の公課は、職業転換給付金(事業主に対して支給するものを除く。)を標準

(連絡及び協力)

第十八条 公共職業安定所、都道府県及び雇用促進事業団は、職業転換給付金の支給が円滑かつ効果的に行なわれるよう相互に緊密に連絡し、及び協力しなければならない。

第十九条 国は、別に法律で定めるところにより、事業主に雇用されている労働者のうちに中高年齢者又は身体に障害のある者が占める割合が一定率以上になるように必要な施策を講ずるものとする。

第二十条 労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するよう努めなければならない。

(雇職の選定等)

第二十一条 労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するよう努めなければならない。

2 年齢者又は身体に障害のある者の雇用を促進するため、資料の提供その他の援助を行なうようしなければならない。

(雇職の選定等)

第二十二条 労働大臣は、中高年齢者又は身体に障害のある者の能力に適合すると認められる職種を選定して、これを公表するとともに、中高年齢者又は身体に障害のある者がこれらの職種の労働者として雇用されることを促進するよう努めなければならない。

(雇職の選定等)

第二十三条 この法律は、船員職業安定法(昭和二十三年法律第百三十号)第六条第一項に規定する船員については、適用しない。

(船員に対する適用除外)

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五千円以下の罰金に処する。

一 第二十一条第一項の規定に違反して届出をせず、又は偽りの届出をした者

二 第二十二条の規定による報告をせず、又は職務を怠る者

三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

2 使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為

3 同項の刑を科する。

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二十一条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(印紙税法の一部改正)

第二条 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

3 第一項の届出又は前項の通知があつたとき

4 第五条第六号ノ十ノ十一の次に次の二号を加える。

六ノ十ノ十二 雇用対策法第十三条第一号乃至第四号及第六号ニ掲ぐる給付金(事業主ニ対スル給付金ヲ除ク)ニ関スル証書、帳簿

(職業安定法の一部改正)

第三条 職業安定法の一部を次のように改正する。

目次中「第四章 雜則」を「第四章 中高年齢者等の雇用の促進等」

第六章 中高年齢者等の雇用の促進等

年齢者の雇用」に改める。

第一条中「この法律は」の下に「、雇用対策法（昭和四十一年法律第号）と相まって」を加える。

第四条第一号中「及び国民の労働力を最も有効に發揮させるために必要な計画を樹立すること」を削り、同条第六号を削り、第七号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十四条中「資料を集め、その研究調査の結果を公表することによる、研究調査の結果に基いて、労働力の需要供給の調整を図り、以て雇用量を増大すること」を「資料を集めることによる」と改める。

第五十条の見出しを「(標準職業名等)」に改め、同条第一項を削る。

第二章第一節中第五条の次に次の二条を加える。

第十五条の二「労働大臣は、身体に障害のある者、あらたに職業につくことについて特別の配慮を必要とする者に対し行なわれる職業紹介及び職業指導の実施に関し必要な基準を定めることができる。」を削る。

第十六条第二項を削る。

第十七条第二項を削る。

第二十二条の見出しを「(職業指導の実施)」に改める。

第二十五条の二中「労働力の需要供給の状況その他職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改める。

第二十五条の三第二項第五号中「補導」を「指導」に改め、同条第五項中「職業に関する情報」を「雇用情報、職業に関する調査研究の成果等」に改め、同条第六項中「職業安定局長が文部大臣の指名する官吏と協議し、この法律の規定に基づいて」「労働大臣が文部大臣と協議して」に改める。

第二十九条中「図るために」の下に「、雇用対策法の規定に基づき」を加える。

第三十一条中「及び第二十九条の手当の支給の基準」を削る。

第三十三条の二第三項の次に次の二項を加える。

労働大臣は、文部大臣と協議して、第一項の規定により学校の長が行なう無料の職業紹介事業の業務の執行に関する基準を定めるとができる。

第三十八条第一項中「公共職業安定所長は」を「労働大臣又は公共職業安定所長は、労働省令で定めるところにより」に、「必要」を「特に必要」と改め、「第三十五条」の下に「又は第三十六条ただし書」を加え、「募集時期、募集方法」を「募集時期、募集人員、募集地域又は募集期間中、募集地域、募集人員」を「募集時期、募集人員、募集地域」に改める。

第三章の次に次の二章を加える。

第三章の二「中高年齢者の雇用（雇用率の設定等）」

第四十七条の二「労働大臣は、政令で定めるとおり中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者（労働省令で定める年齢以上の者）をいふ。次項及び次条において同じ。」の雇用率を設定することができる。

中高年齢者について選定した職種に応じ、中高年齢者（労働省令で定める年齢以上の者）をいふ。次項及び次条において同じ。」の雇用率を設定することができる。

第五条「労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十一号）」の一部を次のようにより改正する。

第四条第三十二号の八の次に次の二号を加える。

三十二条の九「雇用対策法（昭和四十一年法律第号）に基づいて、雇用対策基本計画の案を作成し、及び職業転換付金の支給基準を定めること。」

第四条第三十五号を次のようにより改める。

三十五条「労働者の募集に関し、その時期、人員、地域等について制限すること。」

用を促進するため特に必要があると認める場合には、常時百人以上の労働者を使用する事業所であつて、常時使用する前条第一項の規定により雇用率が設定された職種の中高年齢者である労働者の数が同条第二項の規定により算定した数未満であり、かつ、その数を増加するのに著しい困難を伴わないと認められるものの雇用主に対し、当該職種の中高年齢者である労働者の数が同項の規定により算定した数以上となるようにするために必要な措置をとることを要請することができる。

第四十八条第二項中「又は第二十九条の手当に改め、「雇用に関する事項」を削る。

第四十八条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

第五十五条の二を削る。

第十条第一項第一号を次のように改める。

一 雇用対策基本計画の策定に関する事項。

第十条第一項第八号中「前各号に掲げるもの外」を「前各号に掲げるもののほか、雇用対策の基準」に改める。

第十一条第一項第八号中「前各号に掲げるものの基準」を削る。

第十三条第一項の表中「身体障害者雇用審議会」

労働大臣の諮問に応じ、身体障害者の雇用の促進に関する重要な事項を調査審議すること。

第十四条第一項第三号に掲げる訓練に要する費用又は都道府県がこの法律による改正前の同法第二十九条の規定により支給する手当に要する費用で、この法律の施行の日の前日までに係るものの（この法律の施行の日以後に支出されるもの）を含む）についての国庫の負担については、なお従前の例による。

第十五条第一項第一号の表に掲げる附屬機関のうち、駐留軍関係職員者対策審議会は、駐留軍関係職員者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）が効力を失う日まで置かれるものとする。

第十六条土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第十七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第六条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第三条第二十三号中「中央職業訓練所」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」に改める。

第六条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

第七条「中央職業訓練所」を「中央職業訓練大学校」と「職業訓練学校」に改める。

える。

第四条第一項中「計画を定めるにあたつては」の下に「雇用対策法第四条第一項の雇用対策基本計画に対応し、かつ」を加える。

第十一条第二項中「求職者に対して」の下に「雇用対策法の規定に基づき」を加える。

(駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正)

第七条 駐留軍関係離職者等臨時措置法(昭和三十三年法律第百五十八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第六項中「同法第二十五条规定」を「雇用対策法(昭和四十一年法律第 号)第十六条本

第三年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「同法第二十五条规定」を「雇用

対策法(昭和四十一年法律第 号)第十六条规定」に改める。

(炭鉱離職者臨時措置法の一部改正)

第九条 炭鉱離職者臨時措置法(昭和三十四年法律第百五十九号)の一部を次のように改正する。

第九条の二 公共職業安定所長は、第八条第一項(第三号及び

第四号を除く)の規定に該当する者であつて、当該離職後炭

鉱労働者以外の安定した職業につくことなく炭鉱労働者とし

て雇用された後石炭鉱業の合理化に伴い離職を余儀なくされ

たものに対する、前二条の規定にかかわらず、その者の申請

に基づき手帳を発給することができる。

2 前条第一項の規定は、前項の規定に該当する者が炭鉱労働

者以外の安定した職業についた場合に準用する。この場合に

おいて「同条第一項第一号中「前条第一項第二号を除く」と

あるのは「第九条の二第一項」と、「当該離職後同条第二項又

は第三項」とあるのは「第九条の二第一項に規定する離職後同

条第三項の規定により適用された第八条第二項又は第三項」と、同条同項第二号中「前条第一項の規定」とあるのは「第

九条の二第一項の規定」と、「三年」とあるのは「三年(その者

が第八条第一項第一号の離職の日の翌日以降において同項の規定により手帳の発給を受けることができることとなつた後

炭鉱労働者として雇用された期間があるときは、その期間に

相当する期間をこれに加えるものとする。」と読み替えるも

のとする。

3 第八条第二項及び第三項の規定は、前二項の申請に準用す

る。

第十二条 第二項第一号中「三年」の下に「(その者が当該離職の日の翌

日以後において同項の規定により手帳の発給を受けることがで

きることとなつた後炭鉱労働者として雇用された期間があると

きは、その期間に相当する期間をこれに加えるものとする。」を

加える。

第十七条第一項中「離職の日前の賃金日額」の下に「(第九条の二第一項の規定に該当する者であつて同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日

までの一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日前の賃金日額」を加える。

第十七条の二第一項中「離職の日」の下に「(第九条の二第一項の規定に該当する者であつて同項に規定する離職の日まで一年以上引き続き雇用されたものについては、当該離職の日)」を加える。

附則第十六条中「又は第九条第一項」を、「第九条第一項又は第九条の二第一項若しくは第二項に改める。」

第十九条第一項第六号を次のように改める。

六 削除

第十九条第二項中「(同項第一号及び第六号

に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。」を削り、同条第三項を次のように改め

る。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、

労働者の雇用を促進するため、次の業務を行

なう。

一 移転就職者を雇い入れる事業主その他の

政令で定める事業主に対して、その雇用す

る労働者の福祉を増進するため必要な労働

者住宅その他の政令で定める福祉施設の設

置又は整備に要する資金の貸付けを行なう

こと。

二 建設業その他事業の実施が季節の制約を

受けける業種であつて、政令で定めるものに

属する事業を行ない事業主に対して、年間

を通じて、事業を行ない、かつ、労働者を

雇用するため必要な設備の設置又は整備に

要する資金の貸付けを行なうこと。

第九条 削除

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十九条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号)の一部を次の一項を改正する。

第五 韶事は、監査の結果に基づき、必要があると

めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出

することができる。

第十二条を次のように改める。

昭和四十一年六月二十七日 参議院会議録第三十五号

雇用対策法案(日程第一四乃至第一一三の請願及び地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として

取扱うことに關する請願外五百二十五件の請願)

(役員の欠格条項)

第十二条 政府又は地方公共団体の職員(非常勤の者を除く。)は、役員となることができない。

第十九条第一項第一号中「中央職業訓練所」を「職業訓練大学校」に改める。

第十九条第一項第一号を次のように改める。

二 削除

第十九条第一項第六号を次のように改める。

六 削除

第十九条第二項中「(同項第一号及び第六号

に掲げる業務並びにこれらに附帯する業務を除く。」を削り、同条第三項を次のように改め

る。

3 事業団は、第一項に規定する業務のほか、

労働者の雇用を促進するため、次の業務を行

なう。

一 移転就職者を雇い入れる事業主その他の

政令で定める事業主に対して、その雇用す

る労働者の福祉を増進するため必要な労働

者住宅その他の政令で定める福祉施設の設

置又は整備に要する資金の貸付けを行なう

こと。

二 建設業その他事業の実施が季節の制約を

受けける業種であつて、政令で定めるものに

属する事業を行ない事業主に対して、年間

を通じて、事業を行ない、かつ、労働者を

雇用するため必要な設備の設置又は整備に

要する資金の貸付けを行なうこと。

第九条 削除

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十九条 雇用促進事業団法(昭和三十六年法律第百六号)の一部を次の一項を改正する。

第五 韶事は、監査の結果に基づき、必要があると

めるときは、理事長又は労働大臣に意見を提出

することができる。

号の費用であつてその支給事由がこの法律の施行前に生じたものの支給に關する業務について

は、同項の規定の改正にかかわらず、なお従前の例による。この法律の施行の際にこの法律による改正前の雇用促進事業団法第十九条第一項第二号の手当を受けている間、引き続き

その手当を支給する場合には、その支給が当該公共職業訓練を受けている間、引き続き

のための業務についても、同様とする。

2 雇用促進事業団が行なうこの法律による改正前の雇用促進事業団法第十九条第一項第二号及び第六号に規定する業務に要する費用についての政府の交付金の交付については、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用

2 (従前の行為に対する罰則の適用)

第十一條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 (従前の行為に対する罰則の適用)

○千葉千代世君登壇、拍手

委員会は、多數をもつて、衆議院送付案とおり

会議録に譲ります。

○千葉千代世君登壇、拍手

委員会は、多數をもつて、衆議院送付案とおり

会議録に譲ります。

○佐野芳雄君提出の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

次いで、佐野芳雄君提出の附帯決議案を委員会の決議とすることに決定いたしました。(拍手)

○誰長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ

れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君

の起立を求めます。

○賛成者起立

過半数と認めます、よつて

本案は可決せられました。

第三十五条 削除

(雇用促進事業団法の一部改正)

第十一〇条 この法律による改正前に伴う経過措置

○議長(重宗雄三君) 日程第十四より第百十三ま

での請願、及び、本日、大蔵委員長外八委員長から報告書が提出されました「地方公務員の互助団体掛金を所得税法上「社会保険料」として取扱うことに関する請願」外五百二十五件の請願を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

「日程第一四より第一三までの請願審査報告書は都合により追録に掲載」

「日程第一四より第一三までの請願審査報告書は都合により追録に掲載」

国道一六八号線の改修と完全舗装早期実現に関する請願
昭和四十一年度道路予算措置に関する請願
下水道事業の整備促進に関する請願
昭和四十一年度道路予算に関する請願
熊本県球磨川の一級河川指定に関する請願
石淵ダム等北上特定地域総合開発事業に伴うダム構築による被害補償に関する請願
建築線(東京都市内戦災焼失地内の残存建築線)廃止に関する請願
地すべり対策事業の促進に関する請願(二件)
治水関係事業促進に関する請願(二件)
昭和四十年度琵琶湖冬季放流に関する請願
滋賀県瀬田川洗せきの操作規定制定に関する請願
国道四十五号線整備に関する請願
青森県八戸市、野辺地町間道路の国道指定に関する請願
低開発地域の開発促進措置に関する請願
人命救助並びに火災防止に対する諸設備施行に関する請願
地方財政の強化に関する請願
戦傷病者に対する地方税減免等に関する請願
(二十五件)
消火器を簡易消火器具として規定するの請願
(五件)
家庭用消火器規制に関する請願(五件)
自動車税、軽自動車税軽減に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

元南洋行から国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願
旧樺太引揚市町村吏員の退隸料等支給に関する請願
非常勤消防団員の殉職者に対する遺族年金制度の法制化に関する請願
地方公務員等共済組合法の一部改正に関する請願(七件)
社会保障関係職員の身分移管に関する請願
保健所国庫負担職員給等の超過負担解消に関する請願
十八歳未満の一般労働青年に対する鉄道旅客運賃割引に関する請願
臨時行政調査会並びに地方制度調査会の答申に基づく運輸行政の分断化反対に関する請願(二件)
三陸沿岸縦貫鉄道の早期完成に関する請願
臨時行政調査会の答申に基づく運輸行政の分断化反対に関する請願(一件)
国鐵備作線建設促進に関する請願(三件)
鉄道事故及び交通事故防止のための法制化等に関する請願
国鐵第三次長期計画工事に地元業者の入札参加に関する請願(二件)
東海道新幹線の騒音による公害対策に関する請願
國鐵宮守線の区間延長に関する請願
小樽港第四号ふ頭の早期着工に関する請願
薩摩半島国鉄循環線建設促進に関する請願
神奈川県川崎市臨海工業地帯上空の飛行禁止に関する請願(八件)
国鉄中央線三鷹、立川両駅間の複々線化早期実施に関する請願
運輸行政機構改革、合理化反対等に関する請願
東京国際空港B滑走路延長具体化促進に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

茨城県水戸対地射撃場返還に関する請願
宮城県一迫町地域の寒冷地級引き上げに関する請願
元南洋行から国際電気通信株式会社パラオ支社に移管された職員の恩給等に関する請願
農林省直轄玉名海岸保全整備事業実施に伴う県
群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

体温計販売業の登録制を薬局、薬店に限り除外する等の請願(二件)
豪雪地帯対策特別措置法の完全実施に関する請願
中国経済貿易展覧会開催に関する請願
一九六六年中国经济貿易展覧会開催に関する請願
群馬県渡良瀬川の水域指定並びに水質基準設定に関する請願
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
拡大)に関する請願(二十七件)
地方財政法の一部改正(税外負担の禁止範囲の

費負担の軽減並びに事業促進のための必要措置に関する請願
国営かんがい排水事業（水資源開発公團営事業を含む）並びに村蒂原営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願
国営かんがい排水事業並びに村蒂原営事業の早期完成と地元負担軽減等の措置に関する請願
国営農業水利事業費の負担金軽減に関する請願
開拓農家営農振興対策並びに負債対策に関する請願
大規模機械開墾事業費に対する利子補給に関する請願
農林省直轄海岸保全施設整備事業に関する国庫補助率引上げに関する請願
新潟県福島潟国営十石拠事業促進に関する請願
海外派遣青年帰国後の活動費助成に関する請願
食糧自給を放棄した農業基本法の体制改善等に関する請願
農林省直轄海岸保全施設整備事業に関する請願
土地改良区の職員給及び事務費国庫補助等に関する請願
生産者米価の大額引上げに関する請願
特別会計制度による国営かんがい排水事業の借入金利子引下げ等に関する請願
農道整備事業の拡充強化に関する請願
第一次沿岸漁業構造改善対策推進に関する請願
豚肉の安定基準価格等に関する請願（二件）
大豆なたね交付金暫定措置法に基づく昭和四十一年度なたねの基準価格引上げに関する請願（二十六件）
消費者米価引上げ反対等に関する請願
アメリカ脱脂粉乳の輸入阻止等に関する請願（三件）

○議長(重宗雄三君) ここに本国会の議事を終わ
みそ原料米の現行価格維持に関する請願
動物の保護及び管理に関する法律制定に関する
請願(七八八件)
〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

油による海水汚濁防止条約の批准及び国内法の
制定促進等に関する請願(三件)
新潟市にソ連領事館設置に関する請願
小樽市にソ連領事館設置に関する請願
油による海水汚濁防止条約の批准及び国内法の
制定促進に関する請願

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

○議長(重宗雄三君) これらの請願は、各委員長
の報告を省略して、各委員会決定のとおり採択す
ることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。

○議長(重宗雄三君) この際、日程に追加して、
委員会の審査及び調査を閉会中も継続するの件
を議題とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
本件は、決算委員長外二十委員長要求のとおり
決することに御異議ございませんか。

○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。
よつて本件は各委員長要求のとおり決しました。

るにあたり、一言いいさつを申し上げます。本国会は、長期にわたり幾多の重要な案件の審議が行なわれましたが、諸君の御協力により円満なる議事運営がはかられましたことは、議長いたしましてまことに喜びにたえません。ここに衷心より敬意を表しますとともに、諸君が民主政治発展のため一そく御活躍あらんことを祈つてやみせん。これにて散会いたします。

出席者は左のとおり。	午後十一時五十一分散会
議員	議長 勝利君
鬼木 清君	副議長 原田 雄三君
瓜生 山高しげり君	河野 謙三君
森田 矢追秀彦君	立君
市川 浅井	林 黒柳
和田 中沢伊登子君	片山 石本
房枝君	中尾 植木
草君	高山 恒雄君
タマ君	辰義君
鶴一君	武夫君
二宮 文造君	茂君
向井 長年君	立君
沢田 一精君	塩君
野知 浩之君	明君
宮崎 正義君	武夫君
中村 五郎君	茂君
伊藤 勝保君	大君
白井 一弘君	田代富士勇君
鈴木 曾祢	北條 勇君
吉江 益君	中上川アキ君
伊藤 勝保君	篠原 勇君
北條 浩君	大君
和泉 白井	多田 二木
柏原 重政	前田 謙吾君
辻 榛原	省吾君
ヤス君	小平 芳平君
武寿君	芳平君
茂嘉君	邦彦君
徳君	前田佳都男君
徹一君	大君
正治君	大君
渋谷	大君
山田	大君
林田	大君
正治君	大君
邦彦君	大君
前田佳都男君	大君
大君	大君

白木義一郎君	山内一郎君	國田清充君	林田悠紀夫君	船田涉君	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高
白木義一郎君	山内一郎君	國田清充君	林田悠紀夫君	船田涉君	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高
白木義一郎君	山内一郎君	國田清充君	林田悠紀夫君	船田涉君	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高
白木義一郎君	山内一郎君	國田清充君	林田悠紀夫君	船田涉君	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高
白木義一郎君	山内一郎君	國田清充君	林田悠紀夫君	船田涉君	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高	高橋文五郎君	大森久司君	源田源君	川野日高	小林萬篤	三曉君	廣為君	桂君	稻浦柴田	鹿藏君	青柳平島	横山古池	石井横山	日高

昭和四十一年六月二十七日 參議院会議録第三十五号

政府委员

國務大臣

吉田忠三郎君	大橋和幸君	田中寿美子君	渡辺勘吉君
小林武君	武君	松本賢一君	
佐野芳雄君	芳雄君	中村順造君	
野上元君	元君	森中千葉千代世君	
武内五郎君	五郎君	守義君	
占部鈴木要君	要君	森中忠二君	
小柳雲君	雲君	相澤重明君	
中村秀男君	秀男君	元治郎君	
電田得治君	得治君	光村甚助君	
大倉精一君	精一君	伊藤顕道君	
岡田幡治君	幡治君	大矢正君	
木村福八郎君	福八郎君	森繁夫君	
加藤シヅエ君	シヅエ君	加瀬完君	
羽生三七君	三七君	近藤信一君	
法務大臣	法務大臣	小酒井義男君	
大蔵大臣	大蔵大臣	椿等君	
郵政大臣	郵政大臣	久保道子君	
通商産業大臣	通商産業大臣	藤原道子君	
國務大臣	國務大臣	兼人君	
國務大臣	國務大臣	松澤勝君	
國務大臣	國務大臣	野溝勝君	
防衛施設庁長官	防衛施設庁長官	石井光次郎君	
農林政務次官	農林政務次官	福田赳夫君	
電気通信監理官	電気通信監理官	鈴木善幸君	
小幡安井	小幡安井	三木寅太君	
後藤義隆君	後藤義隆君	永山忠則君	
畠山謙君	畠山謙君	福田祐一君	
島山久男君	島山久男君	松野久雄君	
一郎君	一郎君	小平久雄君	

定旨一部

、ただし良質紙は三十円
(配送料共)

発行所

八
津
港

四

庚子

京 莫

五

八二印

印地

四一

一

大代局

四

— 1 —